

# 勝浦市公共施設等総合管理計画

「“豊かな自然”に抱かれて“心豊か”に過ごせるまち かつうら」を目指して



カツウラのマスコット  
勝浦カッピー

平成 29 年 3 月

令和 4 年 3 月改訂

令和 6 年 3 月改訂

勝浦市



## 【目次】

<b>第1章</b>	<b>公共施設等総合管理計画について</b> .....	<b>2</b>
第1節	計画策定の目的.....	2
第2節	計画の位置付け.....	2
第3節	計画期間.....	4
第4節	対象とする公共施設等.....	4
<b>第2章</b>	<b>勝浦市の概要</b> .....	<b>14</b>
第1節	沿革.....	14
第2節	地理.....	14
<b>第3章</b>	<b>公共施設等の現況及び将来の見通し</b> .....	<b>16</b>
第1節	公共建築物.....	16
第1項	保有数量.....	16
第2項	建築年度別の状況.....	19
第3項	耐震化の状況.....	21
第4項	運営・管理状況.....	22
第2節	インフラ系施設.....	27
第1項	道路.....	27
第2項	トンネル.....	28
第3項	橋梁.....	29
第4項	上水道.....	30
第5項	下水道.....	30
第6項	公園.....	31
第7項	インフラ系施設の維持管理経費.....	32
第3節	土地.....	34
第4節	有形固定資産減価償却率の推移.....	35
第5節	人口.....	37
第1項	人口の推移と将来推計.....	37
第2項	地域別の人口.....	38
第6節	財政.....	40
第1項	普通会計.....	40
第2項	水道事業会計.....	47
第3項	主要財政指標.....	50
第7節	維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み.....	51
第1項	試算方法.....	51
第2項	試算結果.....	58
<b>第4章</b>	<b>公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針</b> .....	<b>66</b>
第1節	計画期間.....	66
第2節	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策.....	66

第1項	全庁的な取組体制.....	66
第2項	情報管理・共有方策.....	66
<b>第3節</b>	<b>現状や課題に関する基本認識.....</b>	<b>67</b>
第1項	公共施設等の老朽化.....	67
第2項	人口減少・少子高齢化、“心豊か”に過ごせるまちかつうらを目指した公共施設等.....	67
第3項	厳しい財政状況.....	67
第4項	公共施設等に係る維持管理・更新等費用.....	67
<b>第4節</b>	<b>公共施設等の管理に関する基本的な考え方と取組方針.....</b>	<b>69</b>
第1項	基本的な考え方.....	69
第2項	総量縮減に向けた数値目標とP D C Aサイクルの確立.....	71
第3項	過去に行った対策の実績.....	72
第4項	9つの実施方針.....	73
<b>第5節</b>	<b>P D C Aサイクルの推進方針.....</b>	<b>75</b>
第1項	本計画の見直し及び公表等.....	75
第2項	個別施設計画等の実行スケジュール.....	75
<b>第6節</b>	<b>地方公会計の活用.....</b>	<b>76</b>
<b>第7節</b>	<b>近隣市町等との広域連携の推進方針.....</b>	<b>76</b>
<b>第8節</b>	<b>各種計画や指針等を踏まえた施策の連携方針.....</b>	<b>76</b>
<b>第5章</b>	<b>施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....</b>	<b>78</b>
<b>第1節</b>	<b>建築系公共施設の管理に関する基本的な方針.....</b>	<b>78</b>
第1項	学校教育系施設.....	78
第2項	市民文化系施設.....	81
第3項	社会教育系施設.....	85
第4項	スポーツ施設.....	87
第5項	産業関連施設.....	90
第6項	子育て支援施設.....	93
第7項	保健・福祉施設.....	96
第8項	行政系施設.....	99
第9項	公営住宅.....	104
第10項	供給処理施設.....	106
第11項	その他建築系公共施設.....	112
<b>第2節</b>	<b>インフラ系施設の管理に関する基本的な方針.....</b>	<b>117</b>
第1項	道路.....	117
第2項	トンネル.....	118
第3項	橋梁.....	118
第4項	上水道.....	119
第5項	下水道.....	119
第6項	公園.....	120

## 第1章 公共施設等総合管理計画について

---

# 第1章 公共施設等総合管理計画について

## 第1節 計画策定の目的

公共施設等総合管理計画は、今後の厳しい財政見通しや、少子・高齢化による公共施設の利用需要の変化等を踏まえた上で、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・集約化・長寿命化等を計画的に実施していくことで、財政負担を低減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することを目的としています。

## 第2節 計画の位置付け

国においては「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」との認識のもと、平成25年11月には「インフラ長寿命化基本計画」が策定され、加えて、全国的に公共施設等の老朽化対策が課題となっている状況を踏まえ、平成26年4月に総務省から全国の地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定要請がなされました。「公共施設等総合管理計画」は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく地方公共団体における行動計画として位置付けられています。

市においては、公共施設等総合管理計画は、市の最上位計画である「勝浦市総合計画」（計画期間令和5年度～令和16年度）の下位計画として位置付けられます。また、各個別施設の計画は、公共施設等総合管理計画を基本的な計画として、整合が図られる必要があります（図1-1、表1-1）。

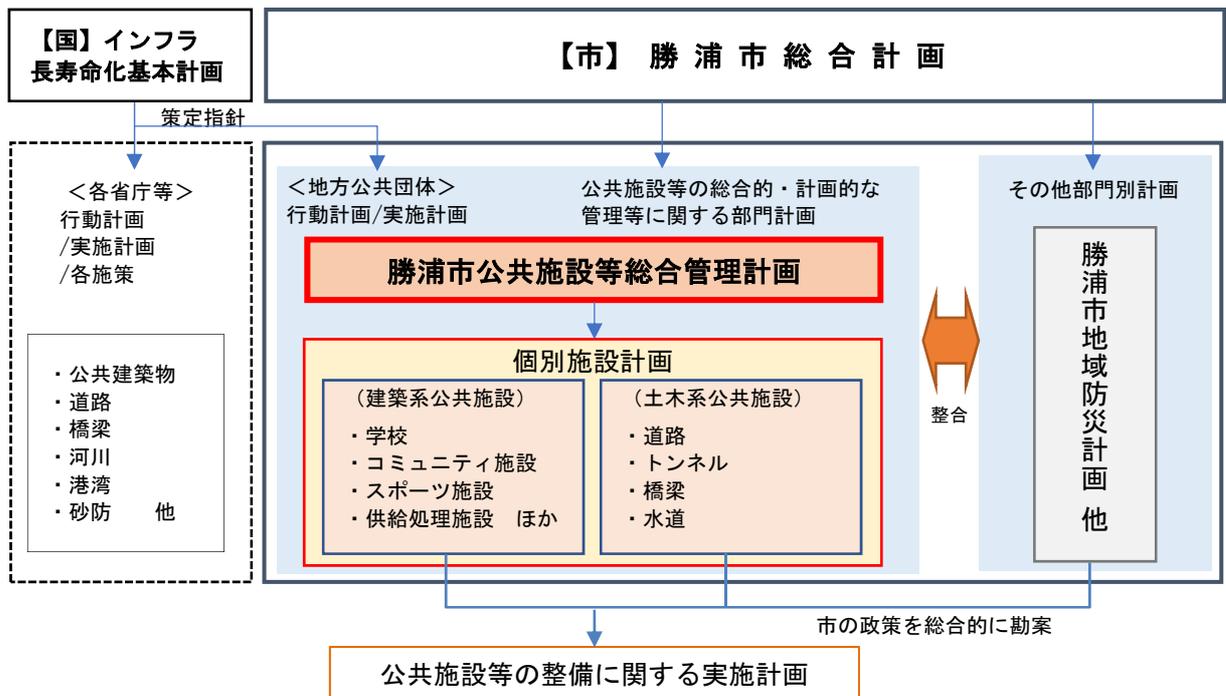


図 1-1 公共施設等総合管理計画の位置付け

表 1-1 個別施設計画一覧

【公共建築物(建築系公共施設)】

令和 5 年 4 月時点

大分類	計画名	策定年月	備考
学校教育系施設	勝浦市学校施設の長寿命化計画	R2. 3	学校給食共同調理場を含む
市民文化系施設	勝浦市個別施設計画（市民文化系施設（勝浦市芸術文化交流センター））	R5. 3	
	勝浦市公共施設個別施設計画コミュニティ施設編	H31. 3	勝浦市立図書館（社会教育系施設）は、集会施設との複合施設のため包含されている位置付け
社会教育系施設			
スポーツ施設	勝浦市個別施設計画（スポーツ施設）	R4. 3	
産業関連施設	勝浦市個別施設計画（産業関連施設）	R5. 3	
子育て支援施設	勝浦市個別施設計画（子育て支援施設・保健福祉施設）	R3. 3	
保健・福祉施設			
行政系施設	勝浦市個別施設計画（行政系施設（本庁舎、庁舎別館））	R5. 3	
	勝浦市個別施設計画（行政系施設（消防施設、防災関連施設、倉庫・保管庫））	R5. 3	
公営住宅	勝浦市営住宅長寿命化計画	R4. 3	
供給処理施設	勝浦市個別施設計画（廃棄物処理施設（ごみ焼却施設））	R5. 3	
	勝浦市個別施設計画（し尿処理施設（勝浦市衛生処理場））	R5. 3	
その他建築系公共施設	勝浦市個別施設計画（その他建築系公共施設（かつうら聖苑））	R5. 3	
	勝浦市個別施設計画（その他建築系公共施設（公衆トイレ））	R5. 3	
	勝浦市個別施設計画（その他建築系公共施設（旧小学校他））	R5. 3	

【インフラ系施設(土木系公共施設)】

令和 5 年 4 月時点

大分類	計画名	策定年月	備考
道路	勝浦市道路附属物修繕計画	R4. 3	横断歩道橋、大型ボックスカルバート
	勝浦市舗装修繕計画	H30. 4	
トンネル	勝浦市トンネル長寿命化修繕計画	R5. 3	
	勝浦市林道施設長寿命化計画	R3. 1	
橋梁	勝浦市橋梁長寿命化修繕計画	R5. 3	
上水道	勝浦市水道ビジョン・経営戦略	R2. 7	

### 第3節 計画期間

本計画の計画期間は、平成29（2017）年度から令和8（2026）年度までの10年間とします。なお、平成28年度の初回策定後、国の策定指針の改訂や各個別施設計画の策定（表1-1）を反映して、令和3年度及び令和5年度に本計画の改訂を行っています。

### 第4節 対象とする公共施設等

本計画では、学校や庁舎等の公共建築物（建築系公共施設）や、道路、トンネル、橋梁等のインフラ系施設（土木系公共施設）を含む、市が保有する全ての公共施設等を対象としています。

公共建築物 （建築系公共施設）	インフラ系施設 （土木系公共施設）
（例） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小学校・中学校、学校給食共同調理場</li><li>・ 芸術文化交流センター、集会所、青年館</li><li>・ 図書館</li><li>・ スポーツ施設</li><li>・ 観光関連施設</li><li>・ 保育所、放課後ルーム</li><li>・ 保健施設</li><li>・ 庁舎、備蓄倉庫、消防施設</li><li>・ 市営住宅</li><li>・ 浄水場、ごみ処理施設、し尿処理施設</li><li>・ 火葬場、公衆便所等</li></ul>	（例） <ul style="list-style-type: none"><li>・ 道路（市道、農道、林道、臨港道路）</li><li>・ トンネル、橋梁</li><li>・ 上水道、下水道</li><li>・ 公園</li></ul>

表 1-2 対象とする公共施設等(建築系公共施設)

用途分類			施設名称
大分類	中分類	細分類	
学校教育系施設	学校	小学校	勝浦小学校
			豊浜小学校
			興津小学校
			上野小学校
総野小学校			
		中学校	勝浦中学校
	学校給食共同調理場	学校給食共同調理場	学校給食共同調理場
市民文化系施設	文化施設	ホール施設	勝浦市芸術文化交流センター
	集会施設	集会所	勝浦集会所
			興津集会所((旧)興津中)
			上野集会所
			総野集会所
		青年館	大楠青年館
			鶴原青年館
			関谷青年館
			部原青年館
			松野青年館
			松部青年館
			上植野青年館
			新戸青年館
			大森青年館
			吉尾青年館
原青年館			
杉戸青年館			
その他集会施設	その他集会所	新官区民会館	
		中倉農村交流館	
社会教育系施設	図書館	図書館	勝浦市立図書館
スポーツ施設	スポーツ施設	テニスコート	荒川テニスコート研修室
			荒川テニスコート
		グラウンド等	(旧)興津中学校グラウンド
			(旧)北中学校グラウンド
		体育館等	(旧)興津中学校体育館
			(旧)興津中学校柔剣道場
(旧)北中学校体育館			
産業関連施設	観光関連施設	観光案内所	勝浦駅前観光案内所
			鶴原駅前観光案内所
			興津駅前興津・守谷観光案内所
		観光交流施設	KAPPY ビジターセンター
			かつうら海中公園滞在型観光施設
		東屋	鶴原海岸(吉尾側)東屋
			鶴原海岸(鶴原側)東屋
			八幡岬公園東屋
鶴原海岸(中央)東屋			

用途分類			施設名称
大分類	中分類	細分類	
子育て支援施設	幼保・こども園	保育所	上野保育所
			総野保育所
		認定こども園	勝浦こども園
	幼児・児童施設	放課後ルーム	かつうら放課後ルーム
保健・福祉施設	保健施設	診療所	国民健康保険勝浦診療所
		保健福祉センター	勝浦市保健福祉センター
	その他保健施設	医師住宅	勝浦診療所医師住宅
行政系施設	庁舎等	庁舎	勝浦市役所庁舎
			勝浦市役所庁舎別館
	防災関連施設	備蓄倉庫	災害用備蓄倉庫((旧)郁文小)
			災害用備蓄倉庫((旧)北中)
			災害用備蓄倉庫(芸術文化交流センター)
			災害用備蓄倉庫(総野集会所)
			災害用備蓄倉庫((旧)清海小)
			防災備蓄センター(福祉避難所)(備蓄倉庫)
			防災行政無線中継局舎
	消防施設	消防詰所・器具置場	1-1勝浦出水消防器具置場兼詰所
			1-2浜勝浦消防器具置場兼詰所
			1-3墨名消防器具置場兼詰所
			1-4串浜・松部消防器具置場兼詰所
			2-1新官消防器具置場兼詰所
			2-2部原消防器具置場兼詰所
			2-3沢倉消防器具置場兼詰所
			2-4川津消防器具置場兼詰所
			3-1鶴原消防器具置場兼詰所
			3-2吉尾消防器具置場兼詰所
			3-3興津消防器具置場兼詰所
			3-4浜行川消防器具置場兼詰所
			3-5守谷消防器具置場兼詰所
			4-1・4-2植野消防器具置場兼詰所
			4-3大森消防器具置場兼詰所
			4-4名木他消防器具置場兼詰所
			4-5貝掛・南山田消防器具置場兼詰所
			4-6小羽戸消防器具置場兼詰所
			5-1平田消防器具置場兼詰所
			5-2宿戸消防器具置場兼詰所
5-3白木消防器具置場			
5-4芳賀消防器具置場兼詰所			
5-5大楠消防器具置場兼詰所			
6-1松野・小松野消防器具置場兼詰所			
6-2中倉消防器具置場兼詰所			
6-3杉戸消防器具置場兼詰所			
6-4市野郷消防器具置場兼詰所			
6-5佐野消防器具置場兼詰所			
6-6市野川消防器具置場兼詰所			

用途分類			施設名称
大分類	中分類	細分類	
	その他行政系施設	倉庫・保管庫	生涯学習課体育倉庫
公営住宅	公営住宅	市営住宅	川津万名浦団地
			沢倉旭ヶ丘第1団地
			沢倉旭ヶ丘第2団地
			沢倉梨の木第1団地
			沢倉梨の木第2団地
			沢倉梨の木第3団地
			沢倉梨の木第4団地
			浜勝浦みなと団地
供給処理施設	水道関連施設	浄水場	佐野浄水場
			松部浄水場(※休止中)
	廃棄物処理施設	ごみ処理施設	勝浦市クリーンセンター
		し尿処理施設	勝浦市衛生処理場
その他 建築系公共施設	斎場・墓苑	火葬場	かつうら聖苑
	その他 建築系公共施設	公衆便所	守谷海岸公衆トイレ
			鵜原理想郷公衆トイレ
			潮風散歩道トイレ
			朝市トイレ
			勝浦朝市公衆トイレ
			中央海岸公衆トイレ
			鵜原海岸(東側)公衆トイレ
			鵜原海岸(西側)公衆トイレ
		(旧)小学校	(旧)行川小学校
			(旧)清海小学校
			(旧)郁文小学校
		(旧)中学校	(旧)北中学校校舎等
		(旧)保育所	(旧)鵜原保育所
その他	千葉県立大原高等学校(旧)勝浦若潮キャンパス		

(令和5年4月時点)

※(旧)興津集会所(駅前)及び(旧)勝浦診療所施設は令和5年度内に解体のため掲載していません。

表 1-3 対象とする公共施設等(インフラ系施設)

分類	数量	備考
道路	総延長 246 km(市道)、121km(農道・林道) 道路附属物:歩道橋 1 橋、ボックスカルバート 1 基	
トンネル	33 箇所	林道 2 箇所を含む
橋梁	113 橋	「勝浦市橋梁長寿命化修繕計画」の対象は 111 橋
上水道	浄水場 1 箇所、配水池 8 箇所、 水道管路 195.88 km	
下水道	都市下水路(雨水排水) 約 2.78 km	
公園	26 箇所 約 6.5ha	

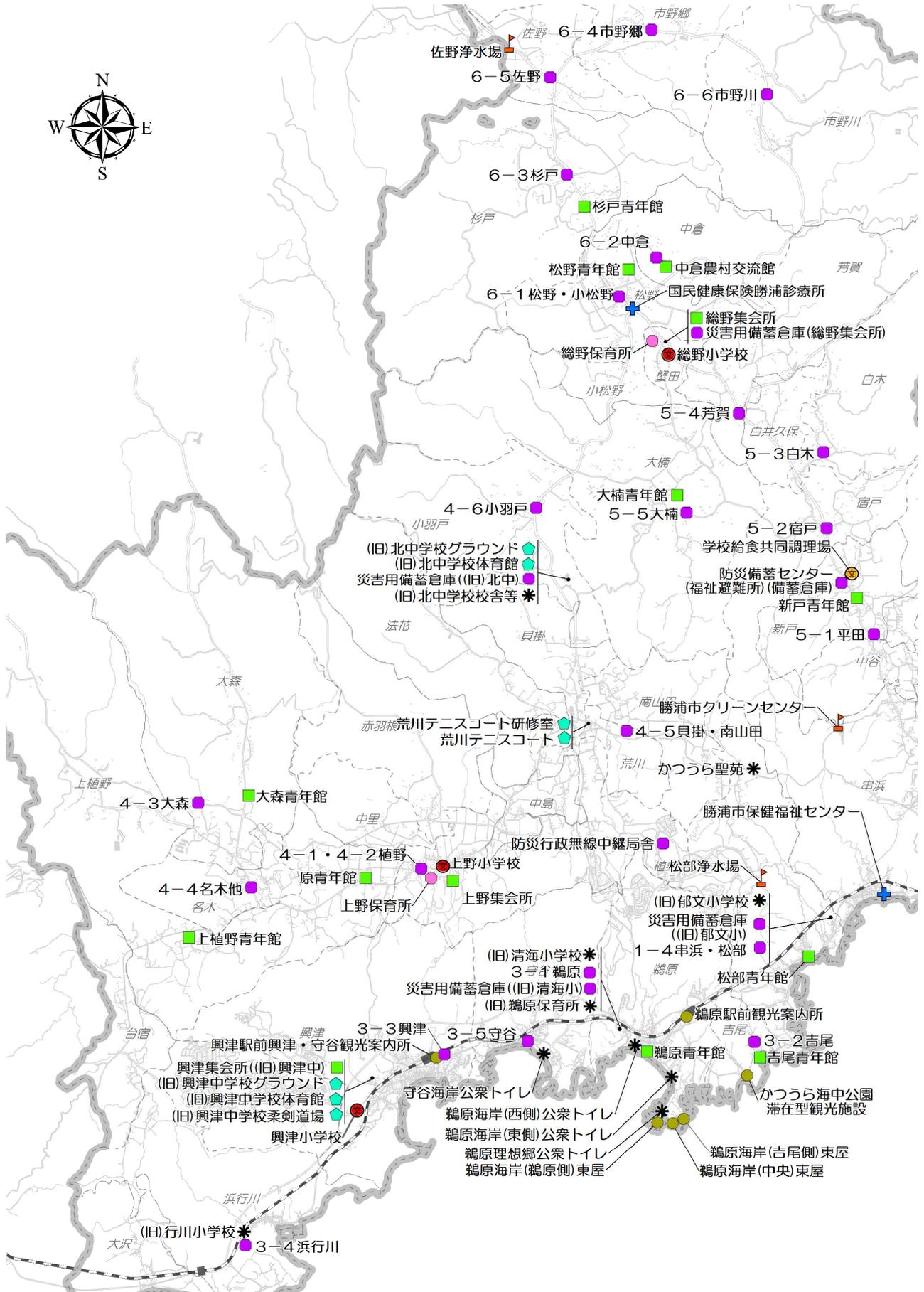
(令和 4 年度末)

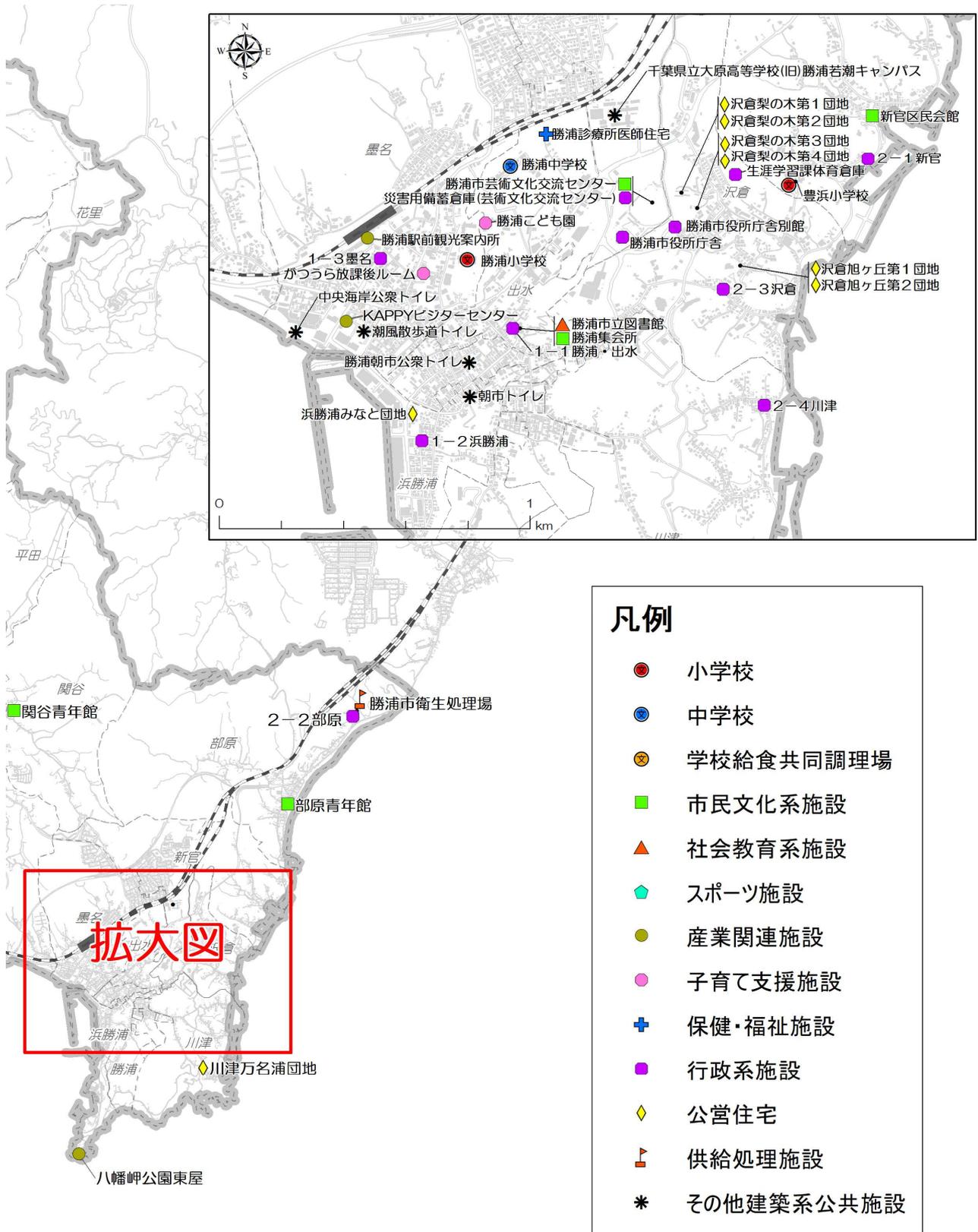
表 1-4 対象とする公共施設等(土地)

分類	面積
行政財産	588,217.35 m <sup>2</sup>
普通財産	2,959,248.18 m <sup>2</sup>
合計	3,547,465.53 m <sup>2</sup>

(令和 4 年度末)







この地図の背景には、国土地理院の基盤地図情報の一部を使用しています。





## 第2章 勝浦市の概要

---

## 第2章 勝浦市の概要

### 第1節 沿革

本市は、昭和30年に旧勝浦町、旧興津町、旧上野村、旧総野村の4町村が合併して勝浦町となり、昭和33年に千葉県内18番目の市として誕生しました。

<年表>

年号	出来事
明治22 (1889年)	町村制の施行により勝浦村・豊浜村・清海村・上野村・総野村が生まれる
明治23 (1890年)	勝浦村が勝浦町となる
大正10 (1921年)	清海村が興津町となる
昭和12 (1937年)	勝浦町が豊浜村と合併
昭和30 (1955年)	4ヵ町村が合併して勝浦町になる
昭和33 (1958年)	千葉県内18番目の市として勝浦市が誕生

### 第2節 地理

本市は、房総半島の南東部、黒潮が北上する太平洋側（外房）に面しており、都心からは75km圏内、県庁所在地である千葉市からは南約50kmに位置しています。海岸線は自然景観に富み、内陸部は海拔150m～250mの緑豊かな房総丘陵が広がっています。「日本の渚百選」に選ばれた鵜原・守谷海岸等、太平洋岸に広がる美しい砂浜とリアス式海岸、房総丘陵の山並みがおりなす風景は、南房総国立公園の一部にも指定されており、首都圏有数のリゾート地として、年間100万人を超える観光客を受け入れています（新型コロナウイルス感染拡大下を除く）。

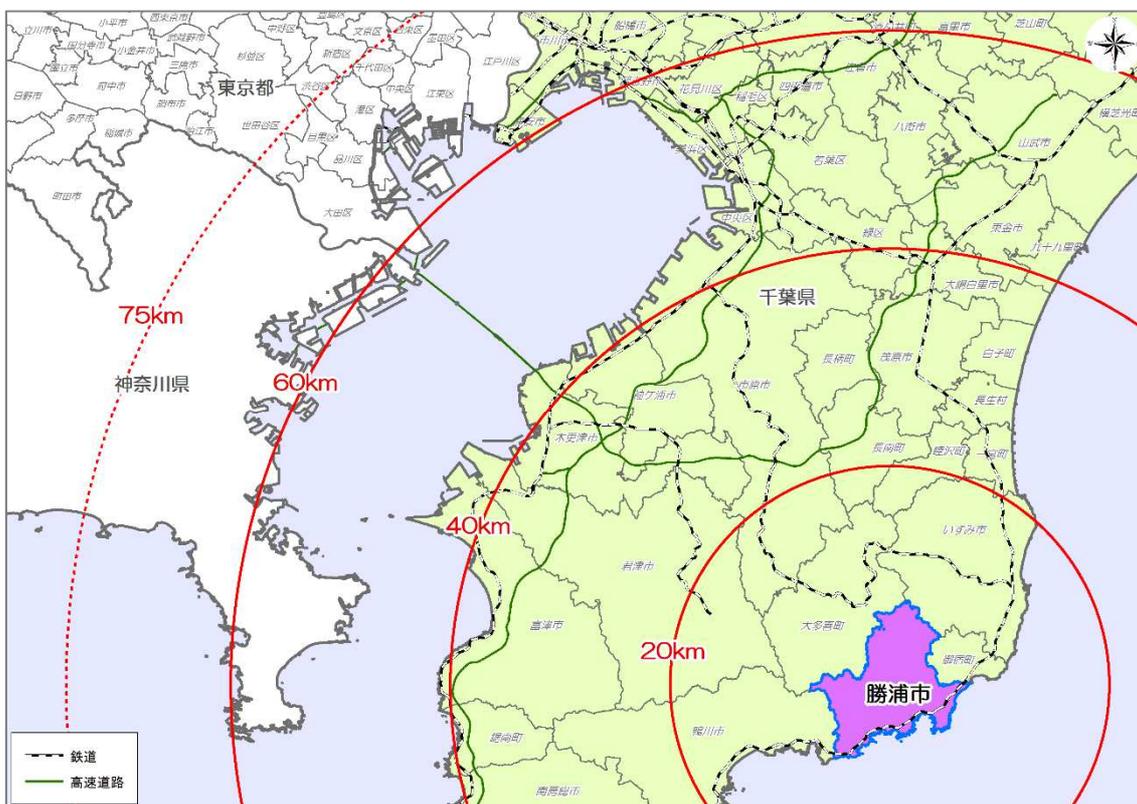


図 2-1 勝浦市の位置

### 第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

---

## 第3章 公共施設等の現況及び将来の見通し

### 第1節 公共建築物

#### 第1項 保有数量

##### (1) 施設類型ごとの保有数量

対象施設の延床面積は、令和5年4月時点、市全体で約8万8,700㎡となっています。

用途別では、その他建築系公共施設の延床面積の割合が最も多く、市の公共建築物全体の約28%（約2万4,600㎡）を占めています。続いて、学校教育系施設が約27%（約2万4,100㎡）、市民文化系施設が約11%（約1万100㎡）、庁舎等の行政系施設が約11%（約9,500㎡）です。

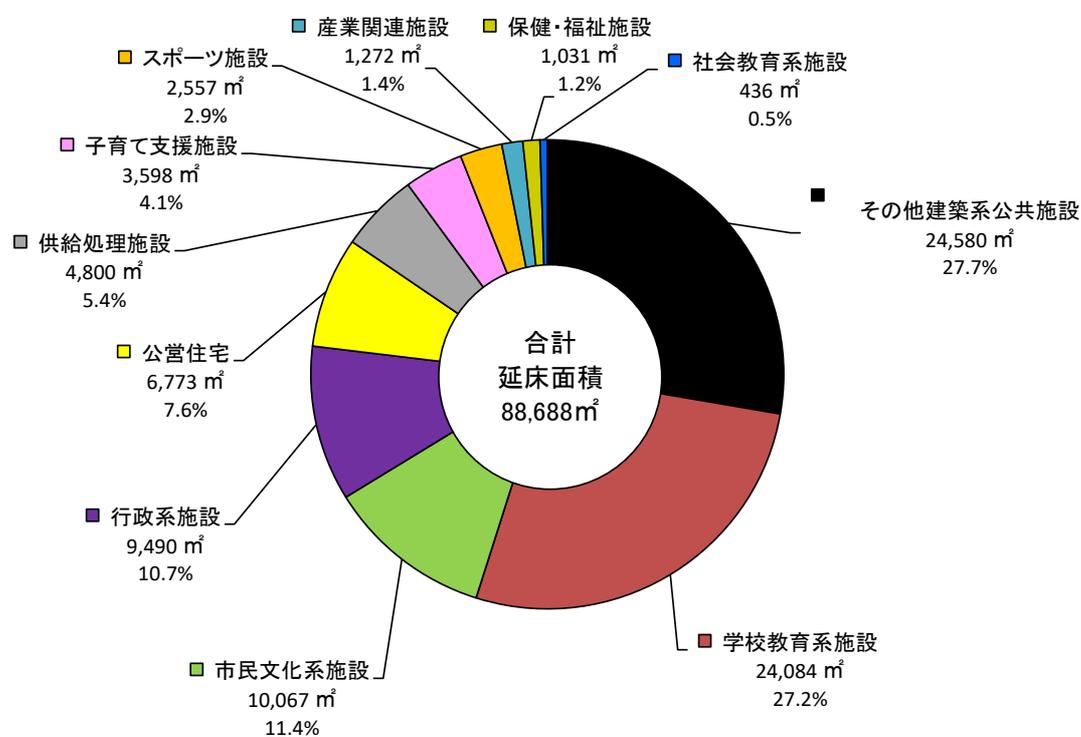


図 3-1 施設類型(大分類)別延床面積の割合

(注) スポーツ施設の面積は、テニスコート研修室、体育館及び柔剣道場です。

出典：公有財産台帳（令和5年4月）

表 3-1 建築系公共施設の施設類型(大分類・中分類)別延床面積の内訳

No	大分類	施設数	延床面積 (㎡)	構成比	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	構成比
1	学校教育系施設	7	24,083.66	27.2%	学校	6	22,945.10	25.9%
					学校給食共同調理場	1	1,138.56	1.3%
2	市民文化系施設	19	10,067.32	11.4%	文化施設	1	4,889.72	5.5%
					集会施設	16	4,823.48	5.4%
					その他集会施設	2	354.12	0.4%
3	社会教育系施設	1	435.67	0.5%	図書館	1	435.67	0.5%
4	スポーツ施設	4 (7)	2,557.06	2.9%	スポーツ施設	4 (7)	2,557.06	2.9%
5	産業関連施設	9	1,272.27	1.4%	観光関連施設	9	1,272.27	1.4%
6	子育て支援施設	4	3,597.77	4.1%	幼保・こども園	3	3,212.16	3.6%
					幼児・児童施設	1	385.61	0.4%
7	保健・福祉施設	3	1,031.33	1.2%	保健施設	2	930.31	1.0%
					その他保健施設	1	101.02	0.1%
8	行政系施設	39	9,489.57	10.7%	庁舎等	2	7,452.32	8.4%
					防災関連施設	7	378.57	0.4%
					消防施設	29	1,609.00	1.8%
					その他行政系施設	1	49.68	0.1%
9	公営住宅	8	6,772.78	7.6%	公営住宅	8	6,772.78	7.6%
10	供給処理施設	4	4,799.68	5.4%	水道関連施設	2	501.53	0.6%
					廃棄物処理施設	2	4,298.15	4.8%
11	その他 建築系公共施設	15	24,580.44	27.7%	斎場・墓苑	1	766.98	0.9%
					その他建築系公共施設	14	23,813.46	26.8%
	合計	113 (116)	88,687.55	100.0%	合計	113 (116)	88,687.55	100.0%

(注 1) 四捨五入の関係で、構成比の内訳の合計が全体と一致しない場合があります。

(注 2) スポーツ施設及び合計の施設数における括弧内の数値は、テニスコート 1 箇所及びグラウンド 2 箇所を含めた数です。

出典：公有財産台帳（令和 5 年 4 月）

## (2) 市民一人あたりの延床面積

### ①市における推移

市民一人あたりの公共建築物の延床面積の推移は、昭和55年には一人あたり2.40㎡/人でしたが、その後の人口減少により、令和2年度には5.32㎡/人となっています。

今後、人口推計に基づく人口推移のもと、令和2年度時点の公共建築物の延床面積を保持したものと仮定すると、約5年後の令和7年度には6.00㎡/人(約1.1倍)、10年後の令和12年度には6.84㎡/人(約1.3倍)、20年後の令和22年度には9.31㎡/人(約1.8倍)となる見込みです。

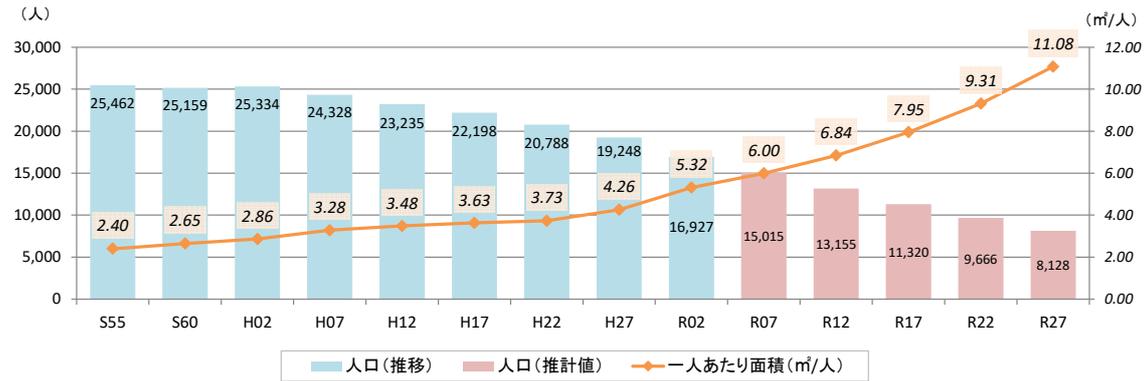
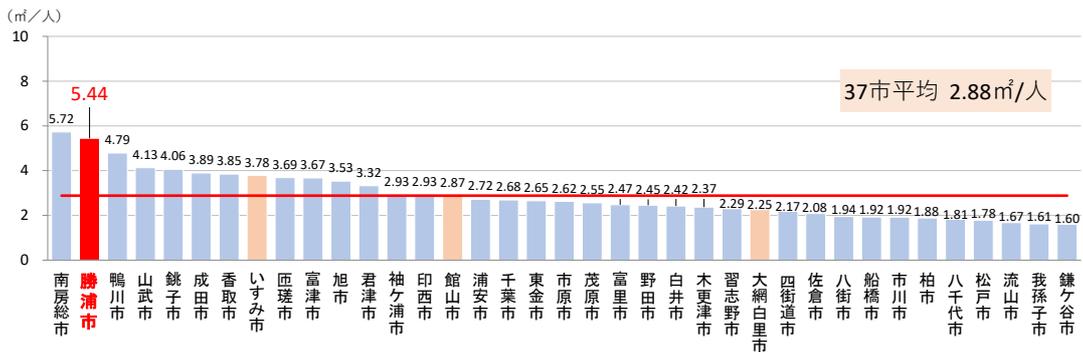


図 3-2 市民一人あたりの公共施設延床面積の推移

出典：人口は、昭和55～令和2年度までは国勢調査。令和7年度以降は、「勝浦市総合計画（令和5年3月）」における人口推計値。

延床面積は、各年度の「財産に関する調査」（行政財産と普通財産の合計。水道企業会計の資産を含まず）で、令和7年度以降は同年度の面積を保持した場合として仮定している。

### ②千葉県における比較



市民一人あたりの公共施設延床面積を千葉県内の各市と比較した場合、本市は、多い方から2番目であり、37市平均と比較すると約1.9倍となっています。

※薄橙色は勝浦市の類似団体を示す。

図 3-3 県内各市の一人あたりの公共施設延床面積の比較(令和3年度)

出典：人口は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（総務省、令和4年1月1日）

延床面積は、「公共施設状況調」（総務省、令和3年度）（行政財産・普通財産）。

## 第2項 建築年度別の状況

### (1) 経過年数別の延床面積

現存する公共建築物の建築年度別の状況を見ると、令和5年度時点で、建築後30年以上<sup>1</sup>を経過する公共建築物の延床面積の割合は、全体の73.4%です。昭和39年度の勝浦中学校、昭和45～46年度の(旧)北中学校ほか、昭和50年代に建築された小中学校校舎や、市営住宅である浜勝浦みなと団地(昭和44年度)や沢倉梨の木第1団地(昭和44年度)、市役所庁舎(平成3年度)、平成29年度に千葉県より移譲を受けた大原高等学校(旧)勝浦若潮キャンパス(昭和41年度)等が建築後30年を経過しています。

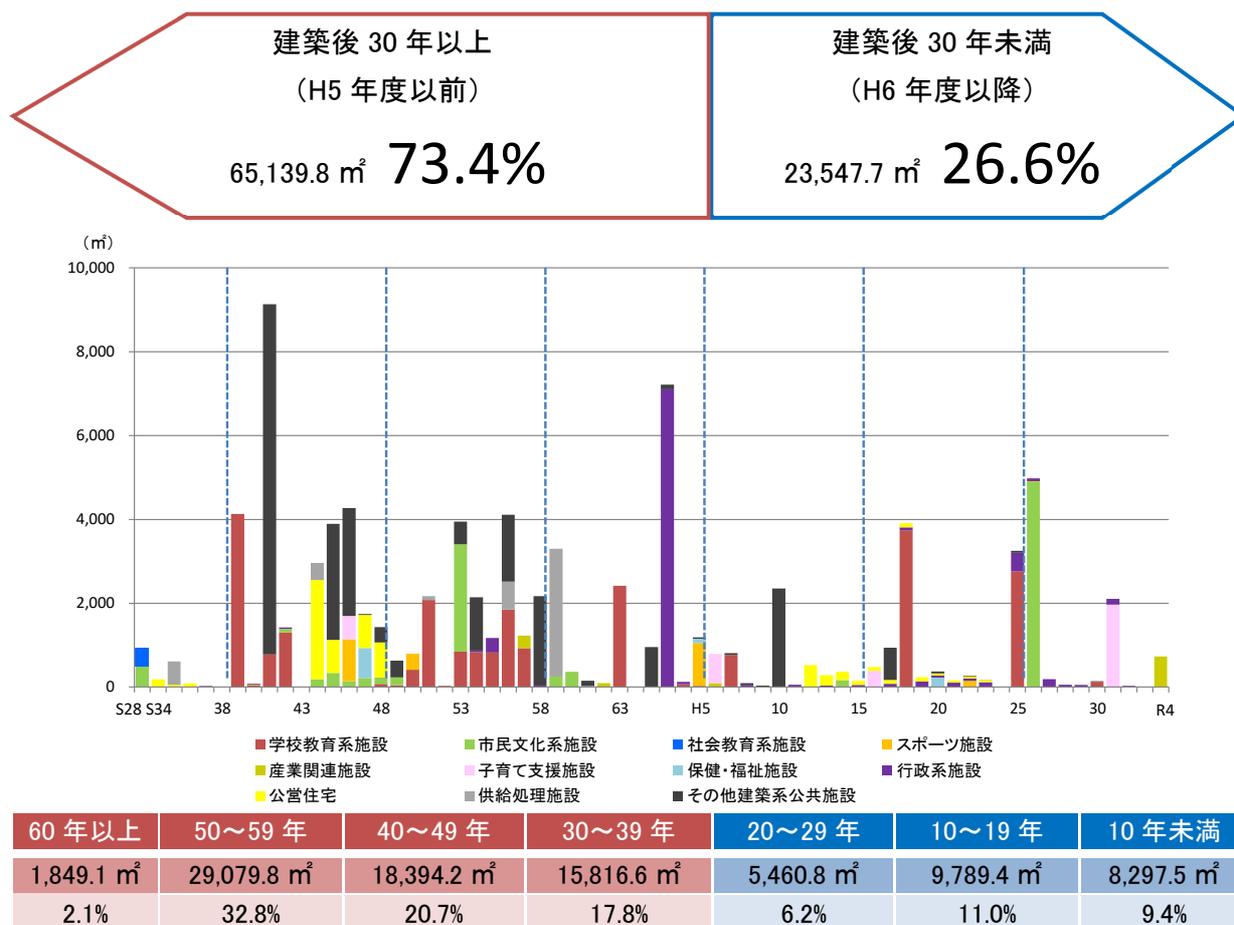


図 3-4 建築年度別・施設類型別延床面積

(※) 小数点以下の関係で内訳と合計が一致しない箇所があります。

出典：公有財産台帳（令和5年4月）

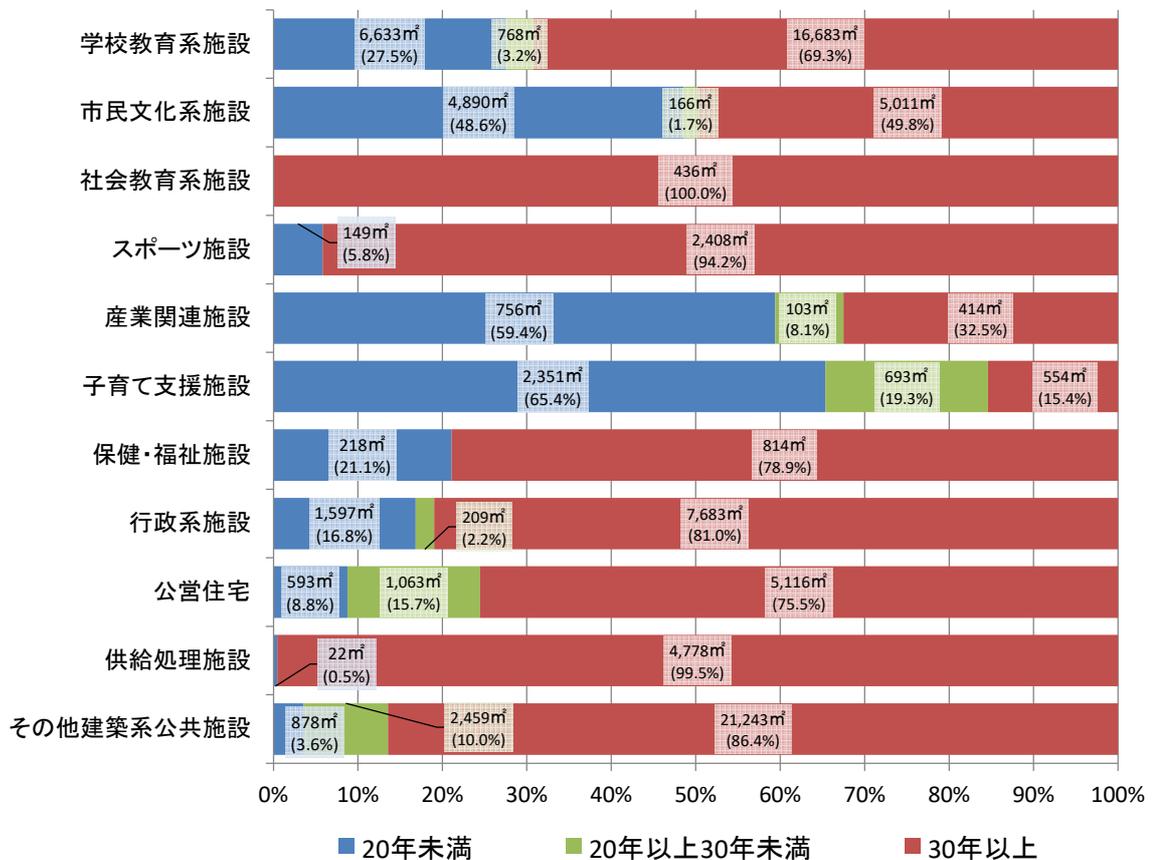
<sup>1</sup> 建築後30年を経過すると、躯体（屋上や壁等）や給排水設備などの老朽化や経年劣化の進行具合により、大規模修繕（部分的ではなく建物全体に及ぶような修繕）の必要性が増すため、老朽化の進行度合いの一つの目安として捉えています。

## (2) 施設類型ごとの状況

用途別では、令和5年度時点で、建築後30年以上を経過する延床面積が最も大きいものは、その他建築系公共施設の約2万1,200㎡で、続いて、学校教育系施設の約1万6,700㎡、行政系施設の約7,700㎡、公営住宅の約5,100㎡、市民文化系施設の約5,000㎡、供給処理施設の4,800㎡となっています。

その他建築系公共施設では旧学校施設や旧保育所の建物が、市民文化系では青年館等の多くが、建築後30年以上の建物です。

用途ごとの割合では、供給処理施設（廃棄物処理施設、浄水場）及び社会教育系施設（図書館）で約100%が建築後30年以上となっています。



(注) 四捨五入の関係で、構成比の内訳の合計が全体と一致しない場合があります。

図 3-5 施設類型別・経過年数別の状況(延床面積構成比)

出典：公有財産台帳（令和5年4月）

### 第3項 耐震化の状況

本市では、「勝浦市耐震改修促進計画」（平成29年3月改定）に基づき、住宅、特定建築物<sup>2</sup>、市有建築物（特定建築物のうち市有のもの）の耐震化の促進に取り組んでいます。

令和5年4月時点の市有建築物の耐震化状況は、下表のとおり全体で66.7%です。

表 3-2 市有建築物の耐震化の状況

用途区分	市有建築物	耐震化の状況(令和5年4月)		
		総棟数	耐震性を有する建築物	耐震化率
防災対策上重要な施設	市役所庁舎・別館、区民会館、市立小・中学校(校舎・体育館)、青年館、集会所、図書館、消防団詰所、芸術文化交流センター、学校給食共同調理場、防災備蓄センター	93	67	72.0%
要配慮者施設	保育所、認定こども園、こども館(児童館)、放課後ルーム、診療所、保健福祉センター	10	6	60.0%
不特定多数の者が利用する施設	観光案内所、観光交流施設、公衆便所、朝市休憩所、テニスコート研修所、体育倉庫	14	13	92.9%
住宅	市営住宅、診療所(医師住宅)	62	35	56.5%
その他	クリーンセンター、衛生処理場、取水場・浄水場、火葬場	10	5	50.0%
合計		189	126	66.7%

出典：市資料

<sup>2</sup> 特定建築物とは、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」第14条第1号に掲げる学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の多数のものが利用する一定規模以上の建築物と同条第2号に掲げる危険物の一定数量以上の貯蔵場及び処理場の用途に供する建築物政令で、第3号に掲げる地震時に通行を確保すべき道路沿いの建築物をいいます。

## 第4項 運営・管理状況

### (1) 指定管理者制度の導入状況

指定管理者制度は、平成15年の地方自治法の一部改正に伴い導入された制度で、公の施設について、地方公共団体が指定する法人その他の団体にその管理を代行させることができるようになったものです。施設の管理に民間のノウハウを活用することにより、住民サービスの向上や経費の節減等を図り、施設の設置の目的を効果的に達成することを目的としています。

市では、令和5年4月現在、以下の4つの施設で指定管理者制度を導入しています。

表 3-3 指定管理者制度の導入施設

番号	用途分類 (中分類)	施設名	指定管理者	指定期間
1	その他集会施設	勝浦市中倉農村交流館及び 中倉ふれあい農園	中倉区	R5年4月～ R10年3月
2	観光関連施設	かつうら海中公園滞在型観光 施設	ソルト・コンソーシアム株式会社	R4年7月～ R9年3月
3	保健施設	勝浦市保健福祉センター	社会福祉法人 勝浦市社会福祉協議会	R5年4月～ R7年3月
4	斎場・墓苑	かつうら聖苑	株式会社 宮本工業所	R5年4月～ R10年3月

出典：所管課資料

※観光案内所（3施設）及びKAAPYビジターセンターは令和5年4月より直営となりました。

## (2) 施設の複合化や併設の状況

複合施設とは、複数の施設が同じ建物内に配置されているものを、併設施設とは、複数の施設が同じ敷地内に配置されているものをいいます。施設の複合化や併設は、建物や敷地のスペースの有効活用、施設の維持管理の効率化、利用者の利便性やサービスの向上等への効果を期待されています。

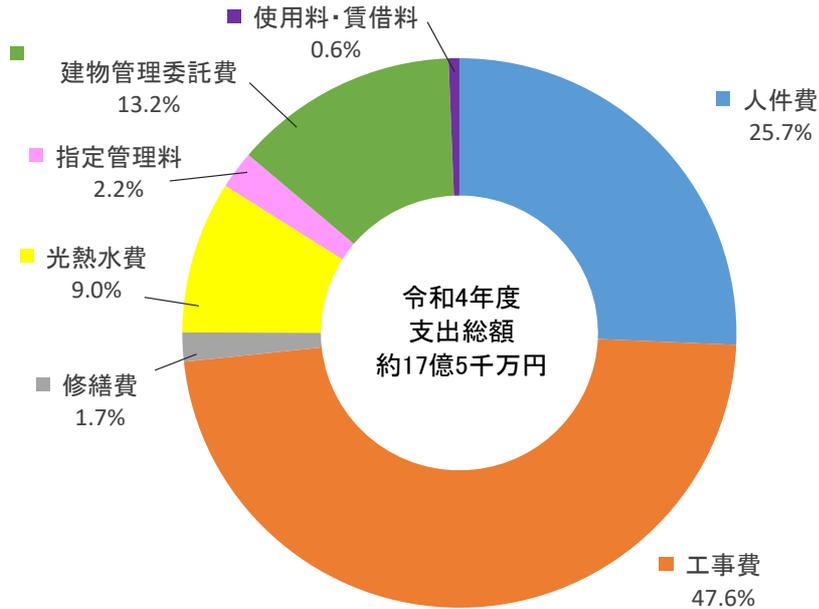
市では、勝浦市立図書館の2階部分を勝浦集会所として使用しています。また、令和3年度には、学習室を郷土資料室に改装しました。

**表 3-4 施設の複合化や併設の状況**

複合施設名称	施設名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	配置
勝浦市立図書館	勝浦市立図書館	435.67	1F
	勝浦集会所	504.56	2F
合計		940.23	

### (3) 公共建築物の維持管理経費

令和4年度の公共建築物に係る維持管理費用の総額は、約17億5千万円です。割合の高い順に、工事費が47.6%、人件費が25.7%、建物委託管理費が13.2%、光熱水費が9.0%、指定管理料が2.2%となります。建物や設備の修繕に係る経常修繕費は、全体の1.7%である約3,000万円となっています。令和4年度は、勝浦市クリーンセンターや勝浦市衛生処理場の維持補修工事や、防災行政無線デジタル化改修工事がありました。



(注) 工事費に防災行政無線デジタル化改修工事(約1億6600万円)を含みます。

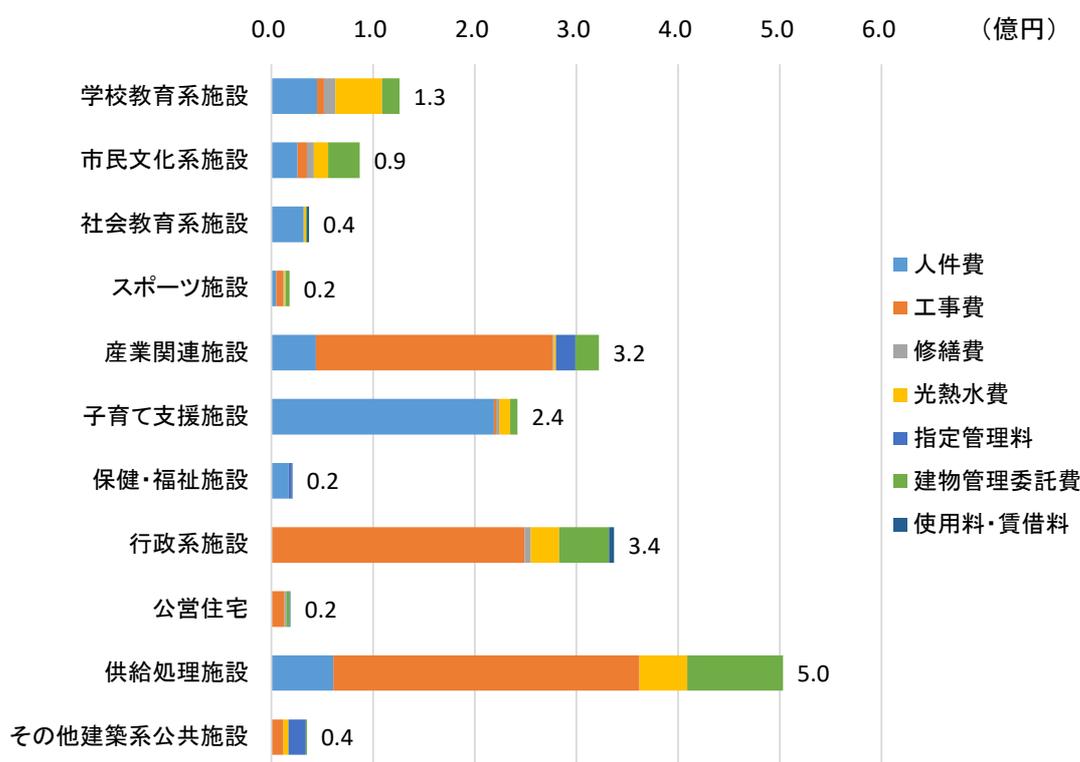
図 3-6 公共建築物の維持管理経費(費目別)

出典：決算データ(令和4年度)

用途別では、供給処理施設は、令和4年度の改修工事に大きな費用がかかったため、全体の総額が大きくなっています。また、行政系施設では、令和4年度に市役所本庁舎のエレベータ改修、非常用発電設備改修等の工事を実施しました。

保健・福祉施設は、平成30年度まで特別養護老人ホーム総野園及びデイサービスセンター総野園の指定管理料が大きな額を占めていましたが、平成31年4月1日より両施設が民間へ移譲となり、維持管理経費が減少しました。

子育て支援施設の人件費の割合は他と比較して大きくなっています。



(注) 行政系施設の工事費には防災行政無線デジタル化改修工事 (約1億6600万円) を含みます。

図 3-7 公共建築物(用途別)の維持管理経費

出典：決算データ (令和4年度)

また、直近5か年（平成30年度から令和4年度まで）の維持管理経費の平均は、約16億円となっています。平成30年度及び令和元年度は、勝浦こども園（認定こども園）の整備工事（約7億3,000万円）、勝浦中学校プール新設（約1億4,000万円）、令和元年度は、小中学校への空調設置（約1億5,000万円）、興津集会所移転改修工事（約9,700万円）、令和3年度及び令和4年度は、防災行政無線デジタル化改修事業（約3億3,100万円）、かつうら海中公園滞在型観光施設の建設（約3億7,900万円）などにより工事費が大きくなりました。指定管理料は、勝浦市特別養護老人ホーム総野園、勝浦市デイサービスセンター総野園を平成31年4月より民間移譲したため、令和元年度以降の費用が小さくなりました。

表 3-5 公共建築物の維持管理経費の推移

（単位：百万円）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均(H28~R4)	直近5か年平均(H30~R4)
人件費	440.8	419.6	441.2	468.1	446.2	445.1	449.4	444.3	450.0
工事費	187.5	353.7	521.1	959.9	349.5	459.7	833.5	523.6	624.7
修繕費	101.6	108.9	113.7	107.9	43.4	20.5	29.8	75.1	63.1
光熱水費	107.9	113.7	117.5	117.1	111.5	122.5	156.9	121.0	125.1
指定管理料	266.5	266.3	286.6	19.8	20.0	19.9	38.9	131.1	77.0
建物管理委託費	174.5	173.8	189.3	202.7	200.4	235.3	230.1	200.9	211.6
使用料・賃借料	10.7	11.3	11.3	9.5	9.7	10.8	10.9	10.6	10.4
公有財産購入費	0.9	84.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.2	0.0
合計	1,290.4	1,531.7	1,680.7	1,885.0	1,180.7	1,313.8	1,749.5	1,518.8	1,561.9
合計(工事費除く)	1,102.9	1,178.0	1,159.6	925.1	831.2	854.1	916.0	995.3	937.2

（注1）工事費は、災害復旧費を除きます。また、設計及び監理費等も含みません。

（注2）工事費に防災行政無線デジタル化改修工事を含みます。

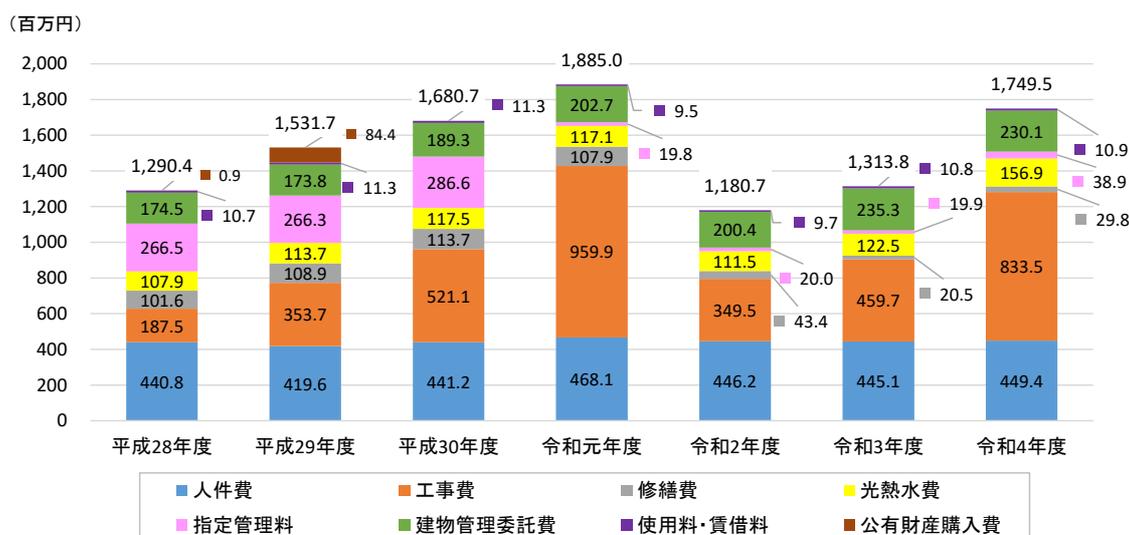


図 3-8 公共建築物の維持管理経費の推移

出典：決算データより集計

## 第2節 インフラ系施設

### 第1項 道路

市道は、令和4年度末時点において、総延長約246kmを敷設しています。舗装率は89.5%です。また、農道は、土地改良事業等によるものが約4km、農作業道が約111km、林道は約6kmです。

平成27年度には、市道1・2級の路面性状調査<sup>3</sup>を実施しており、また、平成28年度には、照明・標識等の道路附属物や、法面、歩道橋、ボックスカルバート<sup>4</sup>等の点検を実施しました。これらの結果を基に「勝浦市舗装修繕計画（平成30年4月）」及び「勝浦市道路附属物修繕計画（令和4年3月）」を策定しており、整備対象路線の優先順位を定める等、計画的な維持更新に活用しています。

表 3-6 道路(市道)の舗装延長

区分	実延長(m)	舗装延長(m)	舗装率(%)
市道	246,026	220,298	89.5

出典：数字で見る勝浦市の姿（令和5年度版）



市道（舗装された幹線道路）



歩道橋



道路附属物（ガードレール）



ボックスカルバート

図 3-9 道路及び道路附属物等

<sup>3</sup> 路面性状調査…舗装路面の平坦性、ひび割れ、わだち掘れの3要素について測定し、舗装の損傷度合を評価する調査。

<sup>4</sup> ボックスカルバート…通常は地中に埋設して使用される箱型の構造物。下水、配水用管路として使用されるほか、地下道（歩道、車道）、貯留槽等にも応用される。その他、地上で盛り土の下を横断する水路や道路等としても使用される。

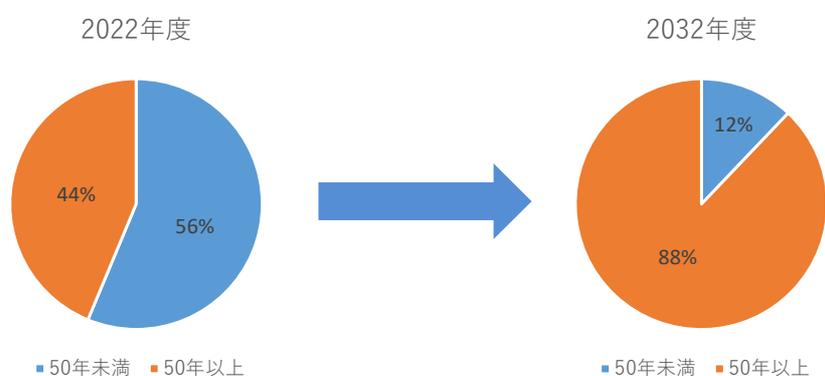
## 第2項 トンネル

市が所有・管理しているトンネル（隧道）は、令和5年3月末時点で33箇所です。一番古いものは、昭和5年に架設された延長58.3mの久保沢隧道（吉尾）です。また、一番長いものは虫浦隧道（浜勝浦）で、延長173mです。

建設から50年を経過する高齢化トンネルは令和4（2022）年度には44%ですが、10年後の令和14（2032）年度には88%となり、ほとんどのトンネルが50年を超えることとなります。

トンネル及び橋梁は、平成26年7月より、5年に1度の定期点検を実施することが義務付けられました。市では、平成30年度に定期点検を実施し、令和2年3月には「勝浦市トンネル長寿命化修繕計画」を策定（令和5年3月改定）しました。

今後は、長寿命化修繕計画に基づき、従来の事後的な修繕（損傷が顕著化してから補修）から予防的な修繕（損傷が小さいうちに補修）へと転換し、維持更新に係る費用の縮減を図りながら、安全で計画的な管理を継続していきます。



（注）建設時点が明らかな32トンネルを対象としたグラフです。

図 3-10 建設から50年以上となるトンネル数の推移

出典：「勝浦市トンネル長寿命化修繕計画」（令和5年3月）に林道の2箇所を加えて作成した。



トンネルの点検風景



トンネルの点検風景

### 第3項 橋梁

「勝浦市橋梁長寿命化修繕計画」（令和5年3月）が対象とする橋梁111橋のうち、建設後50年を経過する橋梁は、令和4年度には全体の約44%でしたが、令和24年度には93%まで増加し、ほとんどの橋梁が50年以上を経過することになります。

市は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、従来の対症療法的な修繕から、損傷が大きくなる前に予防的な対策を行う予防保全型への維持管理への転換を図り、橋梁の安全性と信頼性を確保するとともに、橋梁の寿命を延ばし将来的な財政負担の低減を図ります。

今後も、5年に1度の定期点検の結果に基づき、橋梁長寿命化修繕計画の見直しを行い、安全で計画的な管理を継続していきます。

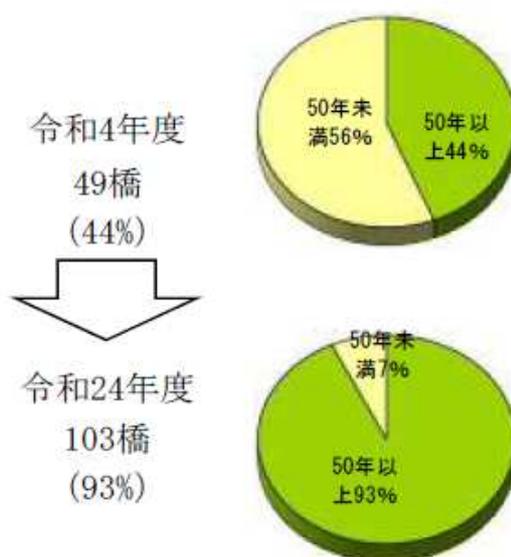


図 3-11 建設から50年以上となる橋梁数の推移

出典：「勝浦市橋梁長寿命化修繕計画」（令和5年3月）



代表的な橋梁



橋梁の保全作業

#### 第4項 上水道

勝浦市営水道は、昭和10年度より整備に着手し、給水地域の拡大と給水の普及を図ってきました。市の水道普及率<sup>5</sup>は、令和4年度末時点で98.7%です。市営の佐野浄水場からの給水のほか、南房総広域水道企業団からの給水も受けて、安定的な給水体制を確保するとともに、未普及地域の解消に努めます。

上水道施設は、水道管路（導水管、送水管、配水管等の合計）196km、浄水場1箇所（稼働施設）を有しています。今後は、老朽化した水道管の維持・補修が求められています。



水道施設（浄水場）



水道施設（九十九水管橋）

#### 第5項 下水道

本市は、公共下水道事業を実施しておりません。生活排水などによる河川水質汚濁を防止する污水处理に関しては、合併処理浄化槽の整備促進を行っています。

雨水排水対策としては、主として市街地における雨水排除を目的とした都市下水路を整備しています。

表 3-7 都市下水路

名称	所在地	延長(m)	供用開始年月日
第1号都市下水路 (出水都市下水路)	勝浦市出水字小家名	1,010	昭和63年4月1日
第2号都市下水路 (興津東都市下水路)	勝浦市興津字中村	350	昭和52年4月28日
第3号都市下水路 (興津都市下水路)	勝浦市興津字東町通	260	昭和52年4月28日
第4号都市下水路 (串浜都市下水路)	勝浦市串浜字春日浦	400	昭和52年4月28日
第5号都市下水路 (新官都市下水路)	勝浦市新官字中島	400	昭和56年3月10日
第6号都市下水路 (鵜原都市下水路)	勝浦市鵜原字台ノ谷	360	昭和63年4月1日

出典:所管課資料

<sup>5</sup> 水道普及率…給水区域内の人口に対する給水人口（給水を受けている人口）の割合。

## 第6項 公園

市が所有・管理している公園は、令和4年度末時点で26箇所あり、総面積は約6.5haです。勝浦湾に突き出した三方海を臨んだ岬に勝浦城址を整備した八幡岬公園のほか、市街地には住宅地等の開発に伴って設置された公園を有しています。

日常より、各公園の遊具等の点検を実施しており、安全管理や維持補修等に努めています。



八幡岬公園



公園内の施設（潮風公園）

## 第7項 インフラ系施設の維持管理経費

インフラ系施設（水道施設を除く）の直近5か年（平成30年度から令和4年度まで）の維持管理経費の平均は、約2億4千万円となっています。内訳は、工事費が最も大きく約1億7,300万円、次いで施設管理委託費（点検保守、樹木伐採・剪定等）が約4,800万円です。

表 3-8 インフラ系施設の維持管理経費の推移

(単位:百万円)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均(H28~R4)	直近5か年平均(H30~R4)
人件費	11.9	11.3	10.3	8.1	8.2	8.3	8.4	9.5	8.7
工事費	123.5	174.0	148.5	98.4	145.6	204.4	266.0	165.8	172.6
修繕費	1.9	1.0	1.7	1.3	1.2	2.3	2.5	1.7	1.8
光熱水費	6.6	7.0	7.7	7.8	6.8	7.4	9.5	7.5	7.8
施設管理委託費	61.3	32.8	53.8	35.2	48.7	57.4	45.3	47.8	48.1
使用料・賃借料	0.07	0.07	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.03	0.02
合計	205.2	226.1	222.0	150.8	210.5	279.9	331.7	232.3	239.0
合計(工事費除く)	81.7	52.1	73.6	52.4	64.9	75.5	65.7	66.5	66.4

(注1) 工事費は、災害復旧費を除きます。また、測量、設計及び監理費等も含まれません。

(注2) 上記のインフラ系施設の維持管理経費には、道路付属施設等（防犯灯、道路照明灯、道路反射鏡、道路標識、転落防止策及び簡易パーキング施設等）に係るものを含んでいます。

(注3) 四捨五入の関係で、内訳の合計が全体と合致しない箇所があります。

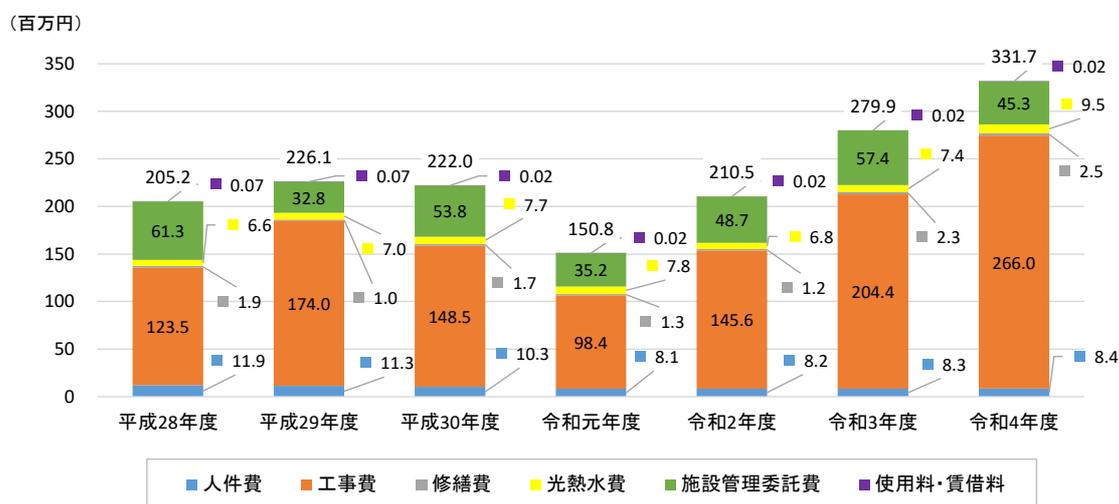
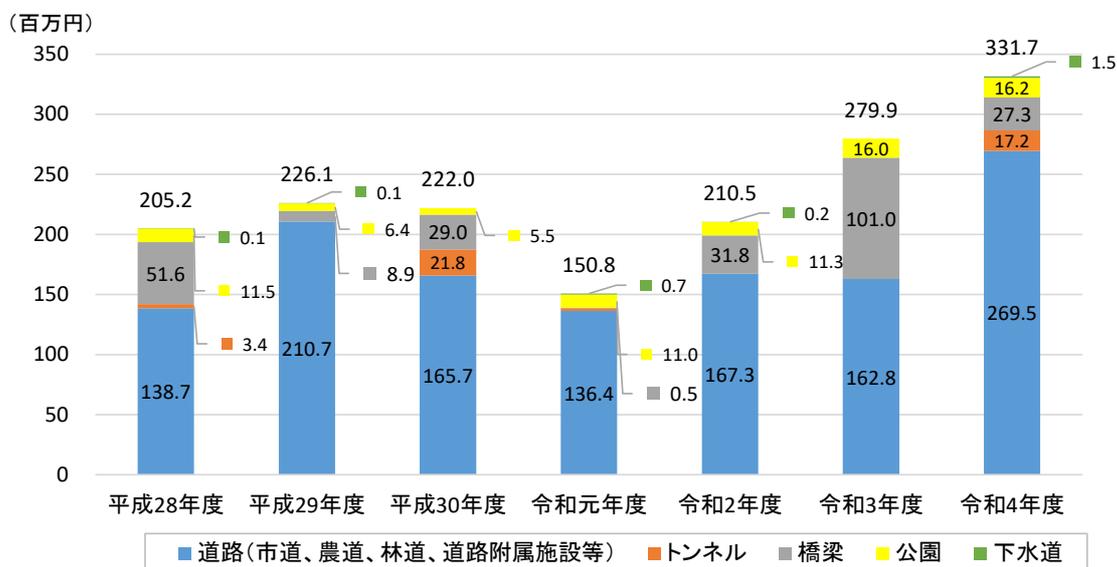


図 3-12 インフラ系施設の維持管理経費の推移

出典：決算データより集計

インフラ施設の種別別では、道路（市道、農道、林道、道路附属施設等）にかかる経費が最も大きく1億4,000万円から2億7,000万円程度、次いで橋梁が3,000万円から1億円程度となっています。令和3年度の道路（市道）の新設整備工事費は約900万円でしたが、令和4年度は約9,000万円程度あり、経費が増加しています。また、橋梁は令和3年度に維持補修工事費として約1億円の支出がありました。



(注1) 道路附属施設等には、防犯灯、道路照明灯、道路反射鏡、道路標識、転落防止策及び簡易パーキング施設等を含んでいます。

(注2) 下水道はすべて工事費（改修）となります。

図 3-13 インフラ系施設の維持管理経費の推移(インフラ種別ごと)

出典：決算データより集計

水道施設の直近5か年（平成30年度から令和4年度まで）の維持管理経費の平均は、約5億8千万円となっています。

表 3-9 インフラ系施設の維持管理経費(水道)の推移

(単位:百万円)

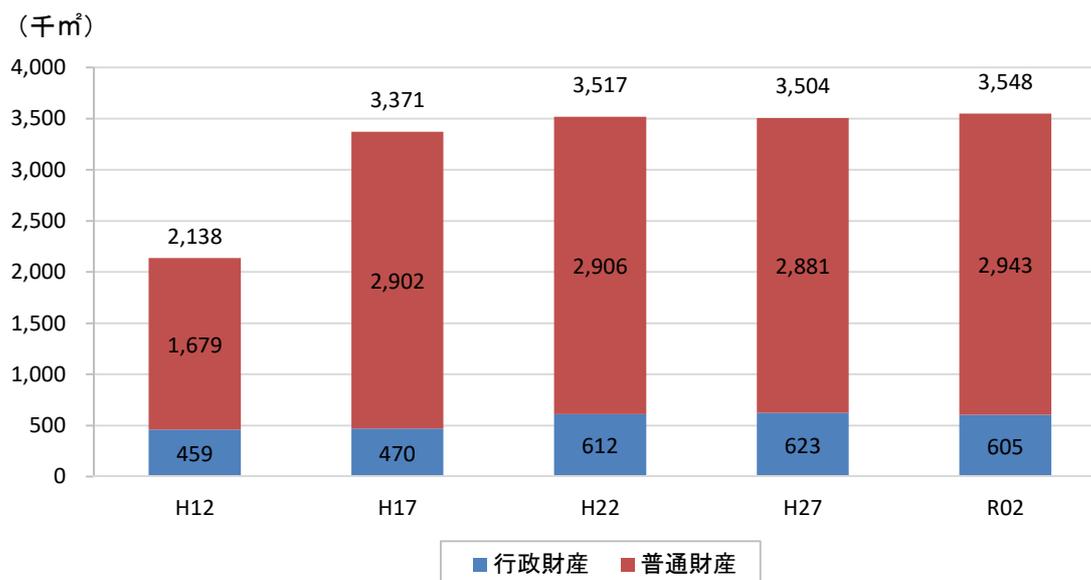
区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平均(H28~R4)	直近5か年平均(H30~R4)
建設改良費	201	205	165	252	239	43	34	163	146
維持管理費※	388	418	432	436	424	435	443	425	434
合計	588	623	597	688	663	477	477	588	580

※ 維持管理費は、(給水原価－資本費分) × 有収水量を維持管理費相当としています。

出典：地方公営企業決算状況調査

### 第3節 土地

市が保有する土地の面積は、令和2年度時点で、約355万㎡（約3.5k㎡）です。このうち、行政財産<sup>6</sup>は約61万㎡（0.61k㎡）、普通財産は約294万㎡（約2.9k㎡）と8割以上は普通財産が占めています。さらに、普通財産のうち山林・原野がその9割を占めており、残りの1割が宅地等になります。



(※) 小数点以下の関係で内訳と合計が一致しない年があります。

出典：財産に関する調書（水道企業会計の資産を含まず）

図3-14 土地保有数量の推移

<sup>6</sup> 市が所有する財産は「公有財産」と呼ばれ公有財産は「行政財産」と「普通財産」に分類されます（地方自治法第238条第3項）。「行政財産」とは、公用（市が事務や事業を執行するために直接使用することを目的とする：庁舎・消防施設等）又は公共用（住民の一般的共同利用に供することを目的とする：学校・図書館等）に供し、又は供することを決定した財産をいいます。「普通財産」とは行政財産以外の公用財産で、経済的価値の保全発揮によって、間接的に行政に貢献させるため、管理処分（貸付、売払い等）されるべき性質をもつ財産です。

## 第4節 有形固定資産減価償却率の推移

減価償却とは、時を経るに従って価値が減っていく資産について、価値の減少を反映させる会計処理のことで、減価償却累計額が大きいほど、資産を取得してからの経過年数が長いことを表します。このため、有形固定資産減価償却率<sup>※1</sup>が100%に近いほど、老朽化が進んでいると言えます。

### (1) 普通会計

本市の所有資産全体の有形固定資産減価償却率は、平成30年度に51.6%ですが、これは同年度の全国平均63.4%、類似団体平均60.7%に比べて低くなっています。近年整備された芸術文化交流センター（平成26年度）や認定こども園（令和元年度）、かつうら海中公園滞在型観光施設（令和4年度）等の建設の影響により、今後も急激な減価償却率上昇は見込まれず、同様の水準を維持すると考えられます。

施設類型別では、図書館、消防施設、橋りょう・トンネルで70%を超えています。公営住宅は老朽化した施設の除却を進めた結果、認定こども園・幼稚園・保育所は認定こども園の整備に伴う保育所の解体の結果、平成27年度には80%～90%以上であった減価償却率が減少しました。道路は補修修繕・打ち換え等を行い長寿命化を図っています。

表 3-10 有形固定資産減価償却率の推移<sup>※2</sup>

	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)
所有資産全体	43.8 %	- %	- %	51.6 %	- %	- %	- %

出典：総務省「財政状況資料集」

表 3-11 施設類型別の有形固定資産減価償却率<sup>※3</sup>

施設類型	有形固定資産減価償却率	施設類型	有形固定資産減価償却率
公営住宅	66.0 %	図書館	75.1 %
庁舎	48.1 %	認定こども園・幼稚園・保育所	54.5 %
児童館	36.8 %	道路	45.2 %
保健センター・保健所	44.0 %	一般廃棄物処理施設	62.1 %
消防施設	73.3 %	橋りょう・トンネル	71.3 %
学校施設	38.4 %	港湾・漁港	60.9 %

出典：総務省「財政状況資料集」

※1: 有形固定資産減価償却率(%) = 減価償却累計額 ÷ 取得価額 × 100

※2: 令和元年度(2019年度)以降の値については、原典資料である固定資産台帳の再点検の実施に伴い有形固定資産減価償却率を算出中。(令和6年1月時点)

※3: 有形固定資産減価償却率の値は、算出済みの平成30年度(2018年度)の値。

(注)・施設類型は財政状況資料集(総務省)上での分類であり、本計画における施設類型とは異なります。

・所有資産全体は、固定資産台帳上の事業用資産及びインフラ資産の合計を指します(土地、物品等は除きます。)。表中の施設類型に分類されないその他の施設(公園トイレ等)の建物及び工作物を含むため、各施設類型の合計とは一致しません。

## (2) 水道事業会計

本市の水道事業における有形固定資産減価償却率は、毎年上昇（老朽化）していています。令和3年度は59.5%ですが、これは同年度の全国平均50.9%、類似団体平均51.3%に比べて高くなっています。管路の老朽化対策が重要課題であり、計画的な管路の更新が必要な状態です。

表 3-12 有形固定資産減価償却率の推移(上水道)

	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)	R元年度 (2019年度)	R2年度 (2020年度)	R3年度 (2021年度)
上水道施設	55.2%	55.8%	56.4%	57.2%	57.6%	58.0%	59.5%

出典：地方公営企業調査

## 第5節 人口

### 第1項 人口の推移と将来推計

#### (1) 人口の推移と将来推計

本市の人口は減少を続けており、将来においても減少となる見込みです。

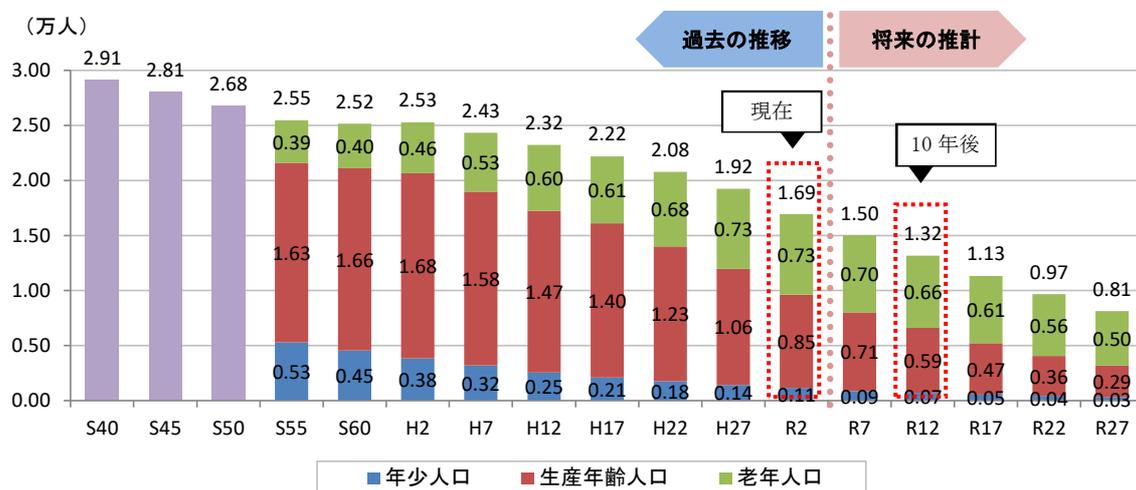
令和2年時点で約1万6,900人の人口は、10年後の令和12年には約1万3,200人（令和2年度比で約22%減）、20年後の令和22年には約9,700人（同43%減）となる見通しです。

#### (2) 年齢三区分別の人口

年齢三区分別の人口では、年少人口（15歳未満）は、昭和55年には約5,300人でしたが、令和2年は約1,100人（構成割合約7%）です。将来の推計では令和12年には約700人（構成割合約5%）、令和22年には約400人（構成割合約4%）と減少する予測となっています。

生産年齢人口（15歳以上64歳未満）は、昭和55年には約1万6千人でしたが、令和2年は約8,500人（構成割合約50%）です。令和12年には約5,900人（構成割合約45%）、令和22年には約3,600人（構成割合約38%）と減少を続ける見込みです。

老年人口（65歳以上）は、昭和55年には約3,900人で、令和2年には約7,300人（構成割合約43%）に増加しています。以降は、令和12年に約6,600人（構成割合約50%）、令和22年に約5,600人（構成割合約58%）と、人口は減少するものの構成割合は増加する見込みであり、令和12年にはほぼ2人に1人の割合となります。



注：昭和40年～50年までは年齢三区分別の統計がありません。

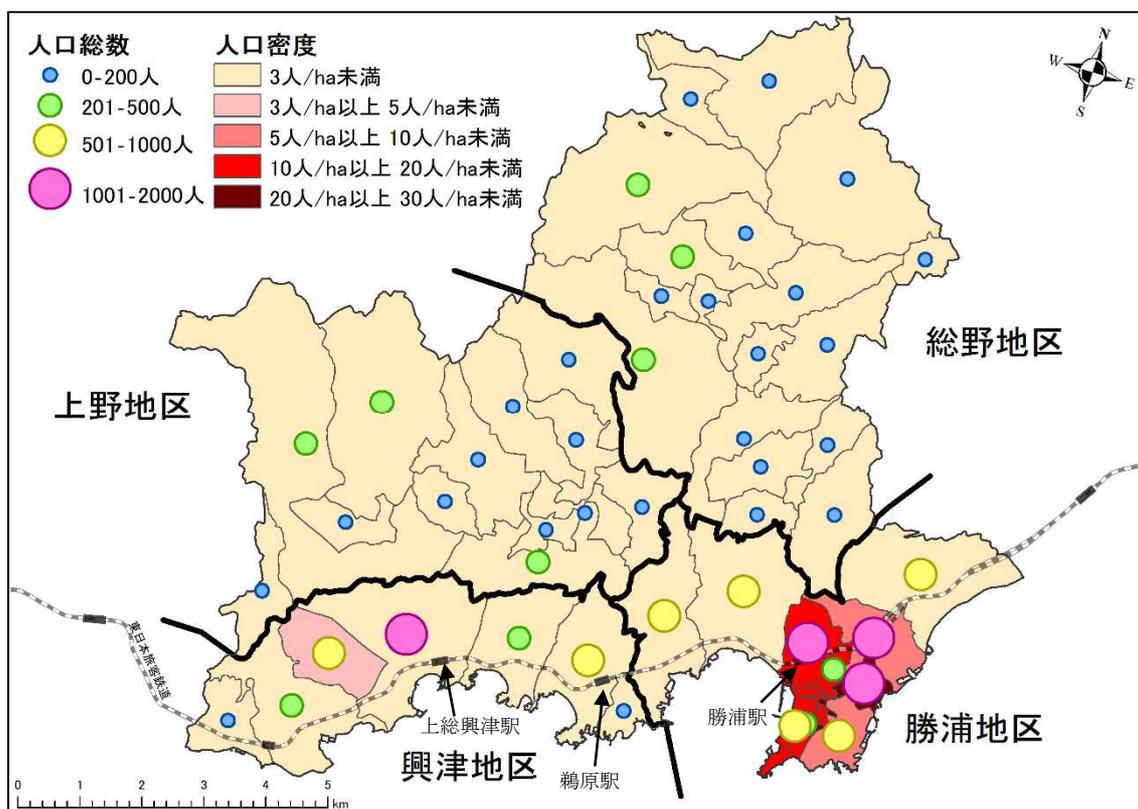
図 3-15 人口の推移と将来推計

出典：昭和40年～令和2年：国勢調査（年齢三区分別は昭和55年から）  
令和7年度以降は、「勝浦市総合計画（令和5年3月）」における人口推計値による。

## 第2項 地域別の人口

### (1) 地域別の人口総数

地域別の人口総数及び人口密度は、鉄道駅を中心とした地域で人口が集中しています。それ以外の地域では、人口密度（※）はほぼ均一ですが、人口規模は大きくありません。



出典：住民基本台帳（令和5年4月1日現在）

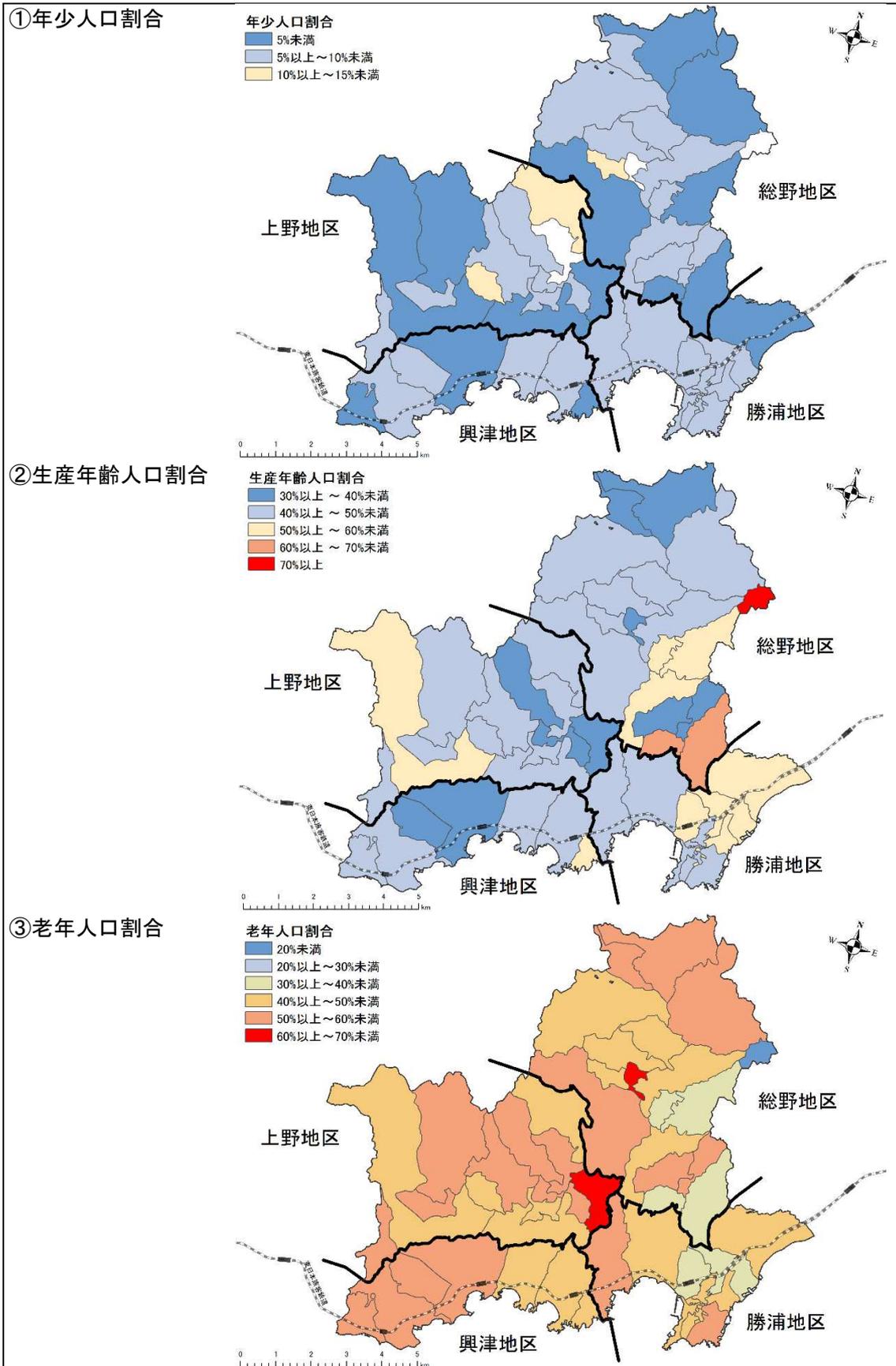
※人口密度はグロス人口密度（人口／地域面積）による。

図 3-16 地域別人口総数及び人口密度

### (2) 地区別の年齢三区分別構成

地域別の年齢三区分別の人口割合では、人口の集中している鉄道駅近隣の地域を含め、各地域において老年人口の割合が比較的高く（30～50%以上）、年少人口の割合が低く（10%未満）なっています。

一部では、生産年齢人口の割合が高い地域がみられます（図 3-17）。



出典：住民基本台帳（令和5年4月1日現在）

図 3-17 地域別年齢三区分別の人口割合

## 第6節 財政

### 第1項 普通会計

#### (1) 歳入の推移

本市の普通会計における歳入は、平成28年度以降はおおむね100億円から130億円規模の財政運営を行っています。平成5年度以降は依存財源が自主財源を上回る状態でしたが、平成28年度から寄付金及び繰入金の増加により、自主財源が50%程度となっています。市税収入は21億円程度で比較的安定的に推移していますが、平成24年度以降は徐々に減少している傾向にあります。

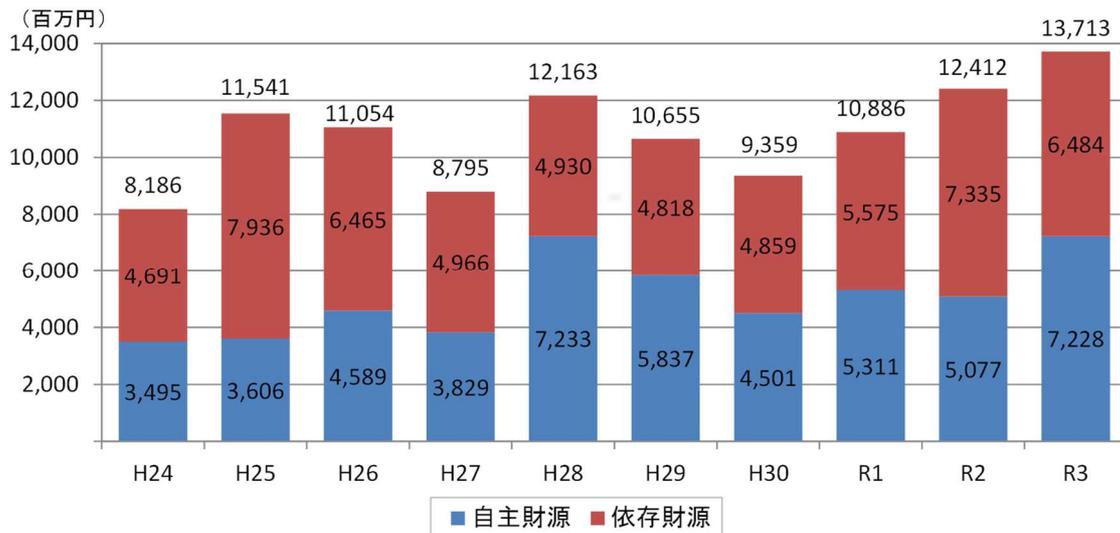


図 3-18 歳入の推移

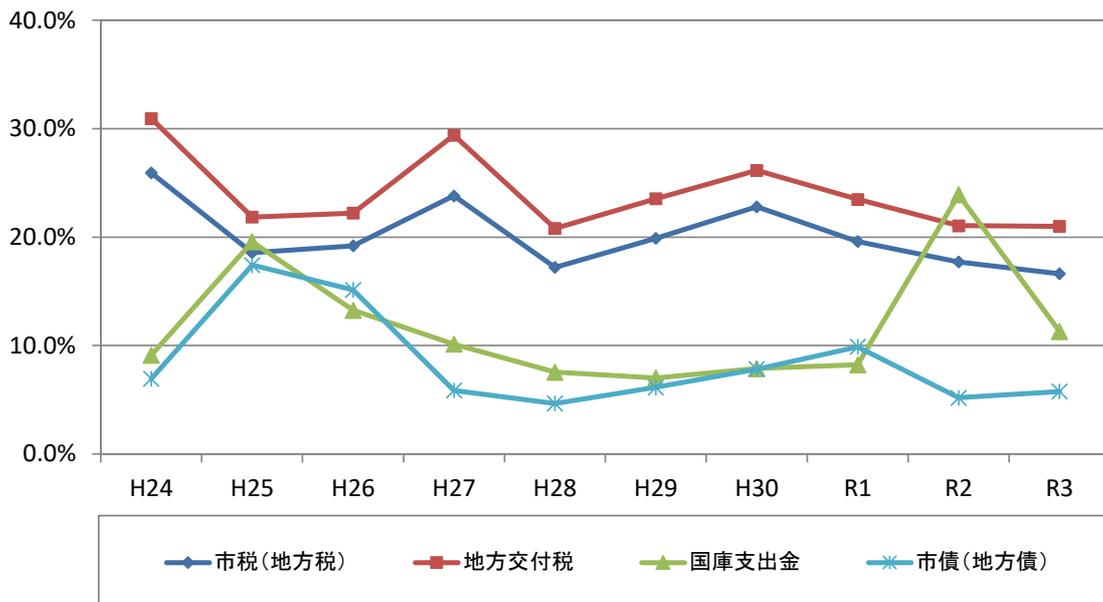


図 3-19 主要な歳入項目別の割合の推移

出典：地方財政状況調査関係資料による決算カード

表 3-13 歳入の推移

単位：(上段)百万円 (下段)%

		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3
自主財源	市税(地方税)	2,122	2,142	2,122	2,093	2,094	2,120	2,133	2,133	2,198	2,281
		25.9%	18.6%	19.2%	23.8%	17.2%	19.9%	22.8%	19.6%	17.7%	16.6%
	繰入金	397	485	1,309	489	1,197	2,370	1,068	1,273	1,156	1,696
		4.8%	4.2%	11.8%	5.6%	9.8%	22.2%	11.4%	11.7%	9.3%	12.4%
	繰越金	469	512	562	504	437	331	287	352	343	451
		5.7%	4.4%	5.1%	5.7%	3.6%	3.1%	3.1%	3.2%	2.8%	3.3%
その他の自主財源	507	466	595	742	3,504	1,016	1,012	1,553	1,381	2,801	
	6.2%	4.0%	5.4%	8.4%	28.8%	9.5%	10.8%	14.3%	11.1%	20.4%	
依存財源	地方交付税	2,533	2,522	2,457	2,586	2,529	2,508	2,448	2,557	2,614	2,878
		30.9%	21.9%	22.2%	29.4%	20.8%	23.5%	26.2%	23.5%	21.1%	21.0%
	国庫支出金	745	2,258	1,465	891	918	748	737	896	2,969	1,548
		9.1%	19.6%	13.3%	10.1%	7.5%	7.0%	7.9%	8.2%	23.9%	11.3%
	県支出金	513	804	507	467	476	444	452	541	558	581
		6.3%	7.0%	4.6%	5.3%	3.9%	4.2%	4.8%	5.0%	4.5%	4.2%
	市債(地方債)	568	2,010	1,673	515	567	654	733	1,076	643	790
		6.9%	17.4%	15.1%	5.9%	4.7%	6.1%	7.8%	9.9%	5.2%	5.8%
	その他の依存財源	331	341	363	506	441	463	488	505	551	687
		4.0%	3.0%	3.3%	5.8%	3.6%	4.3%	5.2%	4.6%	4.4%	5.0%
合 計	8,186	11,541	11,054	8,795	12,163	10,655	9,359	10,886	12,412	13,713	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

出典：地方財政状況調査関係資料による決算カード

(注) 四捨五入の関係で、構成比の内訳の合計が全体と一致しない場合があります。

(2) 歳出の推移(目的別)

本市の普通会計における歳出を目的別にみると、平成25年度以降、総額では100億円から130億円程度にて推移しています。近年の傾向として社会保障費関連の民生費のほか、総務費も増加傾向にあります。

表 3-14 歳出の推移(目的別)

単位: 百万円

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
議会費	160	157	161	158	142	140	133	135	134	138
総務費	1,328	2,498	3,550	1,983	5,230	3,706	2,270	3,111	4,796	5,179
民生費	2,550	2,481	2,689	2,578	2,765	2,650	2,835	3,132	2,658	2,979
衛生費	764	739	747	742	743	889	756	716	926	948
労働費	102	72	-	-	-	-	-	-	-	-
農林水産業費	238	560	279	225	272	227	283	324	506	599
商工費	170	214	433	286	214	262	188	222	355	434
土木費	204	522	546	367	346	411	352	369	378	481
消防費	581	674	545	549	536	540	566	606	569	650
教育費	691	2,183	630	576	704	649	752	984	743	684
災害復旧費	23	15	71	23	50	23	8	52	10	69
公債費	862	864	898	871	831	871	864	891	886	1,007
諸支出金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	7,674	10,979	10,550	8,357	11,832	10,367	9,008	10,543	11,962	13,168

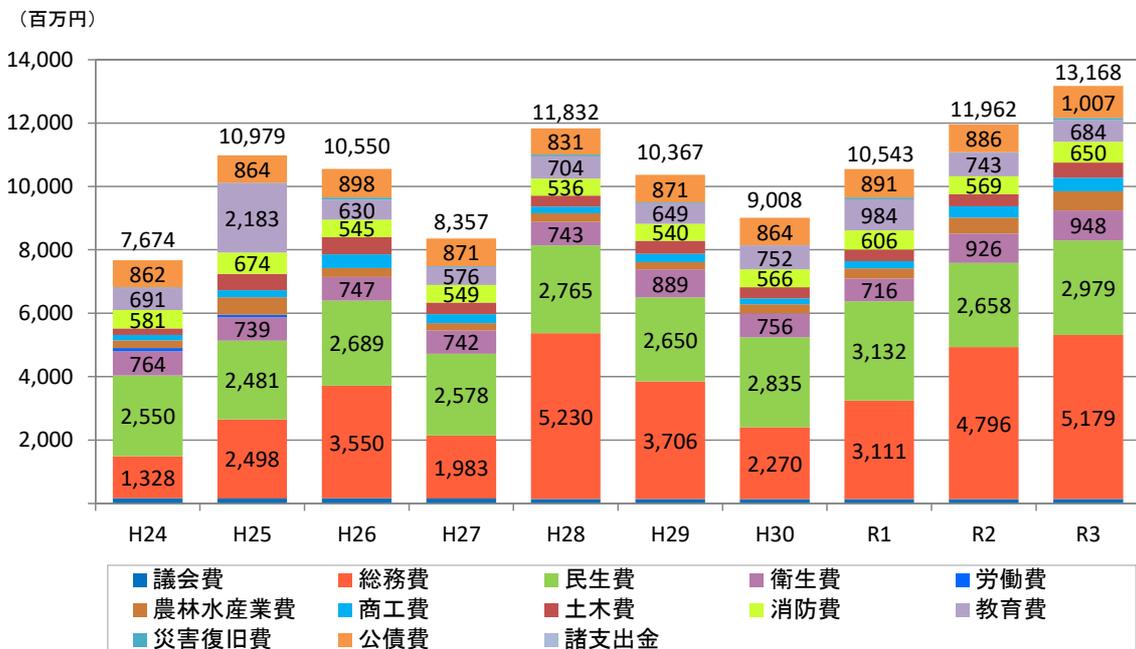


図 3-20 歳出の推移(目的別)

出典：地方財政状況調査関係資料による決算カード

### (3) 歳出の推移(性質別)

本市の普通会計における歳出を性質別にみると、平成17年度から減少傾向にあった人件費、増加傾向にあった社会保障費関連の扶助費は、平成22年度以降は、ほぼ一定程度で推移しています。繰出金<sup>7</sup>は平成25年度以降8億円を越えており、増加傾向が続いています。また、ふるさと応援寄附により、積立金とともにお礼取扱等の物件費<sup>8</sup>も増加しています。なお、物件費の増加は、業務単価増による経費増加も影響しています。

表 3-15 歳出の推移(性質別)

単位: 百万円

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
人件費	1,747	1,680	1,720	1,738	1,709	1,730	1,748	1,778	1,925	1,955
扶助費	1,144	1,126	1,172	1,062	1,227	1,054	1,037	1,032	1,077	1,455
公債費	862	864	898	871	831	871	864	891	886	1,007
物件費	1,377	1,449	1,454	1,647	1,806	1,896	2,002	2,280	2,216	3,051
維持補修費	50	50	47	46	46	47	50	71	76	82
補助費等	704	728	790	925	1,227	2,092	821	763	2,644	852
繰出金	799	829	881	932	904	909	912	895	905	920
投資・出資金・貸付金	50	55	65	72	70	64	15	12	11	11
積立金	344	797	390	688	3,428	823	700	1,405	1,321	2,577
投資的経費	597	3,401	3,133	376	584	881	858	1,416	900	1,259
合計	7,674	10,979	10,550	8,357	11,832	10,367	9,008	10,543	11,962	13,168

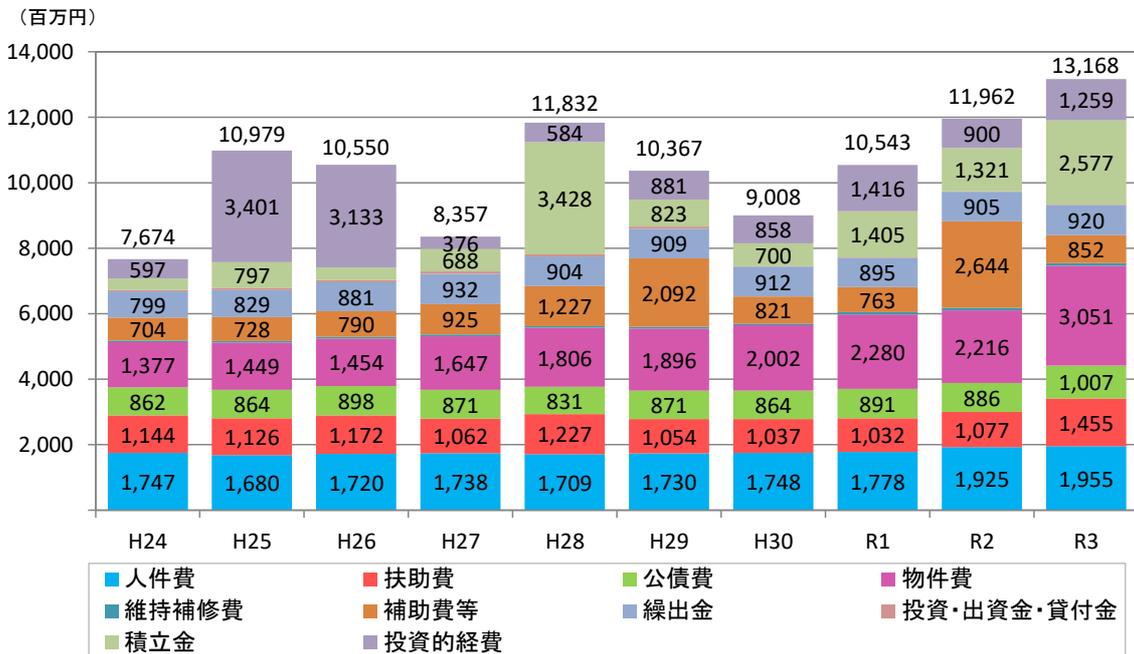


図 3-21 歳出の推移(性質別)

出典：地方財政状況調査関係資料による決算カード

<sup>7</sup> 繰出金…一般会計から特別会計へなど会計相互間で支出される経費。

<sup>8</sup> 物件費…消費的な性質のある支出。賃金、需用費、委託費、使用料及び賃借料、原材料費など。

#### (4) 義務的経費と投資的経費の推移

本市の歳出（性質別）のうち義務的経費（人件費・扶助費・公債費）は、横ばい傾向にあります。投資的経費は、平成 25 年度及び 26 年度は、学校給食共同調理場の改築（H25）や芸術文化交流センターの建設事業（H25～H26）のため、平成 29 年度から令和元年度までは、認定こども園の整備関連（H29～R 元）等のため増加しました。

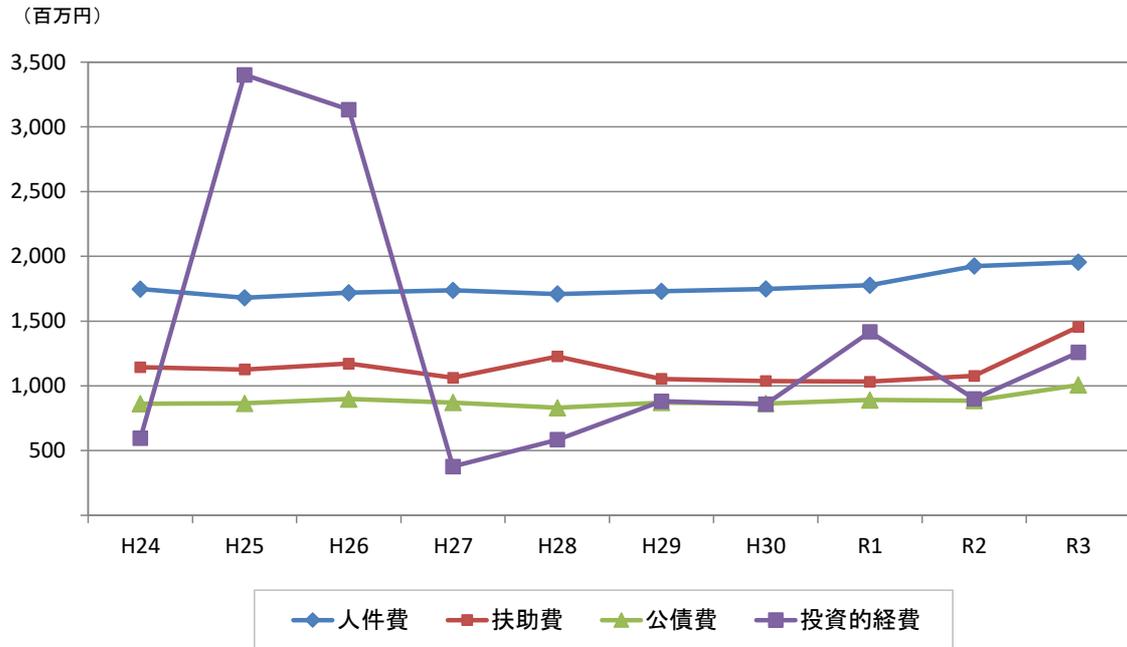


図 3-22 義務的経費と投資的経費の推移

出典：地方財政状況調査関係資料による決算カード

### (5) 普通建設事業費の推移

普通建設事業費は、道路、学校、公園等の公共施設の建設や用地取得等の投資的経費（公共事業費）です。本市では、平成24年度から令和3年度までの10年間に於いて、1年あたりの平均で約13億円を普通建設事業費として歳出しています。平成25年度及び平成26年度は、学校給食共同調理場の改築や芸術文化交流センターの建設により、普通建設事業費が大きくなっていることから、これを除く平成24年度から令和3年度までの実績で見ると、1年あたりの平均で約8億円となります。

表 3-16 普通建設事業費の推移

単位：百万円

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	平均 H24～ R3	平均 H25,H26 を除く
議会費	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総務費	67	720	2,071	13	12	91	4	7	7	30	302	29
民生費	16	22	53	6	13	132	305	528	21	6	110	128
衛生費	75	11	5	3	3	149	49	3	173	74	55	66
労働費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
農林水産業費	134	441	86	35	81	63	97	161	263	395	175	153
商工費	19	43	272	47	26	55	3	6	4	177	65	42
土木費	60	363	422	182	192	263	189	146	221	274	231	191
消防費	77	159	54	49	43	49	45	119	87	195	88	83
教育費	126	1,626	99	19	164	57	158	394	113	39	280	134
合計	574	3,386	3,062	353	535	859	850	1,364	889	1,190	1,306	827

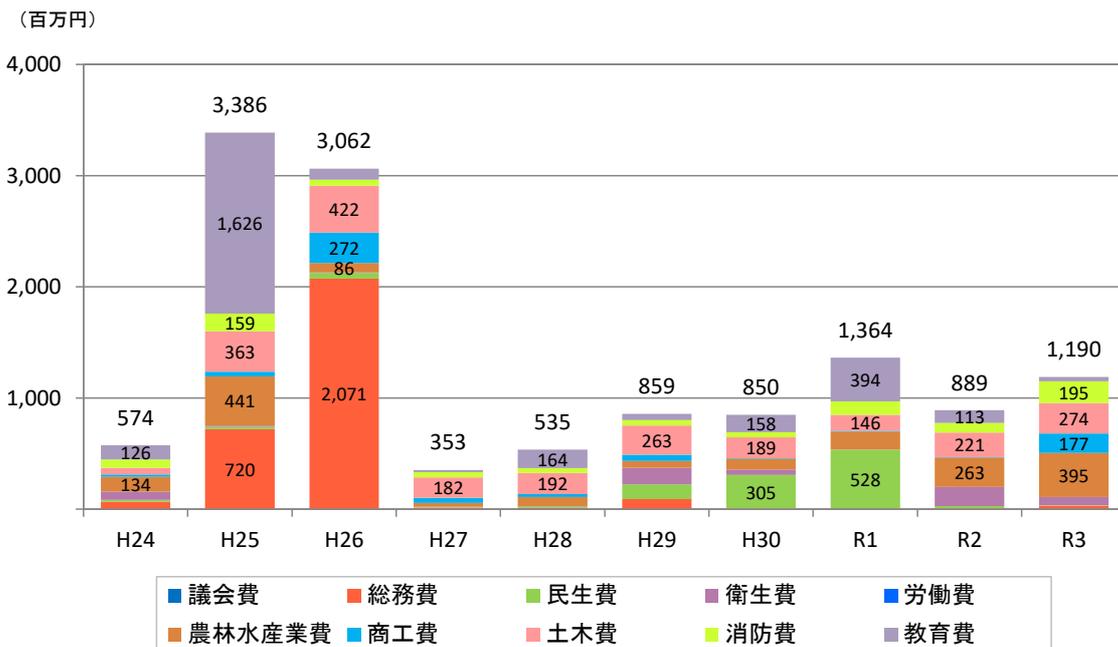


図 3-23 普通建設事業費の推移(内訳)

出典：地方財政状況調査

#### (6) 一部事務組合等への負担金等

市が加入する一部事務組合等<sup>9</sup>のうち、公共施設等に関連するものとして、「南房総広域水道企業団」があります。一部事務組合の事業継続や、一部事務組合が保有する施設の維持更新に対する費用として、平成 29 年度まで南房総広域水道企業団への負担金を支出していましたが、平成 30 年度以降は企業団の収支目途が整い構成団体への負担を求めないものとなったため、負担金は発生していません。

表 3-17 一部事務組合等への負担金

一部事務組合等	内容(施設等)	構成団体	H29 負担金※
南房総広域水道企業団	導水施設(導水管)、 浄水・送水施設 (大多喜浄水場、ポンプ 施設、調整池、送水管等)	館山市、勝浦市、鴨川市、 南房総市、いすみ市、大多喜町、 御宿町、鋸南町、三芳水道企業 団(5市3町1企業団)	49,048 千円 (補助金及び 出資金)

出典：勝浦市決算書

※補助金、出資金の合計金額です。また、平成 30 年度以降は、支出していません。

---

<sup>9</sup> 一部事務組合とは、市町村等の地方公共団体が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織（特別地方公共団体）のことをいいます（地方自治法第 284 条第 2 項）。一部事務組合のうち、地方公営企業の経営に関する事務を共同処理するものを「企業団」といいます（地方公営企業法第 39 条の 2 第 1 項）。

## 第2項 水道事業会計

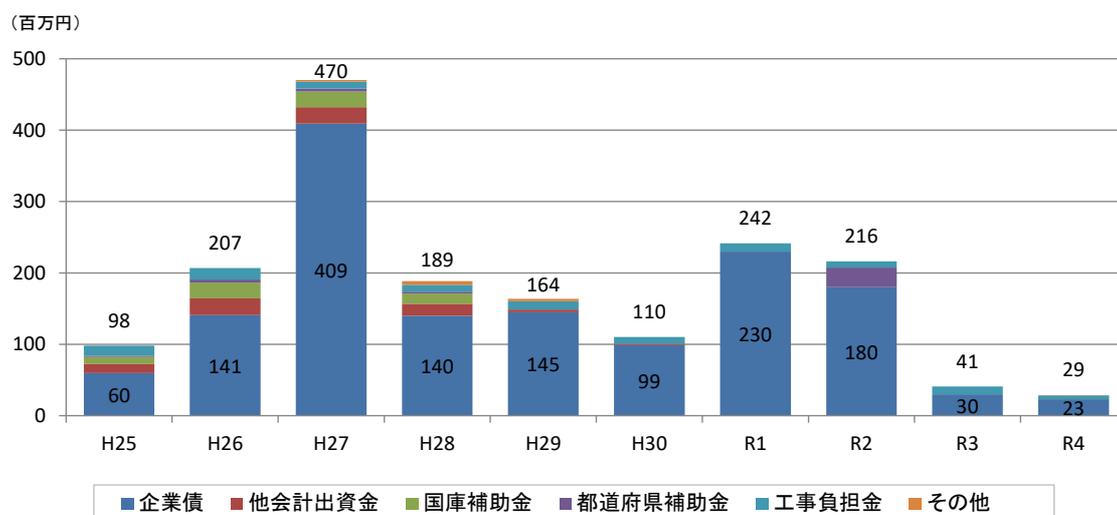
### (1) 歳入

水道事業会計における歳入(※)は、平成25年度から令和4年度までは事業の実施状況によって幅があります。平成27年度は約5億円であり金額が突出していますが、平成26年度以降は、おおむね1億円から2億円程度となっています。令和3年度は例年に比べ、大規模な建設工事がなかったため、約4,000万円となりました。

表 3-18 歳入の推移(水道事業会計)

単位:百万円

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
企業債	60	141	409	140	145	99	230	180	30	23
他会計出資金	13	23	23	17	4	2	0	0	0	0
国庫補助金	10	22	22	14	0	0	0	0	0	0
都道府県補助金	2	4	4	3	0	0	0	27	0	0
工事負担金	14	16	10	10	12	9	12	9	11	6
その他	0	0	2	5	3	0	0	0	0	0.4
合計	98	207	470	189	164	110	242	216	41	29



(※) 資本的収入による。

図 3-24 歳入の推移(水道事業会計)

出典:「資本的収支に関する調」

## (2) 歳出

水道事業会計における歳出(※)は、平成25年度から令和2年度までは、平成27年度を除き、おおむね3億円程度で推移していましたが、令和3年度は例年に比べ、大規模な建設工事がなかったため、1億4千万円程度となりました。

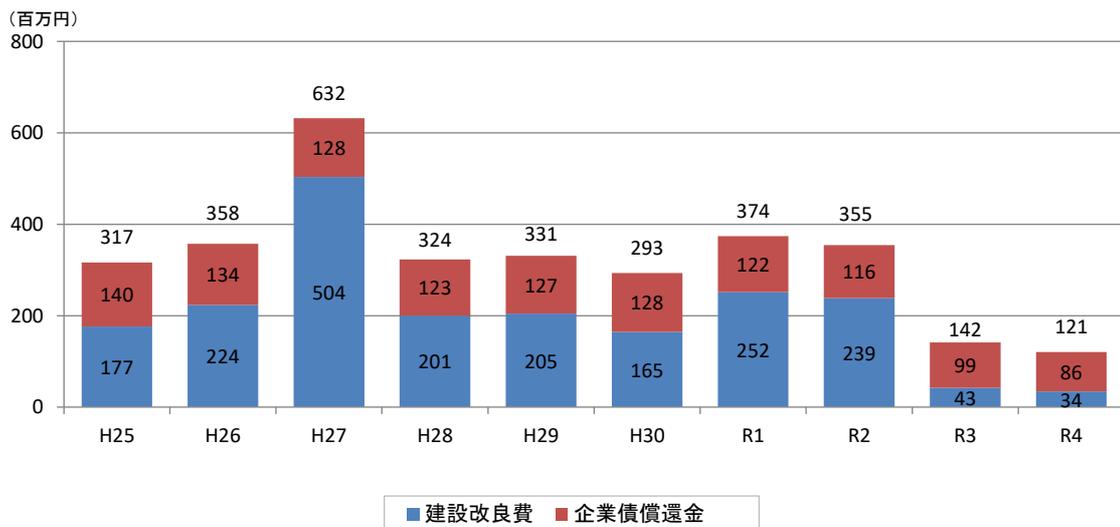
建設改良費としては、未普及地域解消事業として配水管の新設工事や実施区域の舗装復旧工事、老朽化している配水管の布設替工事等を実施しています。

収支不足額は会計上の補てんがされており、水道事業はおおむね適正に維持されていますが、施設の老朽化に伴う更新や修繕等により、今後、一層、経営環境の厳しさが増すものと見込まれます。

表 3-19 歳出の推移(水道事業会計)

単位:百万円

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
建設改良費	177	224	504	201	205	165	252	239	43	34
企業債償還金	140	134	128	123	127	128	122	116	99	86
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	317	358	632	324	331	293	374	355	142	121



(※) 資本的支出による。

図 3-25 歳出の推移(水道事業会計)

出典:「資本的収支に関する調」

### (3) 投資的経費の推移

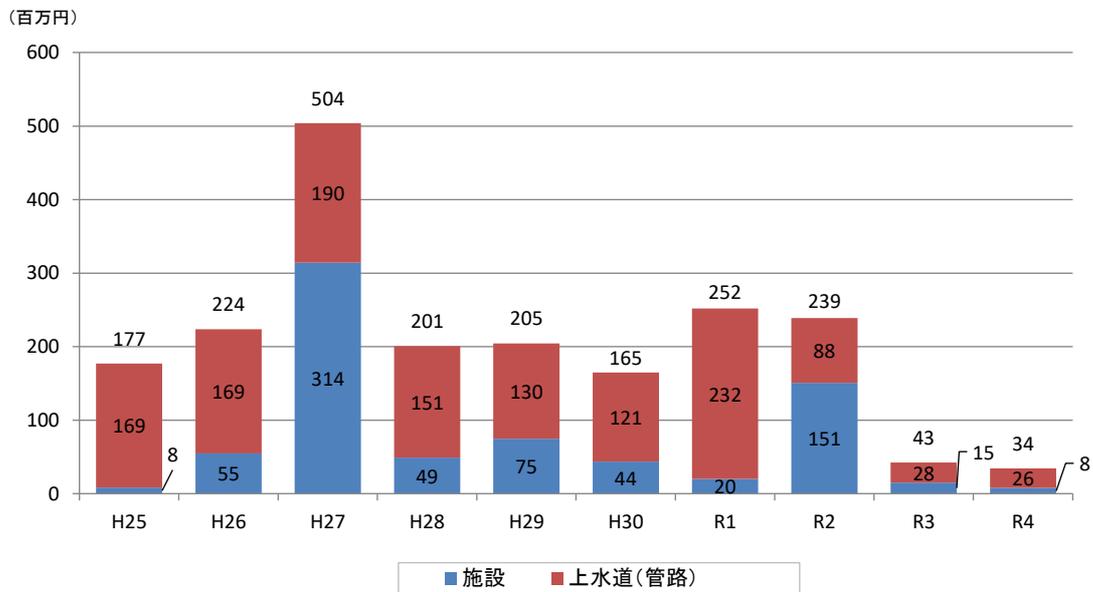
水道事業会計における投資的経費（表 3-19における建設改良費）は、平成 25 年度から令和 4 年度までの 10 年間に於いて、1 年間の平均で約 2 億 420 万円を歳出しています。内訳は、浄水施設分が約 7,400 万円、管路施設分が約 1 億 3,000 万円となります。水道ビジョンに基づき財政状況を考慮しつつ計画的な更新を行っているものの、令和 3 年度以降は大規模な建設工事がなかったため、投資的経費が減少しています。

表 3-20 投資的経費の推移(水道事業会計)

単位: 百万円

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	合計	平均
浄水施設	8	55	314	49	75	44	20	151	15	8	738	74
管路	169	169	190	151	130	121	232	88	28	26	1,304	130
合計	177	224	504	201	205	165	252	239	43	34	2,042	204

※四捨五入の関係で、内訳の合計が全体と一致しない年があります。



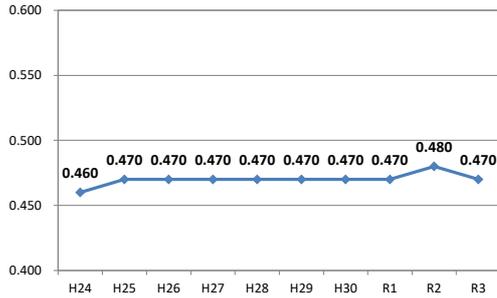
※四捨五入の関係で、内訳の合計が全体と一致しない年があります。

図 3-26 投資的経費の推移(水道事業会計)

出典：水道課調

### 第3項 主要財政指標

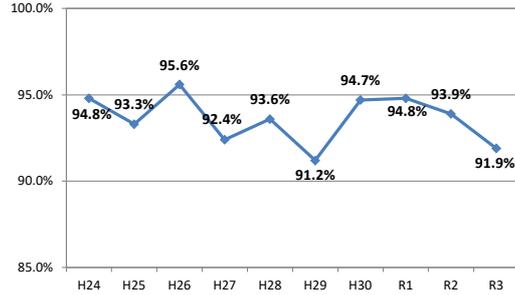
#### (1) 財政力指数



財政力指数は、地方公共団体の財政力を示す指数で、値が1を超える団体は交付税不交付団体となり、値が高いほど、財源に余裕があるといえます。

本市では、平成24年度以降は0.500を下回る水準で推移しています。

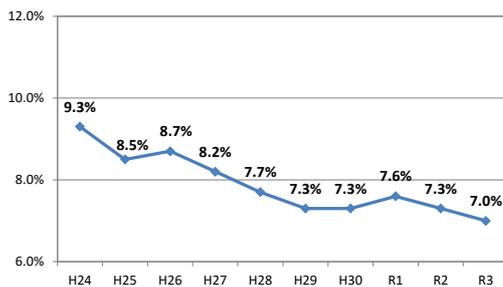
#### (2) 経常収支比率



経常収支比率は、財政構造の弾力性を判断する際の指標で、この値が低いほど財政の弾力性（いわゆる余裕度）が高いといえます。

本市では平成24年度以降、90%～96%の間で推移しています。

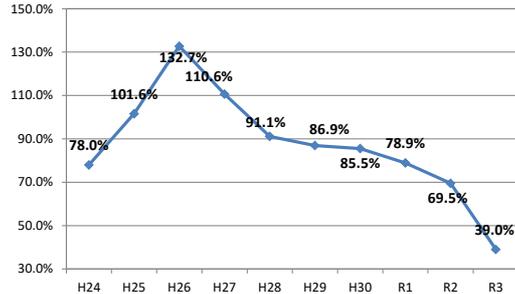
#### (3) 実質公債費比率



実質公債費比率は、借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を表す指標です。18%以上になると地方債の発行に総務大臣の許可が必要となります。

本市では実質公債費比率は低下（好転）傾向にあります。今後は近年実施した事業の償還開始に伴い上昇（悪化）も考えられます。

#### (4) 将来負担比率



将来負担比率は、一般会計が将来負担する見込みの実質的な負債残高の標準財政規模に対する割合です。将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

本市では、平成24年度から平成26年度にかけて上昇（悪化）し、その後、低下（好転）傾向にあります。

出典：地方財政状況調査関係資料による決算カード

## 第7節 維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み

### 第1項 試算方法

#### (1) 共通事項

各個別施設計画（P.3 表 1-1）において示されている対策費用を集約することを基本としていますが、試算期間を整合させるなど一部条件を変更している場合があります。

#### ①試算項目

公共建築物及びインフラ系施設を対象として、将来の「維持管理・修繕」「改修」「更新等」に要する経費の見込みを試算しました。各項目の内容は、表 3-21 のとおりです。

表 3-21 試算項目

項目		内容
維持管理・修繕	維持管理	施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査などです。本試算では、日常の施設管理、土地建物の賃借料、光熱水費等も含めています。
	修繕	施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる補修、修繕などです。原則として補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいいます。
改修		公共施設を直すこと、又は機能向上を伴う工事を行うことです。原則として改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいいます。
更新等		老朽化に伴い、機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備することです。除却・新設も含まれます。

#### ②試算期間

令和6年度（2024年度）を起算時点として令和65年度（2083年度）までの60年間です。

#### ③試算のシナリオ

各施設の個別施設計画における長寿命化等の対策を実施した場合（長寿命化型）の費用見込みについて試算します。また、その効果の確認のため、長寿命化等の対策を実施しない場合（従来型）との比較を行います。（比較結果は、P.63 第2項試算結果（4）対策の効果（従来型との比較）に掲載しています。）

#### ④維持管理・修繕費用

維持管理・修繕費用（表 3-21における「維持管理・修繕」に係る試算）は、直近5か年（平成30年度から令和4年度まで）の平均額を見込んでいます（ただし、橋梁は個別施設計画に準拠しました。）。

#### ⑤更新年数及び更新費用

更新年数及び更新費用（表 3-21における「改修」「更新等」に係る試算）は、原則として、各個別施設計画に準じます。

なお、公共建築物における標準条件は、次のとおりです。

【公共建築物における標準条件】

<更新サイクル>※鉄筋コンクリート造、鉄骨造

- 中規模改修・・・・・・・・新築から 15 年目と 45 年目（木造は 15 年目のみ）
- 大規模改修・・・・・・・・新築から 30 年目（木造も同じ）
- 建替え・・・・・・・・新築から 60 年目（木造は 45 年目）
- 長寿命化改修・・・・・・・・新築から 60 年目（木造は 45 年目）
- 長寿命化改修後の建替え・・長寿命改修後から 20 年目（木造は 15 年目）

（長寿命化による目標使用年数 80 年・木造は 60 年）

（補足）・建替え後の中規模改修、大規模改修は上記の「新築」を「改築」に読み替える。

・推計期間より前の改修費用及び建替え期間は考慮外とする。

<維持更新費用>

- 維持管理費用・・・・・・・・過去 5 年分の維持管理費用平均額（光熱水費等）
- 部位修繕費用・・・・・・・・躯体以外の劣化状況調査等による要修繕箇所に対する  
修繕費用を個別に算出
- 中規模改修・・・・・・・・建替え費用の約 10%相当額（※）
- 大規模改修・・・・・・・・建替え費用の約 30%相当額（※）
- 長寿命化改修・・・・・・・・建替え費用の約 40%相当額（※）
- 建替え・・・・・・・・対象施設の建設費総額（※）

※設計監理費：工事価格の 10%相当額を含む

更新の際に必要な解体費：56,000 円/m<sup>2</sup>

表 3-21 更新費用及び更新時期

公共建築物									
分類	更新年数及び更新費用								
学校教育系施設	<p>学校施設の長寿命化計画に準拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化型は、校舎、体育館及び学校給食共同調理場の長寿命化（80年で建替え）としています。旧耐震基準の小規模建物及び従来型の試算では50年で建替えとしています。</li> <li>・建替え年数によって、築20年目及び築60年目に大規模改造、築40年目に長寿命化改修を実施することとしています。</li> <li>・大規模改造は建替え費用の22%（体育館、武道場）又は25%（校舎、学校給食共同調理場）、長寿命化改修は建替え費用の60%を改修費用としています。</li> <li>・建替単価の設定は次のとおりです。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>校舎</td> <td>210,000 円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>体育館・武道館</td> <td>240,000 円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>学校給食共同調理場</td> <td>540,000 円/m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	用途	単価	校舎	210,000 円/m <sup>2</sup>	体育館・武道館	240,000 円/m <sup>2</sup>	学校給食共同調理場	540,000 円/m <sup>2</sup>
用途	単価								
校舎	210,000 円/m <sup>2</sup>								
体育館・武道館	240,000 円/m <sup>2</sup>								
学校給食共同調理場	540,000 円/m <sup>2</sup>								
市民文化系施設 （文化施設）	<p>個別施設計画（市民文化系施設（勝浦市芸術文化交流センター））に準拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術文化交流センターの本館、配電室を長寿命化の対象としています。</li> <li>・更新周期及び更新費用の考え方は、共通事項④の【公共建築物における標準条件】のとおりです。</li> <li>・建替単価は、480,000 円/m<sup>2</sup> としています。</li> </ul>								
市民文化系施設 （集会施設、その他の集会施設）	<p>個別施設計画（コミュニティ施設）に準拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化の対象は、全ての集会所及び青年館です。</li> </ul> <p>【更新周期】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化型は、80年（鉄筋コンクリート造）又は65年（木造（勝浦集会所））又は50年（木造（青年館））で建替えとしています。</li> <li>・従来型は、60年（鉄筋コンクリート造）又は45年（木造）で建替えとしています。</li> <li>・築15年目及び築45年目に中規模改修、築30年目に大規模改修、築60年目に長寿命化改修を行うこととしています（木造の場合は築45年目に長寿命改修）。</li> </ul> <p>【更新費用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模改修は建替え費用の10%、大規模改修及び長寿命化改修は建替え費用の30%（※）を改修費用としています。</li> <li>※ 興津集会所（旧）興津中の長寿命化改修は40%</li> <li>・建替単価の設定は次のとおりです。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途</th> <th>単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会施設</td> <td>266,000 円/m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>青年館等</td> <td>216,000 円/m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	用途	単価	集会施設	266,000 円/m <sup>2</sup>	青年館等	216,000 円/m <sup>2</sup>		
用途	単価								
集会施設	266,000 円/m <sup>2</sup>								
青年館等	216,000 円/m <sup>2</sup>								

<p>スポーツ施設</p>	<p>個別施設計画（スポーツ施設）に準拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>荒川テニスコート研修室、（旧）北中学体育館、（旧）興津中学校体育館及び柔剣道場ともに長寿命化の対象としています。</li> <li>更新周期及び更新費用の考え方は、子育て支援施設、保健・福祉施設と同じです。</li> <li>建替え費用の設定は次のとおりです。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="488 416 1074 510"> <tr> <th>テニスコート研修室</th> <th>体育館及び柔剣道場</th> </tr> <tr> <td>198,000 円/㎡</td> <td>264,000 円/㎡</td> </tr> </table>	テニスコート研修室	体育館及び柔剣道場	198,000 円/㎡	264,000 円/㎡						
テニスコート研修室	体育館及び柔剣道場										
198,000 円/㎡	264,000 円/㎡										
<p>産業関連施設</p>	<p>個別施設計画（産業関連施設）に準拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長寿命化の対象は、観光交流施設及び観光案内所（勝浦駅前、興津駅前）です。鶴原駅前観光案内所は建替えを想定していません（解体費のみ計上）。また、東屋は標準使用年数での建替えとしています。</li> <li>更新周期及び更新費用の考え方は、共通事項④の【公共建築物における標準条件】のとおりです。</li> <li>建替単価の設定は次のとおりです。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="488 779 1334 873"> <tr> <th>観光交流施設</th> <th>観光案内所</th> <th>東屋</th> </tr> <tr> <td>732,000 円/㎡</td> <td>306,000～323,000 円/㎡</td> <td>696,000 円/㎡</td> </tr> </table>	観光交流施設	観光案内所	東屋	732,000 円/㎡	306,000～323,000 円/㎡	696,000 円/㎡				
観光交流施設	観光案内所	東屋									
732,000 円/㎡	306,000～323,000 円/㎡	696,000 円/㎡									
<p>子育て支援施設 保健・福祉施設</p>	<p>個別施設計画（子育て支援施設・保健・福祉施設）に準拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長寿命化の対象は、保育所、こども館、こども園、診療所、医師住宅です（いずれも小規模の付属建物を除く）。</li> </ul> <p><b>【更新周期】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋コンクリート造・鉄骨造：80年、軽量鉄骨造・木造：65年を建替え年数として長寿命化することとしています。長寿命化の対象としない建物及び従来型の試算ではそれぞれ60年、45年で建替えとしています。</li> <li>築15年目及び築45年目に中規模改修、築30年目に大規模改修、築60年目に長寿命化改修を行うこととしています（軽量鉄骨造、木造の場合は築45年目に長寿命改修）。</li> </ul> <p><b>【更新費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中規模改修は建替え費用の10%、大規模改修及び長寿命化改修は建替え費用の30%を改修費用としています。</li> <li>建替単価の設定は次のとおりです。（円/㎡）</li> </ul> <table border="1" data-bbox="488 1440 1238 1561"> <tr> <th>こども園</th> <th>保育所 元児童館</th> <th>診療所 保健センター</th> <th>医師住宅</th> <th>倉庫・車庫</th> </tr> <tr> <td>471,000</td> <td>273,000</td> <td>295,000</td> <td>229,000</td> <td>103,000</td> </tr> </table>	こども園	保育所 元児童館	診療所 保健センター	医師住宅	倉庫・車庫	471,000	273,000	295,000	229,000	103,000
こども園	保育所 元児童館	診療所 保健センター	医師住宅	倉庫・車庫							
471,000	273,000	295,000	229,000	103,000							
<p>行政系施設</p>	<p>個別施設計画（行政系施設）に準拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>長寿命化の対象は、本庁舎（庁舎）、庁舎別館、防災備蓄センター（福祉避難所）、防災行政無線中継局、消防器具置場兼詰所（一部を除く）、生涯学習課体育倉庫です。</li> <li>更新周期及び更新費用の考え方は、共通事項④の【公共建築物における標準条件】のとおりです。</li> <li>主な施設の建替え費用の設定は次のとおりです（円/㎡）。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="488 1830 1276 1928"> <tr> <th>本庁舎</th> <th>庁舎別館</th> <th>福祉避難所</th> <th>消防器具置場兼詰所</th> </tr> <tr> <td>496,000</td> <td>266,000</td> <td>316,000</td> <td>216,000</td> </tr> </table>	本庁舎	庁舎別館	福祉避難所	消防器具置場兼詰所	496,000	266,000	316,000	216,000		
本庁舎	庁舎別館	福祉避難所	消防器具置場兼詰所								
496,000	266,000	316,000	216,000								

<p>公営住宅</p>	<p>市営住宅長寿命化計画に準拠</p> <p><b>【更新年数】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化型または従来型の試算において建替年数は建物の構造により30～70年としています（川津万名浦団地、沢倉旭ヶ丘団地の一部は、建替を計画していません）。</li> <li>・築15年目及び築45年目に中規模改修、築30年目に大規模改修、築55年目（木造は45年目）に長寿命化改修を行うこととしています。</li> </ul> <p><b>【更新費用】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模改修は建替え費用の10%、大規模改修は建替え費用の30%、長寿命化改修は建替え費用の40%を改修費用としています。</li> <li>・建替単価は、216,000円/㎡としています。</li> </ul>				
<p>供給処理施設 (水道関連施設)</p>	<p>現在、広域化に向けた事業統合等の検討中のため、試算条件は経営戦略・水道ビジョンの内容ではなく、次のとおりとしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・更新周期及び更新費用の考え方は、共通事項④の【公共建築物における標準条件】のとおりです。</li> <li>・建替単価は、172,000円/㎡としています。</li> </ul>				
<p>供給処理施設 (廃棄物処施設 (ごみ焼却施設))</p>	<p>個別施設計画（廃棄物処理施設（ごみ焼却施設））に準拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化型の試算では、個別施設計画で計画する施設整備（大規模改修及び建替）後の使用年数を40年としました。</li> <li>・従来型の試算では、個別施設計画で計画する施設整備（大規模改修及び建替）後の使用年数を25年としました。</li> <li>・築6年目に中規模改修、築12年目に大規模改修、築25年目に長寿命化改修（長寿命化型の試算の場合）を行うこととしています。</li> <li>・中規模改修は建替え費用の10%、大規模改修は建替え費用の21%、長寿命化改修は建替え費用の59%を改修費用としています。</li> <li>・建替単価は、1,401,000円/㎡としています。</li> </ul>				
<p>供給処理施設 (し尿処理施設 (勝浦市衛生処理場))</p>	<p>個別施設計画（し尿処理施設（勝浦市衛生処理場））に準拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化型の試算では、個別施設計画で計画する施設整備（中規模改修及び解体・建替）後の使用年数を40年としました。</li> <li>・従来型の試算では、個別施設計画で計画する施設整備（中規模改修及び解体・建替）後の使用年数を25年としました。</li> </ul> <p>(ただし、配電室（木造）は比較的新しい建物であるため65年の長寿命化を行うものとし、従来型の試算では45年の使用年数としています。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・築6年目に中規模改修、築12年目に大規模改修、築25年目に長寿命化改修（配電室はそれぞれ築15年目、30年目、45年目）を行うこととしています。</li> <li>・中規模改修は建替え費用の10%、大規模改修は建替え費用の20%、長寿命化改修は建替え費用の33%を改修費用としています。</li> <li>・建替え費用の設定は次のとおりです。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="488 1677 1072 1774"> <thead> <tr> <th>処理棟</th> <th>配電室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,692,000円/㎡</td> <td>216,000円/㎡</td> </tr> </tbody> </table>	処理棟	配電室	2,692,000円/㎡	216,000円/㎡
処理棟	配電室				
2,692,000円/㎡	216,000円/㎡				

その他の建築系 公共施設	個別施設計画（その他の建築系公共施設）に準拠			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化の対象は、火葬場（かつうら聖苑）、公衆トイレ、（旧）清海小学校、（旧）郁文小学校、千葉県立大原高等学校（旧）勝浦若潮キャンパスです。（旧）行川小学校、（旧）鶴原保育所、（旧）北中学校校舎は、建替えを想定していません。</li> <li>・更新周期及び更新費用の考え方は、共通事項④の【公共建築物における標準条件】のとおりです。</li> <li>・建替え単価の設定は次のとおりです。</li> </ul>			
	火葬場	（旧）校舎・園舎	（旧）体育館	公衆トイレ
	507,000 円/m <sup>2</sup>	266,000 円/m <sup>2</sup>	296,000 円/m <sup>2</sup>	656,000 円/m <sup>2</sup>

インフラ系施設	
分類	更新年数及び更新費用
道路	<p>道路舗装（市道）のみ舗装修繕計画に準拠し計上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装修繕計画における分類B路線に対する補修パターンの検討（80年間のLCC（ライフサイクルコスト）比較）結果より、長寿命化型の試算は、点検結果に基づく計画的な修繕（最適案：パターン4・更新単価247円/m<sup>2</sup>）に基づくものとしました。また、従来型は、従来の方法（全層打ち換えの繰返し：パターン1・更新単価298円/m<sup>2</sup>）に基づくものとしました。</li> <li>・更新の対象は分類B路線及び分類C路線とし、分類D路線は日常点検による都度の修繕対応としました。数量は延長の比率で按分して算出しています。</li> <li>・令和9年（2027年）までは優先度評価に基づく「舗装修繕の実施計画」の内容を反映しました。</li> </ul>
トンネル	<p>トンネル長寿命化修繕計画に準拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化修繕計画における「予防保全型」の試算を長寿命化型とし、「事後保全型」の試算を従来型としました。</li> <li>・大規模改修が計画されています（更新は考慮されていません）。</li> <li>・令和53年（2071年）までの試算がされています。以降はその期間の平均値としました。</li> </ul>
橋梁	<p>橋梁長寿命化修繕計画に準拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長寿命化修繕計画における「予防保全型（制約0.5億円）」の試算を長寿命化型とし、「事後保全型（補修後に更新）」の試算を従来型としました。なお、令和10年（2028年）までは、「短期10年間修繕計画」の内容を反映しました。</li> <li>・橋梁長寿命化修繕計画のLCC（ライフサイクルコスト）推計は100年間の期間（2117年まで）のため、本試算の全期間に適用しました。</li> </ul>

上水道（管渠）	水道ビジョン・経営戦略に準拠 ・令和12年（2030年）までの計画がされています。以降はその期間の平均値としました。 ・従来型の試算は、①更新年数：40年、②更新単価：100,000円/mとして、全管路延長に更新単価を乗じた費用を更新年数（40年）で割ったものを1年当たりの費用としています（更新単価は、総務省推奨「更新費用試算ソフト」における条件等を参考として設定）。
下水道	更新費用は計上しません。
公園	更新費用は計上しません。

#### ⑤維持管理・修繕の費用

維持管理費用及び経常的な修繕費用は、過去5年間に要した経費の実績相当とします。

各個別施設計画で、点検調査、計画的な修繕のための費用が計上されている場合は、加算します。

道路の維持管理・修繕費用には、農道、林道、道路附属物にかかる維持管理・修繕費用も含めています。

## 第2項 試算結果

### (1) 公共建築物の試算結果

各個別施設計画の内容を反映した公共建築物の維持管理・更新等費用は、60年間の総額で約1,025億円（うち、改修及び更新等費用は約448億円）であり、1年あたりの平均額では約17.1億円（うち、改修及び更新等費用は約7.5億円）が必要となります。

期間別では、1年目から10年目までと、31年目から50年目までが、改修、更新等の費用が、他の期間より10億円/10年間程度、多くなる見込みです。（図3-28）

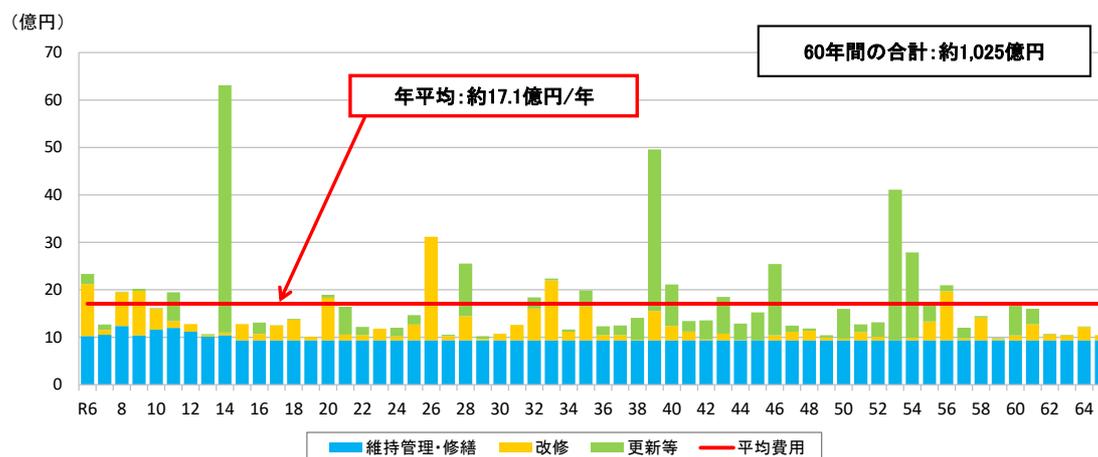


図 3-27 公共建築物の維持管理・更新等費用

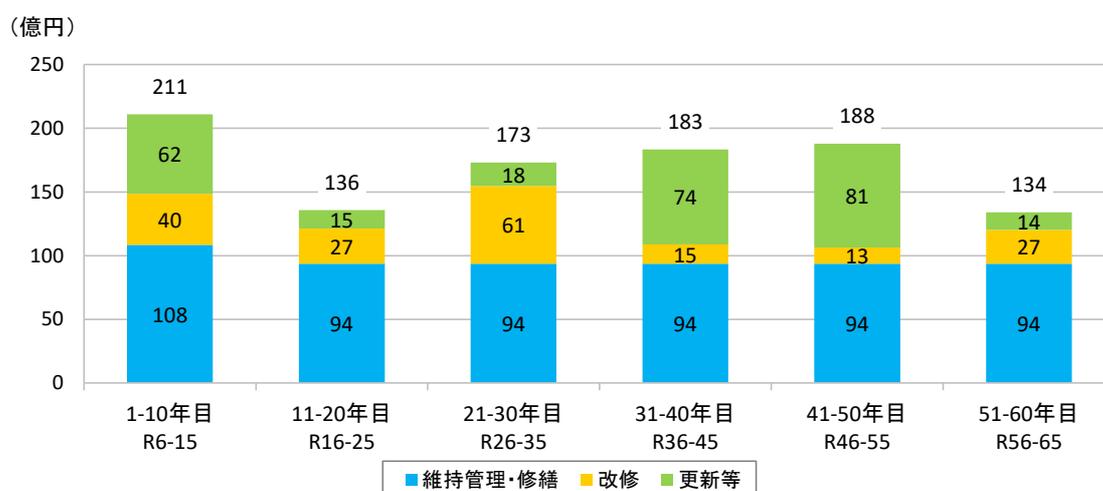


図 3-28 公共建築物の維持管理・更新等費用(10年単位)

表 3-22 公共建築物の維持管理・更新等費用

単位：億円

項目/期間(年)	1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	合計
維持管理・修繕	108	94	94	94	94	94	577
改修	40	27	61	15	13	27	183
更新等	62	15	18	74	81	14	265
合計(金額)	211	136	173	183	188	134	1,025
合計(構成比)	20.6%	13.2%	16.9%	17.9%	18.3%	13.1%	100.0%

## (2) インフラ系施設の試算結果

各個別施設計画の内容を反映したインフラ系施設の維持管理・更新等費用は、60年間の総額で約609億円（うち、改修及び更新等費用は約299億円）であり、1年あたりの平均額では約10.1億円（うち、改修及び更新等費用は約5.0億円）が必要となります。

期間別では、ほぼ均等に10年ごとに約100億円（うち、維持管理・修繕が50億円、改修及び更新等が50億円）となっています。

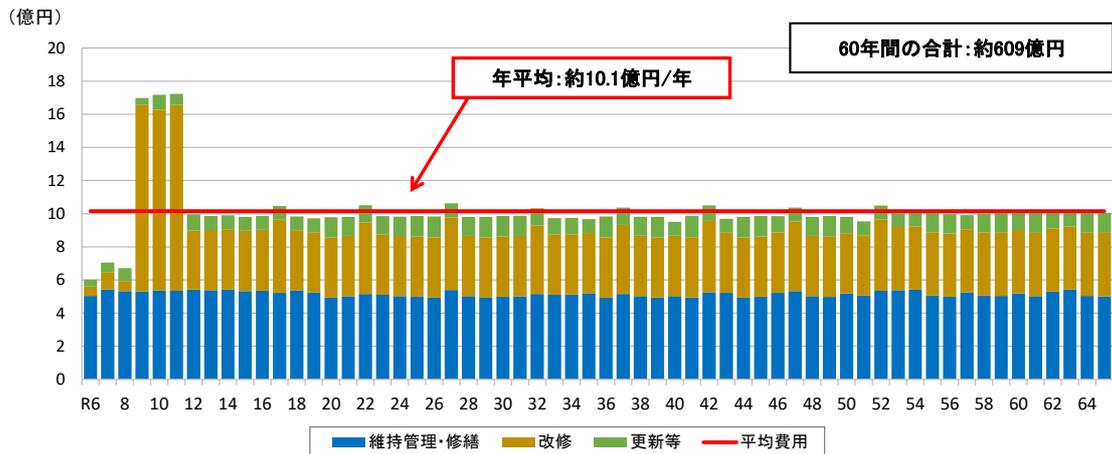


図 3-29 インフラ系施設の維持管理・更新等費用

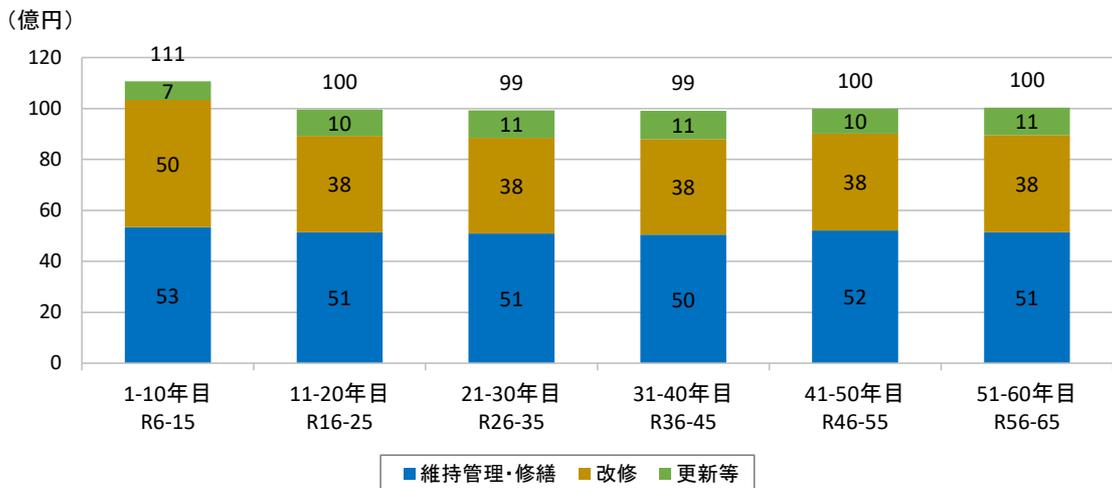


図 3-30 インフラ系施設の維持管理・更新等費用(10年単位)

表 3-23 インフラ系施設の維持管理・更新等費用

単位：億円							
項目/期間(年)	1～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	合計
維持管理・修繕	53	51	51	50	52	51	310
改修	50	38	38	38	38	38	239
更新等	7	10	11	11	10	11	60
合計(金額)	111	100	99	99	100	100	609
合計(構成比)	18.2%	16.4%	16.3%	16.3%	16.4%	16.5%	100.0%

インフラ系施設の内訳では、道路は60年間の総額63億円（年平均1億5百万円、うち更新等が5千8百万円）、橋梁は総額25億円（年平均4千1百万円、うち維持管理・修繕が2千3百万円）、トンネルは総額13億円（年平均2千2百万円、うち改修が1千8百万円）、水道は総額502億円（年平均8.4億円、うち維持管理・修繕が4.3億円、改修及び更新等が4億5百万円）などとなります。

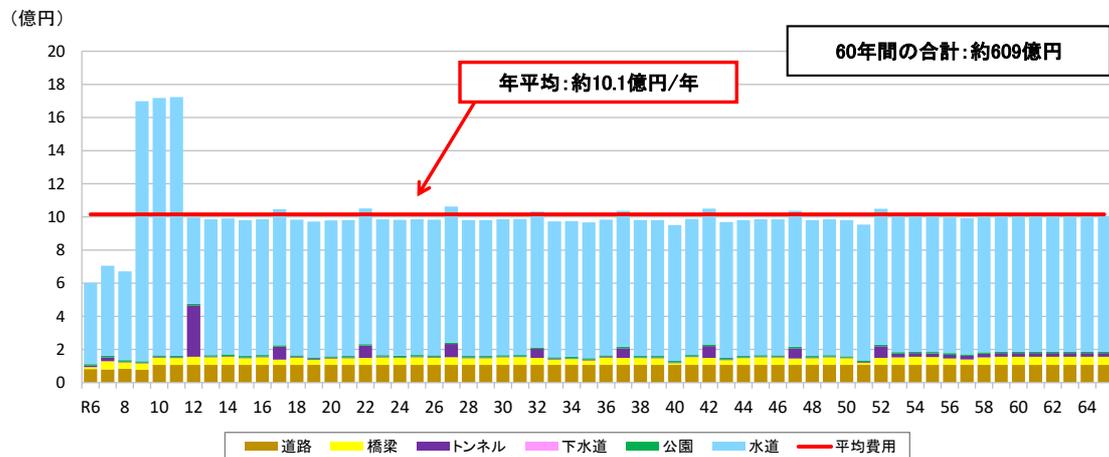


図 3-31 インフラ系施設の維持管理・更新等費用(種類別)

表 3-24 インフラ系施設の維持管理・更新等費用(種類別)

単位: 百万円

項目/期間(年)	1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	合計	年平均
道路	967	1,072	1,072	1,072	1,072	1,072	6,327	105
維持管理・修繕	475	475	475	475	475	475	2,849	47
改修	-	-	-	-	-	-	-	-
更新等	492	597	597	597	597	597	3,478	58
橋梁	411	414	404	387	410	459	2,483	41
維持管理・修繕	411	217	160	117	276	208	1,390	23
改修	0	5	0	0	0	6	10	0
更新等	0	192	244	269	133	245	1,083	18
トンネル	374	187	169	165	220	223	1,337	22
維持管理・修繕	43	43	43	43	43	43	259	4
改修	331	143	126	122	177	180	1,078	18
更新等	-	-	-	-	-	-	-	-
下水道	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
維持管理・修繕	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
改修	-	-	-	-	-	-	-	-
更新等	-	-	-	-	-	-	-	-
公園	88	88	88	88	88	88	529	9
維持管理・修繕	88	88	88	88	88	88	529	9
改修	-	-	-	-	-	-	-	-
更新等	-	-	-	-	-	-	-	-
水道	9,232	8,197	8,197	8,197	8,197	8,197	50,215	837
維持管理・修繕	4,324	4,324	4,324	4,324	4,324	4,324	25,942	432
改修	4,675	3,634	3,634	3,634	3,634	3,634	22,846	381
更新等	233	239	239	239	239	239	1,427	24
合計	11,072	9,957	9,929	9,908	9,987	10,038	60,891	1,015
構成比	18.2%	16.4%	16.3%	16.3%	16.4%	16.5%	100.0%	-

注 「-」は計上していません。四捨五入の関係で、内訳の合計が全体と一致しない場合があります。

(3) 公共施設等全体にかかる維持管理・更新等費用と財源の見込み

公共建築物とインフラ系施設を合算した公共施設等の維持管理・更新等費用は60年間の総額で約1,634億円であり、1年あたりの平均額では27.2億円/年の維持管理・更新等費用が必要となります。このうち、改修及び更新等にかかる費用は、60年間の総額で約747億円、年平均で約12.5億円です。

一方、財源の見込み額については、平成30年度から令和4年度までの公共建築物の維持管理経費の合計額の平均である約15.6億円(P.26)、インフラ系施設(水道除く)の維持管理計画の合計額の平均である約2.4億円(P.32)、水道施設の維持管理経費の合計額の平均である約5.8億円(P.33)の合計である23.8億円を維持管理・更新等費用に充当可能な財源見込み額と仮定すると、現在の施設を全て同じ水準で維持していくために必要な費用である27.2億円(年平均額)に対して約3.4億円の差異があります。

**60年間の維持管理・更新等費用総額  
約1,634億円(年平均27.2億円)  
うち改修及び更新等747億円(年平均12.5億円)**

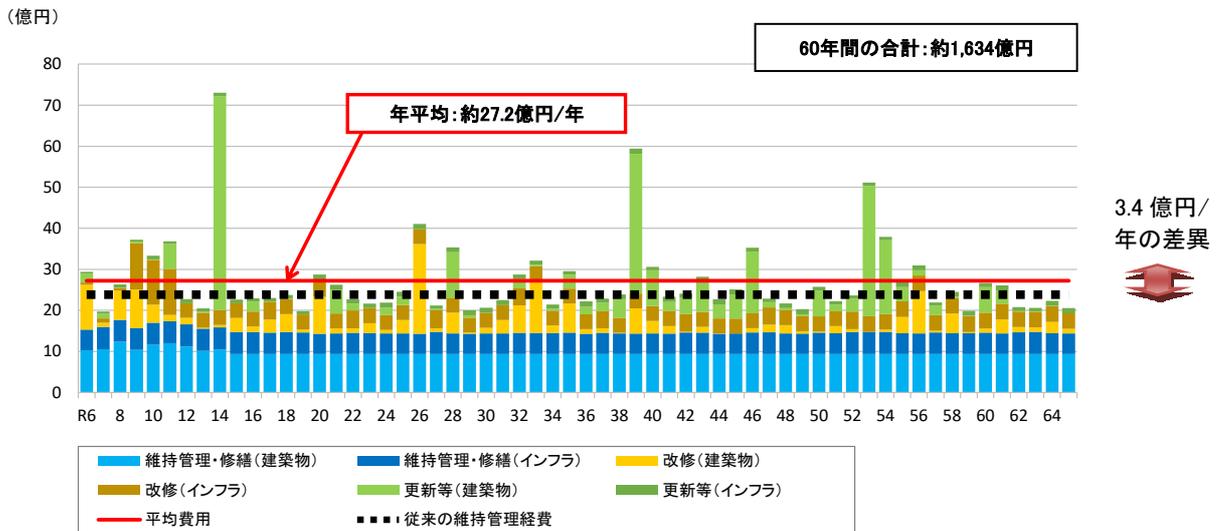


図 3-32 公共施設等の維持管理・更新等費用

表 3-25 公共施設等の維持管理・更新等費用

単位: 億円

項目/期間(年)		1~10	11~20	21~30	31~40	41~50	51~60	合計	構成比
建築物	維持管理・修繕	108	94	94	94	94	94	577	35%
	改修	40	27	61	15	13	27	183	11%
	更新等	62	15	18	74	81	14	265	16%
インフラ	維持管理・修繕	53	51	51	50	52	51	310	19%
	改修	50	38	38	38	38	38	239	15%
	更新等	7	10	11	11	10	11	60	4%
合計(金額)		322	235	273	282	288	234	1,634	100%
合計(構成比)		19.7%	14.4%	16.7%	17.3%	17.6%	14.3%	100.0%	

(注) 四捨五入の関係で、内訳の合計が全体と一致しない箇所があります。

施設の内訳別では、公共建築物が全体の約6割を占めます(表3-25、図3-33)。また、公共建築物の維持管理・修繕経費が全体の約35%を占めています(表3-25)。

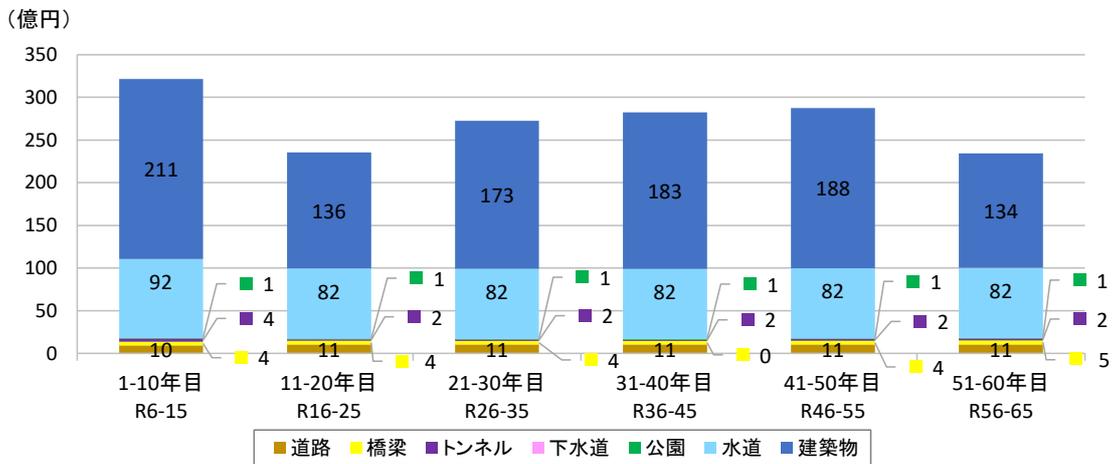


図 3-33 公共施設等の維持管理・更新等費用(10年単位)(種類別)

(4) 対策の効果（従来型との比較）

各個別施設計画に基づく長寿命化等の対策を実施する場合（長寿命化型）の公共施設等の今後の維持管理・更新等に係る経費について、従来型の費用と比較しました。

長寿命化型における経費見込み（a）は、従来型の経費見込み（b）と比較すると60年間で約176億円、年平均で約3億円の縮減となります（c）。

表 3-26 維持管理・更新等費用の縮減効果(60年間)

単位: 百万円

施設類型		長寿命化型	従来型	縮減効果
		a	b	c = a - b
公共建築物	建築物	102,493	107,530	-5,036
インフラ系施設	道路	6,327	7,171	-844
	橋梁	2,483	8,441	-5,958
	トンネル	1,337	1,974	-638
	下水道	0	0	0
	公園	529	529	0
	水道	50,215	55,325	-5,110
インフラ系施設 計		60,891	73,440	-12,654
合計		163,384	180,970	-17,586

**長寿命化等による縮減効果: 176 億円(60年間)、年間約 2.9 億円**

(注) 下水道は直近5か年の維持管理経費実績がすべて工事費(改修)(P.32)のため、試算上今後の費用が見込まれません(P.51)。

(5) 充当可能な財源の見込み

公共施設の改修、更新等に充当可能な財源としては、一般財源のほか、地方債、国・県の補助金等の特定財源が見込まれます。

国の補助金等や地方債の活用は幅広く、学校改修事業などに活用されています。過疎対策事業債は、過疎地域持続的発展計画に基づき実施する事業に対して、財政上の特別な措置を受けることができ、本市では、道路整備や公共施設の管理運営事業等にも活用しています。

これらの財源状況を踏まえて、公共施設等の維持管理・更新等に対して、より一層の計画的な管理及び財源確保を図っていく必要があります。

公営企業会計である水道事業では、使用料を原資とした独立採算に基づく経営を行っていく予定ですが、国の補助金、企業債及び一般会計繰入金等も財源として見込んでいます。



## 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

---

## 第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

### 第1節 計画期間

本計画の計画期間は、平成29（2017）年度から令和8（2026）年度までの10年間とします。

なお、本計画は、本市の最上位計画である「勝浦市総合計画」の改訂にあわせて、必要に応じて見直しを行うとともに、本計画の前提となる公共施設等の状況、人口及び財政の状況等に大幅な変更があった場合及び個別施設計画と整合性を図る必要性が特に高い場合などにも、適宜必要な見直しを行うこととしています。

今般の本計画の改訂は、国の策定指針の改訂内容、令和5年度から令和16年度を計画期間とする勝浦市総合計画の内容、本市が策定した個別施設計画の内容、計画期間内に新設又は廃止された施設の状況などとの整合を図ることに主眼を置いて改訂したものです。

### 第2節 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

#### 第1項 全庁的な取組体制

本計画を継続的に運用していくために、施設所管課を中心に、庁内の技術職員、財政課と連携し、全庁的な体制で取り組んでいくものとします。

個別施設に係る日常の維持管理は、各施設所管部門にて行いますが、所管の枠を超えた維持管理や更新等の検討にあたっては、庁内一元的な対応を図ります。

なお、取組体制の構築方針については、P.74「(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針」に記載のとおりです。

#### 第2項 情報管理・共有方策

地方公会計制度に係る固定資産台帳のほか、公有財産台帳の管理等とあわせて、これら台帳データ等の庁内一元的な活用を推進します。

本計画の改訂や本計画に沿った個別施設計画の策定等については、原則としてホームページや市報に掲載して公表を図り、市民との情報共有の促進に努めます。

また、必要に応じてパブリックコメント等を実施し、市民との情報共有を図りながら、適切に意見の反映に努めます。

## 第3節 現状や課題に関する基本認識

### 第1項 公共施設等の老朽化

本市の建築系公共施設は、令和5年4月時点において総延床面積の約7割を占める建物が築30年以上を経過しており、施設の老朽化が顕在化しています。インフラ施設についても道路、トンネル及び水道等を中心として老朽化が進行しています。

休止中又は用途廃止した公共施設等の中には、今後の利活用方針が決定していない施設もあり、未使用期間が長期化する場合は、設備や躯体の劣化が著しく進行する懸念もあります。

### 第2項 人口減少・少子高齢化、“心豊か”に過ごせるまち かつうら を目指した公共施設等

本市の人口は、昭和35(1960)年の国勢調査で3万1千人を記録した後、減少を続け、令和12(2030)年には約1万3,200人への人口減少が見込まれています。世代別の構成割合では、生産年齢人口(15~64歳)と年少人口(15歳未満)の減少が続く一方で老年人口(65歳以上)の割合は増加し、高齢化がさらに進む見込みです。

勝浦市総合計画(令和5年3月)で示された「豊かな自然」に抱かれて“心豊か”に過ごせるまち かつうら」を目指し、関連施設の充実がより一層求められる中、公共施設が提供するサービスや施設配置の見直しへの対応が急がれます。

また、本市の人口分布を踏まえ、市民一人ひとりが安心して暮らしていくために、公共施設等が生活基盤や地域コミュニティの場として果たす役割も考慮しなければなりません。

### 第3項 厳しい財政状況

本市の財政は、歳入については、おおむね横ばいで推移している一方で、歳出については、少子化対策や高齢者の増加に伴って社会保障費の関連の支出が年々増加しており、公共施設等の整備に充当可能な財源の確保が厳しくなっています。

今後は、総人口の減少や少子高齢化の進行に伴って、市民税を中心とする市税収入が減少するとともに、社会保障費は増加を続ける見込みであるため、一層の歳入確保と歳出抑制に取り組む必要があります。

### 第4項 公共施設等に係る維持管理・更新等費用

本計画における、中長期的な維持管理・更新等費用等の試算結果によると、年平均27.2億円の維持管理・更新等費用の必要額に対し、充当可能な財源は年平均23.8億円であり、年平均約3.4億円の差が生じる見込みです。したがって、今後は公共施設等に係る維持管理・更新等費用の財源確保が一層困難となる見込みであることから、現状のすべての公共施設等を保有し続けることは事実上困難な見通しです。また、公共施設等の老朽化に伴って、点検・診断を始めとする予防保全を推進する必要が高まるため、毎年の維持管理費用も確実な確保が求められるものと考えられます。

したがって、長期的な視点で、施設の集約化、複合化、長寿命化、除却等を計画的に行い、財政負担を低減・平準化し、公共施設等の最適な配置を検討する必要があります。

## 市政の状況

人口減少・少子高齢社会、安全・安心に対するニーズ、  
「豊かな自然」に抱かれて“心豊か”に過ごせるまち かつうら」の実現

### 公共施設等

- 延床面積が約 5.44 m<sup>2</sup>/人(建築系)で、千葉県内 37 市平均 2.88 m<sup>2</sup>/人の約 1.9 倍と多い
- 約 7 割が建築後 30 年以上

### 人口

- S35 年以降、減少を続け R12 には約 1 万 3,200 人になる予想、あわせて高齢化が進行

### 主な課題

- ◆ 公共施設等の老朽化と行政サービス水準を踏まえた配置・総量
- ◆ 人口減少や少子高齢化、次世代を担う人と文化を育むための立地適正化
- ◆ 財政負担を低減しながら施設管理を実施

- 地方税(市税)はほぼ横ばいで推移
- 少子高齢化に伴う社会保障費関連の歳出が増加傾向

### 財政

- 維持管理・更新等費用の財源不足が生じる見通し
- 予防保全等の推進により維持管理費用の確保が必要

### 維持管理・更新等費用

今後10年間で総合的かつ計画的な管理を推進する必要性

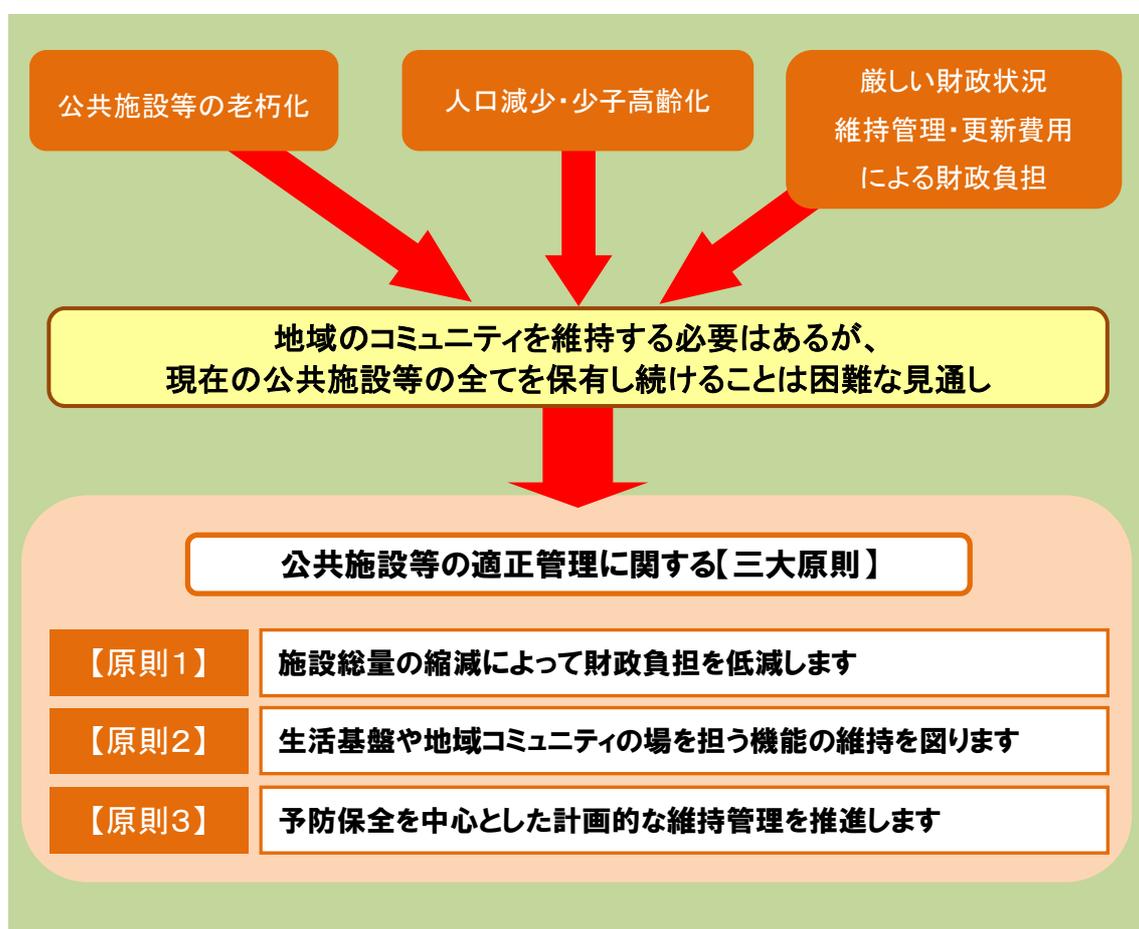
## 第4節 公共施設等の管理に関する基本的な考え方と取組方針

### 第1項 基本的な考え方

本市が直面する公共施設等に係る現状や課題を踏まえると、現在の公共施設等の全てを将来にわたって保有し続けることは困難な見通しです。

一方で、市民がこれからも住み続けたい「まち」を維持し続けるためには、既存の公共施設等について、地域コミュニティの場を提供する機能や防災機能等、市民生活に必要不可欠な機能の確保を図り、地域ごとのバランスや行政サービス水準の維持・向上に配慮しながらの立地適正化が求められます。

以上を踏まえて、本計画における各種方針の前提となる、公共施設等の適正管理に関する三大原則を定め、計画期間における各種事業や個別施設計画の指針とします。



#### 【原則1】 施設総量の縮減によって財政負担を低減します

<保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針>

##### ①施設の集約化・複合化等

同一用途や類似の施設については、利用状況、配置状況等を勘案し、施設の集約化（同一用途の複数施設をより少ない施設規模や施設数に集約化）、複合化（複数の用途の異なる施設を複合的に配置）により、施設総量の縮減に取り組めます。

##### ②施設の転用

利用率の低い施設や閉鎖した施設については、他用途への転用や、民間活力の活用によ

り既存施設の有効活用を図ることを検討します。

### ③施設の廃止・除却等

閉鎖した施設は、基本的に他用途への転用としますが、他用途への有効活用が見込めない施設は、貸付や除却等についても検討します。

## 【原則2】 生活基盤や地域コミュニティの場を担う機能の維持を図ります

### ①生活基盤となる公共施設等の機能維持

市民生活や産業基盤となる公共施設等（道路や上水道、公園等）については、維持管理費用の低減に努めつつ、機能の維持に重点を置いて、中長期的な活用を図るものとします。

### ②地域コミュニティ施設の有効活用

学校は教育施設であるとともに、一般開放等により地域コミュニティの中核としての機能も担っています。また、集会所・青年館等の集会施設も地域コミュニティの形成に不可欠な施設です。こうした地域コミュニティの場となる施設は、類似する機能等を精査し、施設の有効活用を図ります。

### ③防災（避難場所等）への配慮

公共施設等は、災害時の避難場所や防災備蓄品等を保管（保管場所を提供）する機能も担っていることから、非常時の活用も視野に入れながら適切な維持管理や適正な施設配置を図ります。

## 【原則3】 予防保全を中心とした計画的な維持管理を推進します

### ①施設の長寿命化

長期的な利用が必要な公共施設等については、従前の事後保全型維持管理から、定期的な点検・診断に基づき、不具合が発生する前に対応を講じる予防保全型維持管理に移行することにより、施設の長寿命化を推進し、財政負担の低減・平準化を図ります。

なお、長寿命化を図る対象施設の選定、長寿命化対策の内容及び実施時期については、個別施設計画を踏まえて計画的に推進することとします。

### ②民間活力の活用（PPP<sup>10</sup>／PFI<sup>11</sup>の活用）

予防保全型維持管理の推進にあたっては、PPPを推進する観点から、保守点検や修繕工事等について民間事業者の体制やノウハウを活用し、中長期的な観点から計画的な取組を推進します。また、大規模事業を中心にPFIの活用も検討します。

### ③施設の安全性の確保

市民の安全・安心を確保するため、点検・診断等により施設の状態の把握に努め、劣化や損傷等により危険性が高いものと認められた施設が生じた際には、施設の一時的な供用停止や応急的な修繕等による対応を推進します。また、耐震化が必要な施設については、老朽化の状況、利用状況等を把握し、施設の存廃を含めて検討します。

<sup>10</sup> PPP…Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。

<sup>11</sup> PFI…Private Finance Initiative（プライベート・ファナンス・イニシアティブ）の略。公共施設等の建設・維持管理や運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

## 第2項 総量縮減に向けた数値目標とPDCAサイクルの確立

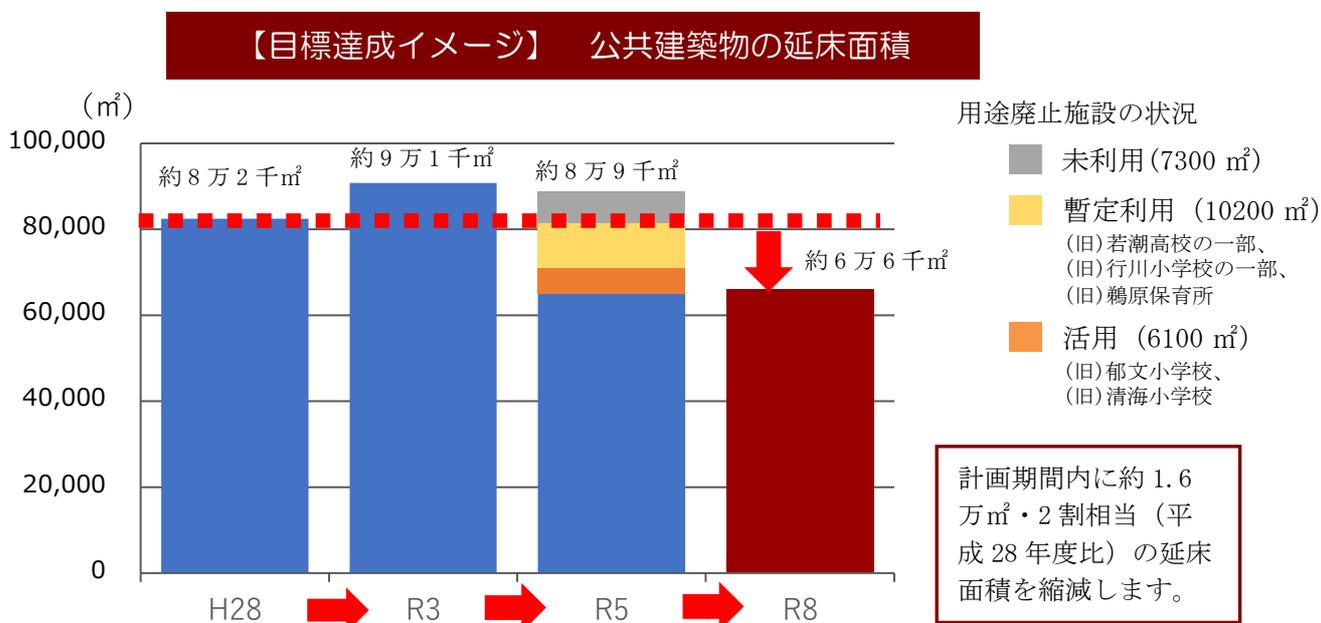
本市では、前掲の「原則1」として掲げた施設総量の縮減について実効性を高めるために、総量縮減に向けた以下の数値目標を設定します。

なお、計画期間内には、おおむね5年毎を目安とし、設定した数値目標に照らして取組を評価し、総合管理計画の改訂につなげていくなど、PDCAサイクルの確立に努めます。

**本市では、計画期間である平成29年度から10年後の令和8年度までに、**  
**【目標】 公共建築物の延床面積をおおむね2割縮減します**

### 【計画達成後における10年後の本市の姿】

**延床面積：約6万6千㎡(H27年度末約8万2千㎡よりおおむね2割相当を縮減)**



## 【目標とする総量縮減率・おおむね2割の設定根拠】

- ◆ 本市では、財源不足や利用需要に応じた施設規模の適正化を図る前提で、公共建築物について全体の総量縮減を目指すものとします。既に休止中・用途廃止している施設(平成28年度時点で約8,200㎡:全体の約1割)を中心として総量縮減を推進するとともに、現在使用している施設についても人口減少(計画期間内に約1割の減少見込み)にあわせた減築や統廃合を進めるものとし、あわせて「おおむね2割」の総量(面積)縮減を図るものとします。
- ◆ 令和5年度の計画改訂時点までに、約6,400㎡の削減を図ったものの、建替え・新規整備や移譲を受けた施設等もあり、平成28年度時点から7,000㎡増となっています。ただし、未利用・暫定利用の用途廃止施設も17,500㎡(全体の19%)となったため、引き続き計画期間内での「おおむね2割」の総量(面積)縮減を目指すものとします。

### 第3項 過去に行った対策の実績

平成28年度以降、これまでに取り組んできた公共施設等の適正管理に関する取組について主な実績は、以下の通りです。

表 4-1 過去に行った主な対策の実績

年度	内容	建築系 (対策分類※)			インフラ系
		保全	活用	再編	
平成28 (2016)	上野小学校と清海小学校を統合 (H28.4)			○	
	上野小学校の大規模改修を実施	○			
	消防詰所・器具置場 (3-3興津) を建替え	○			
	道路附属物点検調査を実施				○
	公園の定期点検 (毎年) を開始				○
平成29 (2017)	勝浦中学校と北中学校、興津中学校を統合 (H29.4)			○	
	大原高等学校勝浦若潮キャンパスの建物・土地を取得。同施設のグラウンド跡地に民間企業が商業施設をオープン (土地を貸付け)		○		
	(旧) 清海小学校を民間事業者に企業立地協定に基づき土地・建物を貸付け。 消防詰所・器具置場 (3-5守谷) を建替え	○	○		
平成30 (2018)	「勝浦市橋梁長寿命化修繕計画」を改定 (H30.4)				○
	中央保育所、(旧) 学校給食共同調理場を除却			○	
	勝浦こども園 (認定こども園) を新設 (~R元年度まで工事)			○	
	勝浦中学校プールを新設 (~R元年度まで工事)			○	
	宿戸やすらぎの家 (その他集会施設) を地域団体へ移譲			○	
令和元 (2019)	勝浦小学校と郁文小学校を統合 (H31.4)			○	
	勝浦市特別養護老人ホーム総野園、勝浦市デイサービスセンター総野園を社会福祉法人へ移譲 (H31.4~)			○	
	(旧) 興津中学校校舎を一部転用し、興津集会所を移設			○	
	消防詰所・器具置場 (1-3墨名) を建替え	○			
	消防詰所・器具置場 (3-1鶴原) を建替え	○			
	「勝浦市トンネル長寿命化修繕計画」策定 (R2.3)				○
令和2 (2020)	(旧) 勝浦幼稚園を除却			○	
	(旧) 勝浦診療所医師住宅を除却			○	
	上野小学校及び興津小学校体育館非構造部材耐震化工事	○			
	消防器具置場 (5-3白木) を建替え	○			
	「勝浦市水道ビジョン・経営戦略」策定				○
令和3 (2021)	学校給食共同調理場で事務委託により御宿町立小・中学校の給食提供を開始		○		
	(旧) 郁文小学校の建物・土地を貸付 (R4年度から30年間)		○		
	(旧) 東保育所の建物・土地を売却			○	
	興津小学校、豊浜小学校、総野小学校、勝浦中学校の校舎内飛散防止フィルム貼付など工事	○			
令和4 (2022)	かつうら海中公園滞在型観光施設を新設			○	
	(旧) 北区青年館を除却			○	
	(旧) 郁文保育所を除却			○	

※対策分類…保全：改修、建替え (同規模同位置を基本) / 活用：貸付、売却等 / 再編：集約化、廃止、移譲、民営化、転用、新規整備、建物除却等として本表において分類したものです。

- (注) ・消防詰所・器具置場は順次、建物の更新 (建替え) を行っています。  
 ・市営住宅は、居住者の方の状況を踏まえながら老朽化した建物の除却を行っています。  
 ・インフラ系は、主な点検・調査、計画策定を中心に紹介しています。

## 第4項 9つの実施方針

本市では、公共施設等の適正管理に関する三大原則を踏まえ、公共施設等の適正管理を実施するための基本方針として、以下の9つの実施方針を定め、施設類型ごとの基本方針及び個別施設の計画に係る基本方針として位置付けます。

### (1) 点検・診断等の実施方針

点検・診断等は維持管理及び更新の原点であり、公共施設等のメンテナンスサイクル<sup>12</sup>を考えるための基本となる業務です。したがって、法定点検以外にも日常的なパトロールや利用者・住民からの通報等に基づいて公共施設等の損傷や設備の異常等の早期発見に努めます。

また、国・県等の定める各種点検マニュアル等に準拠して点検・診断等を適切に実施し、結果については、記録化と活用を促進し、公共施設等の劣化・損傷の拡大防止に努め、安全管理の徹底と維持管理費用等のコスト削減を図ります。

### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

点検・診断等の結果を踏まえ、予防保全の観点も踏まえた計画的なメンテナンス及び更新を実施し、維持管理費用の削減と平準化に努め、大規模修繕によって回復される機能や耐用年数の延長効果、将来的な市民ニーズ等と建替え費用とのバランスを検証して、修繕・更新等の計画的な実施に努めます。

さらに行政サービス水準の維持及び向上を図る視点から、類似施設との集約化、他施設との複合化、用途の見直しを行い、指定管理者制度の有効活用、民間への譲渡・貸付、民間施設の利活用、PPP/PFIの活用による民間活力の導入等の可能性をあわせて検討します。

インフラ系施設の修繕・更新は、長寿命化計画等に沿って、予防保全型の維持管理により計画的な老朽化対策を図るとともに、効果的・効率的な整備手法・工法を検討し、財政負担の低減を図ります。

### (3) 安全・安心の確保の実施方針

公共施設等は、様々な市民等の利用に供されていることから、耐震化やバリアフリー対応を適切に進めます。とくに指定避難所・指定緊急避難場所となっている公共施設等は、災害等の非常時も想定して施設の適切な改修を推進します。

また非耐震の施設は、勝浦市耐震改修促進計画に基づいて、耐震化率の向上を図ります。インフラ系施設についても、橋梁及び上水道を中心に耐震化を推進します。

### (4) 長寿命化の実施方針

中長期的な活用を図る施設については、原則として長寿命化に係る改修等を実施し、

---

<sup>12</sup> メンテナンスサイクル・・・点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次期点検・診断等に活用する一連の作業を継続的に行うこと。

公共施設等の有効活用を図るとともに、維持管理・更新等に要する財政負担の低減を図ります。

長寿命化の実施にあたっては、国や県等の指針やマニュアルに準拠し、長寿命化計画に基づき、計画的な改修と予算の縮減・平準化に努めます。

#### (5) ユニバーサルデザイン<sup>13</sup>化の推進方針

施設の維持管理及び更新にあたっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（いわゆる「バリアフリー法」）の改正内容や関連する国等の各種基本方針を踏まえて、計画的にユニバーサルデザイン化を推進します。

#### (6) 脱炭素化の推進方針

第3次勝浦市地球温暖化防止対策実行計画（平成31年3月策定）に基づき、公共施設の改修や整備を行う際には、自然エネルギーを利用した設備の導入、省エネルギー型の設備機器への更新を計画するなど、公共施設の維持管理・更新等に関する様々な施策において、公共施設の脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

#### (7) 統合や廃止の推進方針

今後の総量縮減や施設の適正な配置に係る検討にあたっては、財政負担の低減を図る観点とともに、生活基盤や地域コミュニティの場としての機能の維持も重視し、公共施設等の将来のあり方を検討します。

公共施設等の将来のあり方は、施設所管部門の実施している点検・診断結果、過去の修繕履歴、施設の利用状況、維持管理費用の状況、今後の更新費用の見込み、民間事業者による利活用の提案等を総合的に勘案し、情報共有と適切な意見の集約を図りながら検討を行います。

#### (8) 地域コミュニティの維持を目的とした再編成の推進方針

今後ますます進行する人口減少・少子高齢化等から、公共施設等に求められるニーズも変化する見込みです。さらに、将来的な財政の厳しい見通しを踏まえつつ、地域コミュニティを維持していく必要もあります。こうした状況に対応するため、今後施設の総量縮減等によって行政サービス水準が著しく低下を招かないよう、地域ごとの施設配置バランスや新たな行政ニーズへの対応を的確に判断しながら、公共施設等の用途、規模や配置等の立地適正化を目指します。

#### (9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

各施設所管部門による日常管理を原則としつつ、庁内一元的な情報共有とし、関係部門が連携しながら中長期的かつ庁内横断的な公共施設等の適正な管理に努めます。

施設所管部門の市職員は、日頃から維持管理等に係る知識や技術の習得に努めるとともに、必要に応じて民間事業者等の活用を図ります。

---

<sup>13</sup> ユニバーサルデザイン・・・障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。

## 第5節 PDCAサイクルの推進方針

---

### 第1項 本計画の見直し及び公表等

本計画は、今後の関連する諸計画の策定・見直しや社会経済情勢、本市の財政状況の変化等に応じて、計画期間中であっても柔軟に充実・見直しを図るとともに、計画期間の満了を見据えて、継続的に公共施設等の管理のあり方に関して検討を行い、計画の見直しを実施します。

あわせて、本計画に関する個別施設計画等の進捗状況を庁内で共有するとともに、各個別施設計画等施策の課題の整理と解決方策等の検討を行うため、庁内関係者等との調整、フォローアップを行います。

本計画の見直しを行うにあたっては、議会への情報提供、広報やパブリックコメント等による住民への情報提供と可能な限りの意見の反映に努めます。

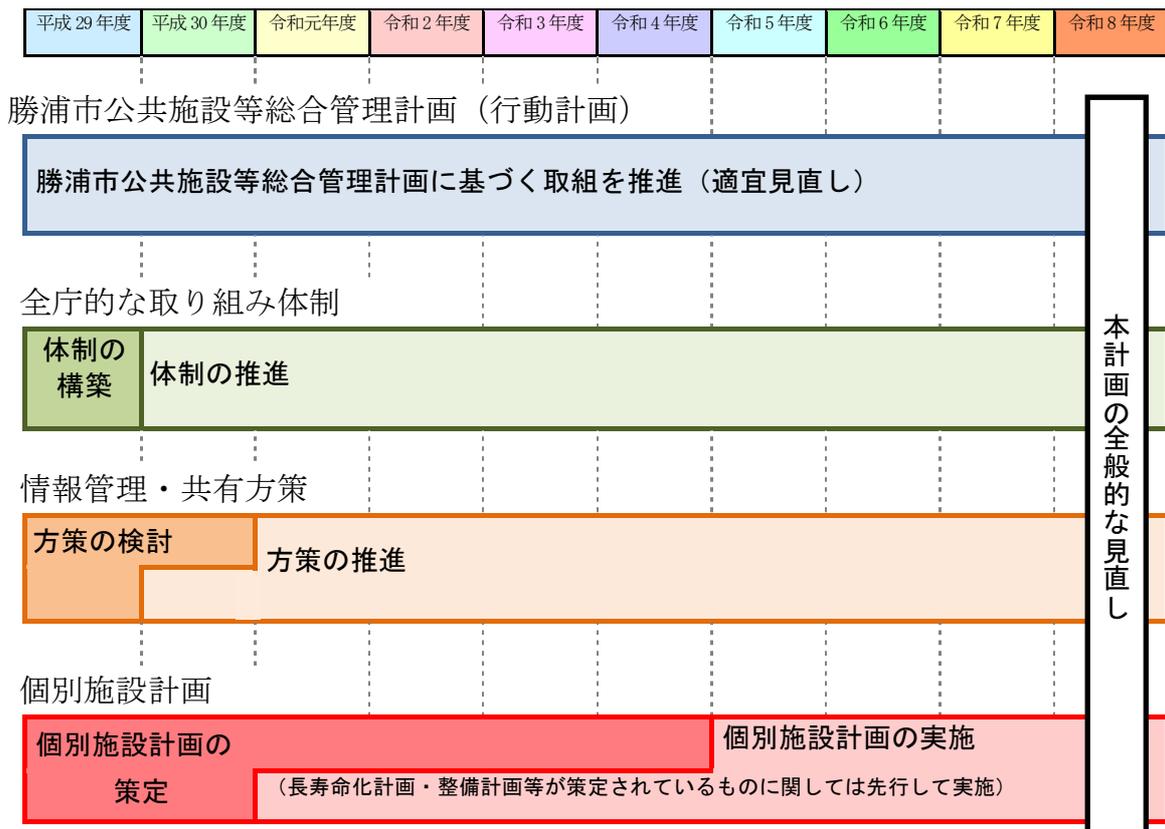
### 第2項 個別施設計画等の実行スケジュール

勝浦市公共施設等総合管理計画を実行するためのスケジュールを次に示します。この年次計画に基づき、計画が実行されているかの確認を行っていきます。

勝浦市公共施設等総合管理計画は、行動計画として平成29年度から実施していますが、実施の方向性を確認する計画として全庁的な取組体制の構築と情報管理・共有方策の検討を行い、速やかな推進に移しています。詳細な情報分析及び具体的な計画は、個別施設計画にて行っていきます。

年次計画を以下に示していますが、精密な全体の年度計画は立てることなく、基本的な公共施設等マネジメントの方向性をしっかりとらえ、既に長寿命化計画・整備計画等が策定されている施設等や、着手可能な事業を選択し、実践していきながら、徐々に全体に波及させます。

なお、上位計画や関連諸計画、社会経済情勢、本市の財政状況の変化等に応じて柔軟に、適宜見直しを行います。



## 第6節 地方公会計の活用

本計画の改定及び本計画に基づく各種取組を推進する際には、地方公会計改革の目的等を踏まえつつ、地方公会計における財務4表のほか、固定資産台帳の活用を図ります。

特に、公共施設の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みの算出及び検証にあたっては、固定資産台帳の施設データ等を活用します。

## 第7節 近隣市町等との広域連携の推進方針

本市は、市民生活においても近隣市町との広域的な結びつきが強く、公共施設等の相互利用も行われている実態があります。そのため、より広域での施設の最適配置を図る観点から、広域化（一部事務組合・広域連合による施設共同所有や、国・自治体間（国・県・他市町）における施設の相互利用、集約化・複合化）による連携を検討します。

## 第8節 各種計画や指針等を踏まえた施策の連携方針

本計画の策定・見直し・推進にあたっては、防災や都市計画等の各種計画や指針等との整合性を図り、関係部門等との施策の連携を図ります。

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

---

## 第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### 第1節 建築系公共施設の管理に関する基本的な方針

#### 第1項 学校教育系施設

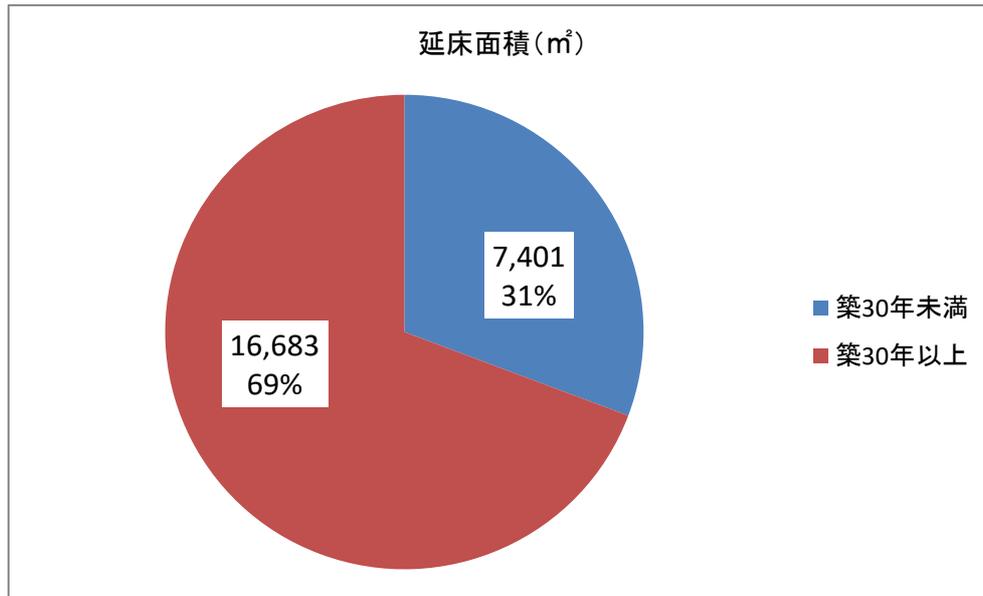
##### (1) 施設概要

中分類	細分類	施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)
学校	小学校	1 勝浦小学校	2006	4,686.00
		2 豊浜小学校	1967	2,974.00
		3 興津小学校	1976	2,951.00
		4 上野小学校	1981	2,675.00
		5 総野小学校	1988	3,255.00
	中学校	6 勝浦中学校	1964	6,404.10
学校給食共同調理場	学校給食共同調理場	7 学校給食共同調理場	2013	1,138.56

##### (2) 施設の配置状況



### (3) 建物の老朽化状況



### (4) 現状と課題

#### (学校)

小中学校は、小学校5校、中学校1校を設置しています（令和5年3月末時点）。

小中学校の延床面積は、市の公共施設全体の約26%を占めており、行政財産の中ではその他建築系公共施設を除くと、市の保有施設の中で最大の延床面積となります。

小中学校の69%（延床面積）は、建築後30年以上を経過しており、老朽化が進んでいる状況です。法定検査<sup>14</sup>等は適正に実施していますが、施設の老朽化が著しく、部分的な修繕では適切な環境を維持していくことが困難な状況です。

少子化による児童生徒数の減少に伴い、勝浦市教育委員会において小学校の適正規模・適正配置について検討しています。

平成20年度の（旧）行川小学校の閉校に引き続き、平成28年（2016）度には清海小学校で全校児童数が30人台にまで減少することが見込まれたため、学校統合について保護者や地域住民と意見交換会を実施し、清海小学校は、平成28年4月に上野小学校と統合しました。

郁文小学校は児童数の減少により統合に向けた検討を行ってきましたが、平成31年3月に勝浦小学校と統合しました。

中学校は、平成27年2月に「勝浦市立中学校の再編について（提言）」（勝浦市学校再編調査検討委員会）が示され、「勝浦市内の3中学校を1校として学校統合を進める」とされ、平成29年4月に統合されました。

存続予定の小中学校も校舎や屋内運動場の耐震化や一部照明のLED化等による維持管理費の低減を行っていますが、校舎や設備の老朽化や統合によるスクールバス経費の増大が課題となっています。

<sup>14</sup> 法定検査…建築基準法（第12条）において、一定の規模要件を満たす建築物について、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を行うことを義務付けています。

### **(学校給食共同調理場)**

学校給食共同調理場は、平成 25 (2013) 年度に (旧) 学校給食共同調理場を老朽化のため閉鎖し (令和元年度解体)、平成 26 (2014) 年度より新たな学校給食共同調理場が稼働しています。

学校給食共同調理場は、直営で運営しており、令和 3 年度から御宿町との事務委託を受けて御宿小学校と御宿中学校の給食を提供しています。

### **【個別施設計画】**

学校及び学校給食共同調理場については、令和 2 年 3 月に「勝浦市学校施設の長寿命化計画」を策定しました (計画期間：令和 2 年度から令和 31 年度までの 30 年間)。

### **(5) 基本的な方針**

小学校は、計画的な老朽化対策を推進します。また、小学校の適正規模・適正配置について、保護者や地域住民の方と意見交換をしながら、通学手段・通学距離等を考慮して、学校の適正配置を進めます。

学校は、地区ごとに配置され、地域コミュニティの場を提供する役割を担ってきた施設であることから、学校再編後の施設の活用可能性や除却の要否、一元的管理も含めた検討を行います。再編の結果、用途見直しにより活用する施設については、必要に応じて大規模改修等を実施し、その後も計画的な点検・修繕等を実施していきます。

学校給食共同調理場は、配送業務に加え、平成 29 年度から調理業務も民間委託を開始しており、引き続き施設運営経費の低減を図ります。

### **(6) 個別施設計画の概要 (基本方針)**

#### **① 学校施設の規模や配置の適正化**

将来の児童生徒数の見通しや本市の財政見通し等を踏まえつつ、教育環境の充実を前提として、学校施設の適正な規模や配置について検討を進め、学校施設の有効活用に係る各種方策とともに、施設ごとに改修や改築の方向性を具体的に定めていきます。

#### **② 社会的ニーズへの対応**

教育内容や生活様式の変化、防災や地域共生における役割等の社会的ニーズに適切に対応するために、学校施設全体の有効活用に努めるほか、内装、設備、備品類の改修や更新も適切に実施します。

#### **③ 予防保全の徹底**

日常の維持管理や定期点検等の機会を活用し、学校施設の劣化状況を的確に把握し、安全性や機能性に重大な支障を及ぼす事態の発生を未然に防止するとともに、中長期的観点から改修・改築費用の低減を図るために、計画的な老朽化対策を推進します。

## 第2項 市民文化系施設

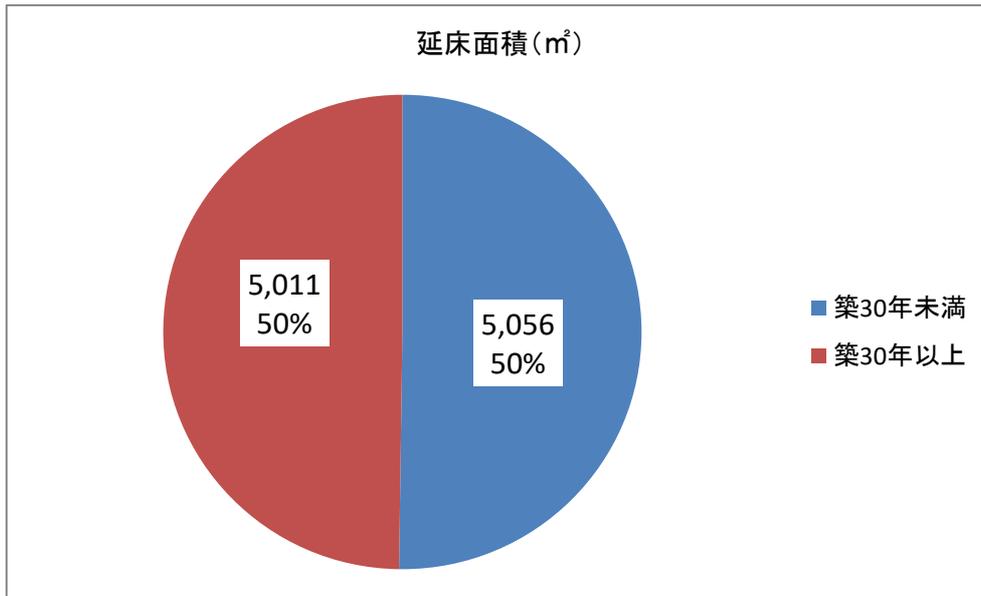
### (1) 施設概要

中分類	細分類	施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)
文化施設	ホール施設	1 勝浦市芸術文化交流センター	2014	4,889.72
集会施設	集会所	2 勝浦集会所	1953	504.56
		3 興津集会所((旧)興津中)	1978	2,698.00
		4 上野集会所	1985	251.55
		5 総野集会所	1984	249.65
		6 大楠青年館	1969	78.09
	青年館	7 鶴原青年館	1970	100.73
		8 関谷青年館	1973	81.59
		9 部原青年館	1972	150.27
		10 松野青年館	1970	112.95
		11 松部青年館	1970	120.39
		12 上植野青年館	1971	72.28
		13 新戸青年館	1973	67.06
		14 大森青年館	1971	69.24
		15 吉尾青年館	1967	90.46
		16 原青年館	1972	67.89
		17 杉戸青年館	1969	108.77
		その他集会施設	その他集会所	18 新官区民会館
19 中倉農村交流館	2002			166.44

### (2) 施設の配置状況



### (3) 建物の老朽化状況



### (4) 現状と課題

#### (文化施設)

勝浦市芸術文化交流センターは、市民の交流を促進し、芸術文化の振興に資することを目的として、平成 26 (2014) 年度に設置した新しい施設であり、多くの利用があります。自主事業の積極的な実施やサークルの発足支援等により利用者の増加を図っています。また、週 1 回の休館日を設け、維持管理費の低減に努めています。

#### (集会施設)

集会施設は、集会所と青年館を設置しています。

集会所は 4 施設を設置しています。興津集会所は、著しい老朽化状況を踏まえ、令和元年度に、大規模改修した(旧)興津中学校に移転しました。その他の集会施設は、建築後 30 年以上が経過しており老朽化が目立ち始めています。

勝浦集会所は、市街地中心部の唯一の集会施設ですが、1 階が図書館で利用方法に制限があることや、夜間利用時は、施設の開閉に常駐していない市職員が対応する必要があること等が、課題となっています。

青年館は 12 施設を設置しており、地元自治組織が運営管理を行っています。昭和 40 年代に相次いで建設され、すべての施設が建築後 40 年以上を経過しており、老朽化が進行しています。屋根、外壁等の破損頻度が増しており、修繕費の捻出が難しくなっています。また、利用目的が社会教育関係に制限されており、多様な利活用や、用途の転用等が難しいことも課題となっています。

#### (その他集会施設)

新官区民会館は、昭和 49 (1974) 年に、市が管理することを条件に寄付を受けて建設したものです。建築から 40 年以上を経過しており、老朽化が進行しています。建物の維持管理は市が行っていますが、運営管理は地元自治組織の自主管理により維持されています。

中倉農村交流館は、指定管理しており、維持管理費の低減に努めています。

## 【個別施設計画】

勝浦市芸術文化交流センターについては、令和5年3月に「勝浦市個別施設計画（市民文化系施設（勝浦市芸術文化交流センター）」）を策定しました（計画期間：令和5年度から令和14年度までの10年間）。

また、集会施設及びその他集会施設については、平成31年3月に「勝浦市公共施設個別施設計画 コミュニティ施設編」を策定しました（計画期間：平成31年度から令和10年度までの10年間）。

### （5）基本的な方針

勝浦市芸術文化交流センターは、自主事業の積極的な実施等により一層の利用者の増加を図るとともに、稼働状況を踏まえて、開館日・開館時間の設定や施設管理者の配置等について柔軟な施設運営を積極的に実施し、維持管理費の低減に努めます。

集会施設及びその他集会施設は、地元自治組織と協議の上、自治組織との連携やシルバー人材センター等への建物管理委託を含め、引き続き維持管理費の低減に努めます。

青年館は、地元組織が利用に積極的でない場合には当該施設の用途廃止を検討しますが、本来は地域密着型の施設であることから、地域コミュニティの維持を考慮した検討を行います。

### （6）個別施設計画の概要（基本方針）

#### （文化施設）

#### ① 維持管理の方針

建物や設備の更新時期への対応を見据え、点検及び修繕履歴のデータ管理の充実とその活用を図ります。また維持管理費用の低減を見据えて、包括管理委託の導入可能性についても検討します。

運営面では、限られた人員で、施設の維持更新への適切な対応を図るほか、自主事業の充実や環境対策等の様々な社会的要請にも応えるため、機械化・デジタル化・施設利用方法の見直しによって業務の効率化を図ります。

#### ② 長寿命化の方針

今後20年以内程度で想定される長寿命化対策工事としては、設備類の周期的な更新と建物不具合箇所部分的改修に取り組みます。その際には、環境負荷の低減を十分に踏まえた計画とします。

今後大規模改修を実施する際には、建築専門家等の知見も活用しながら、本施設の建築上の特性を十分に踏まえた改修を実施していきます。

#### ③ 適正配置の方針

人口減少下において、本施設の有効活用を図るためには、市民参画、民間活用、近隣自治体との連携など、様々な手法を駆使して、施設の稼働率の維持や有効活用について検討を進めます。

多機能かつ大規模な本施設の特性を踏まえ、市内の公共施設の適正配置を検討する際には、本施設の活用のあり方も含めて一体的な検討を図るよう留意します。

### (集会施設及びその他集会施設)

集会所の配置に関しては、現状どおり市内の4地区(勝浦、興津、上野、総野)に各1施設、合計4施設を配置するものとしますが、各地区の住民の利便性を妨げない立地条件であれば、移設や複合化など設置場所や建物利用のあり方については、状況に応じて柔軟にその可能性の検討を行います。さらに、集会所の建物の保全方針としては、「移設」「建替」「長寿命化」のいずれかとします。いずれも、機能は継続とすることから、定期的な修繕及び大規模修繕を実施し、建物を長く維持するよう努めます。

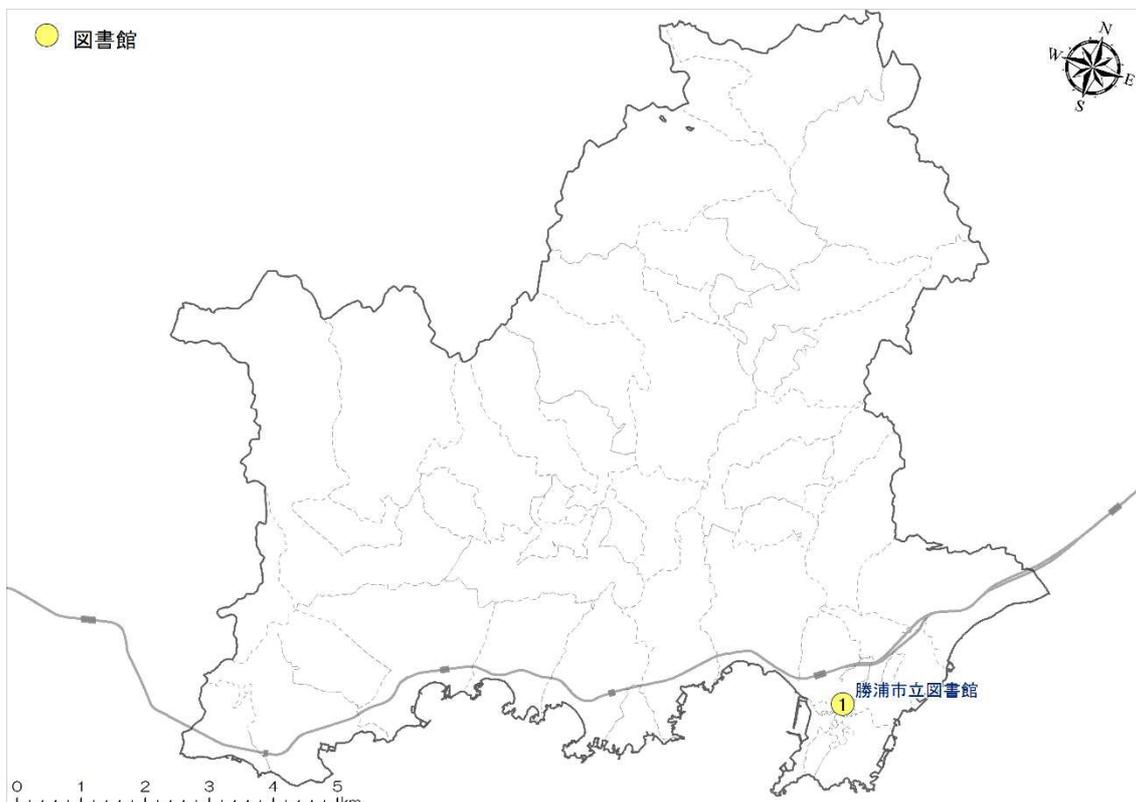
青年館及びその他集会所は、必ずしも市が保有を継続し、運営する必要性は高くないため、地元の区との協議を行いながら、基本的には市の保有からは除外し、区への移譲を進める方針とします。なお、施設の移譲にあたって土地が市有地の場合には、その使用に関する協議もあわせて実施します。移譲にあたっては、市は、予算の範囲において、劣化の進行を食い止めるため最低限の修繕を実施することを基本とします。移譲の時期については、経過年数順に実施するものとして計画します。また、修繕の実施時期については、劣化状況を考慮し、早急な対応が必要なものを優先的に行うものとします。移譲後は、「勝浦市集会施設整備費補助金交付要綱」に基づく集会施設の新築、改築、補修等に対する補助により、地域の集会施設整備・維持管理への支援を継続します。中倉農村交流館は、建築から20年未満ではありますが、構造が木造であることから、今後、建物・設備等に不具合が発生する可能性があるため、今後施設の適正管理に努めることとします。

### 第3項 社会教育系施設

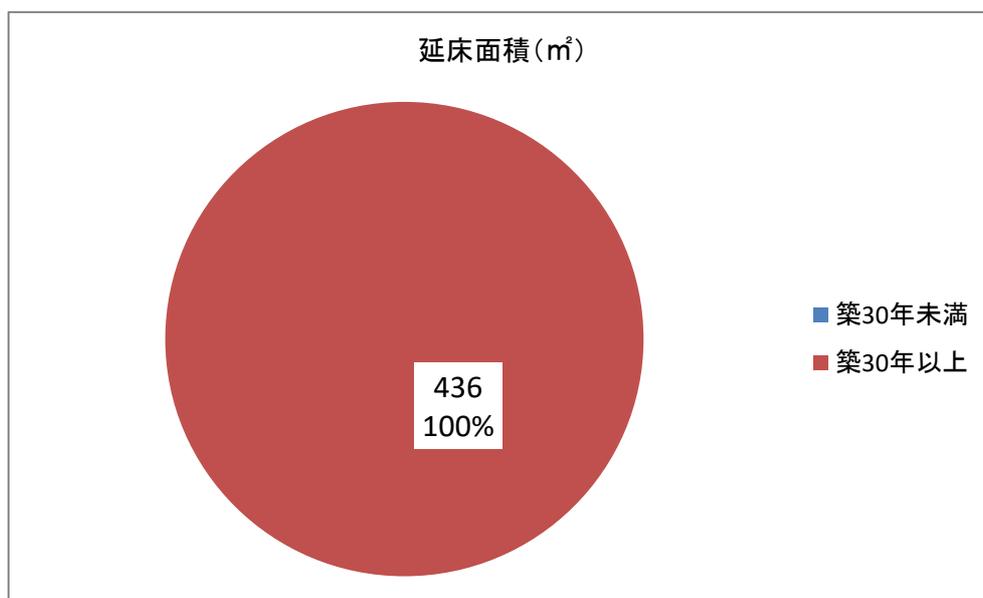
#### (1) 施設概要

中分類	細分類	施設名称	建築年度	延床面積 (m <sup>2</sup> )
図書館	図書館	1 勝浦市立図書館	1953	435.67

#### (2) 施設の配置状況



#### (3) 建物の老朽化状況



#### (4) 現状と課題

図書館は、市街地の中心部にあり勝浦集会所とともに市民の身近な公共施設となっています。町役場の新庁舎として建築後70年以上が経過しており、平成5年の図書館・勝浦集会所開館に伴う改修を行い、令和3年度には、学習室を郷土資料室に改装しました。また令和3年度から図書館の一部を投票所として使用しています。老朽化とともに、小児・乳幼児用の読み聞かせスペースが無いことや、収蔵図書数が限界に達していること等が課題です。

#### (5) 基本的な方針

図書館は、市の公共施設で唯一の社会教育系施設であり、他の公共施設との一体的運用を含めて検討します。

## 第4項 スポーツ施設

### (1) 施設概要

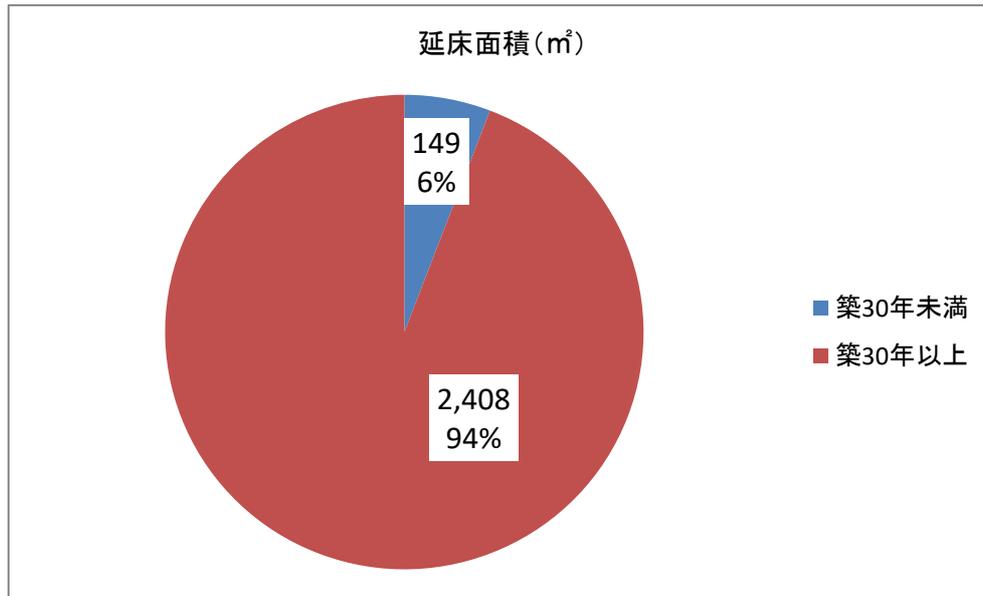
中分類	細分類	施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)
スポーツ施設	テニスコート	1 荒川テニスコート研修室	2010	149.06
		2 荒川テニスコート	2010	-
	グラウンド等	3 (旧)興津中学校グラウンド	-	-
		4 (旧)北中学校グラウンド	-	-
	体育館等	5 (旧)興津中学校体育館	1993	1,024.00
		6 (旧)興津中学校柔剣道場	1975	383.00
		7 (旧)北中学校体育館	1971	1,001.00

(注) テニスコート及びグラウンド等は、開設年度を記載。

### (2) 施設の配置状況



### (3) 建物の老朽化状況



### (4) 現状と課題

#### (スポーツ施設)

使用料収入と、施設運営支出の差が大きいことや稼働率が低水準であることが課題となっています。とくに令和元年度から令和3年度にかけて、新型コロナウイルス感染症対策による施設休館や活動自粛等の影響により、例年よりも利用人数・件数が少ない傾向が続き、今後の見通しも不透明です。

(旧)北中学校グラウンドは、主に野球場として利用されておりますが、管理人の不在や地理的条件に起因する排水不良、球場の狭さ、備品・設備の保管施設が無い等の課題があり、令和3年度には一部に岩瀬砂を敷き、転圧整備を実施しました。

#### 【個別施設計画】

スポーツ施設については、令和4年3月に「勝浦市個別施設計画(スポーツ施設)」を策定しました(計画期間：令和4年度から令和13年度までの10年間)。

### (5) 基本的な方針

利用率の向上策及び効率的な運営方法について検討します。

(旧)北中学校グラウンドは、現在の施設の機能向上を図ることや、現在の施設に替えて新たに施設整備を図ることなどについて検討し、今後、施設整備を推進します。

また、学校体育施設を市民のスポーツ・レクリエーション活動の場として提供します。

### (6) 個別施設計画の概要

#### ① 安全管理の徹底

対象施設の中には老朽化が顕著な施設もある中、対象施設が多世代に活用され、防災上の機能を有する場合があることも踏まえると、安全管理の徹底を重視します。

## ② 計画的かつ効率的な維持管理の推進

財政負担の軽減を図りながら対象施設を長く大切に使用し続けるために、計画的な改修を推進するほか、運営方法の改善などの効率的な維持管理体制を構築します。

## ③ 用途や機能の柔軟な見直しの実施

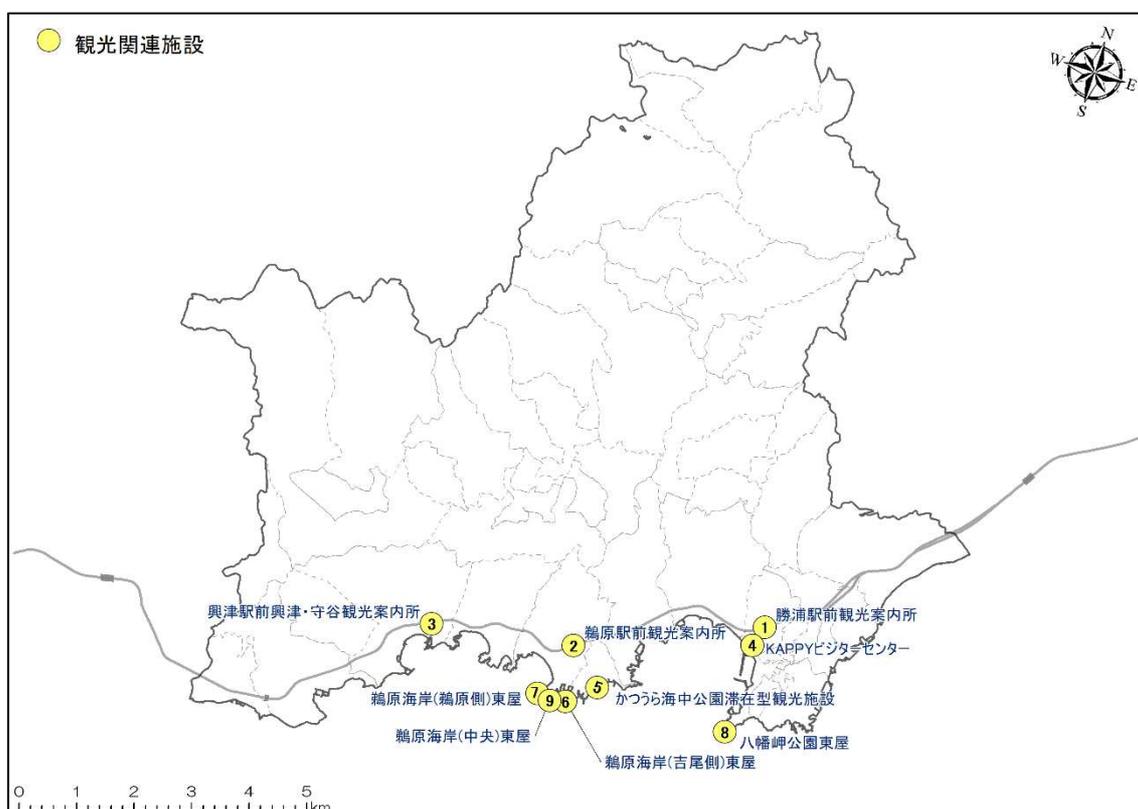
市民のスポーツ活動に対する意識の変化や、本市の公共施設全般の再編の動向も踏まえ、対象施設の用途や機能を固定的に捉えることなく、絶えず柔軟な見直しを行うことによって、利用者のニーズに見合った適切な公共サービスの提供に努めます。

## 第5項 産業関連施設

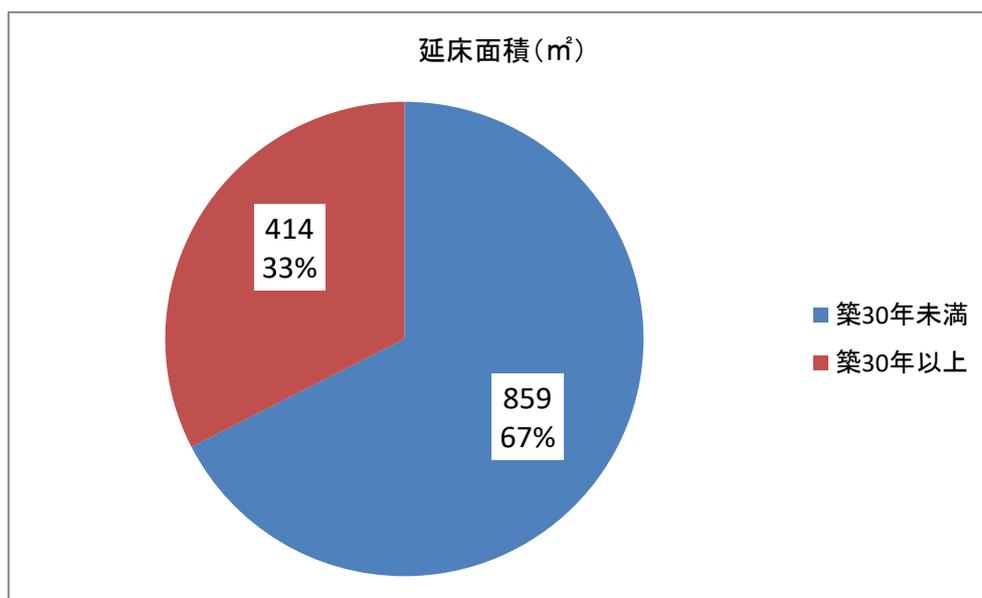
### (1) 施設概要

中分類	細分類	施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)
観光関連施設	観光案内所	1 勝浦駅前観光案内所	1994	95.21
		2 鵜原駅前観光案内所	1965	15.21
		3 興津駅前興津・守谷観光案内所	1987	41.40
	観光交流施設	4 KAPPY デジタルセンター	1982	304.20
		5 かつら海中公園滞在型観光施設	2022	730.10
	東屋	6 鵜原海岸(吉尾側)東屋	1997	7.29
		7 鵜原海岸(鵜原側)東屋	2014	7.29
		8 八幡岬公園東屋	2014	11.32
		9 鵜原海岸(中央)東屋	2008	7.29

### (2) 施設の配置状況



### (3) 建物の老朽化状況



### (4) 現状と課題

#### (観光関連施設)

令和4年度までは、KAPPY ビジターセンター及び観光案内所(3施設)は(一社)勝浦市観光協会の指定管理でしたが、令和5年度からは、いずれの施設も直営となっています。

観光案内所は、来訪客を対象に、観光案内業務等を行う施設ですが、観光客が減少する一方、SNS等を活用した観光情報の取得など、来訪客の観光行動が変化しており、施設のあり方を検討する必要があります。

観光交流施設は、本市において、観光の振興は地域経済の活性化に不可欠な施策であり、情報発信や滞在時間の増加を図るために、観光交流施設の機能は重要性が増しています。

東屋は、景勝地に設置している休憩施設ですが、海岸沿いの強い風雨にさらされる環境下にあるため、建物の劣化・損傷が生じやすく、こまめなメンテナンスが必要です。東屋はいずれも南房総国定公園内にあり、補修・改築・撤去等には、千葉県の上乗が必要となります<sup>15</sup>。

#### 【個別施設計画】

産業関連施設については、令和5年3月に「勝浦市個別施設計画(産業関連施設)」を策定しました(計画期間:令和5年度から令和14年度までの10年間)。

<sup>15</sup> 国定公園は、国立公園に準ずる景勝地として、自然公園法に基づき環境大臣により指定された自然公園。国立公園は国が管理しますが、国定公園は都道府県が管理します。

## (5) 基本的な方針

観光振興は、産業振興の一環として、地域活性化のために重要な施策として勝浦市総合計画に位置付けられており、観光関連施設は、その利用状況と老朽化等の状況を踏まえ、集約化や、他施設との複合化、移転・建替え、改築等を含めた施設のあり方を検討するとともに、地元住民や指定管理者との協力体制を強化し、施設の利用者数及び市への来訪者（観光客）数の増加を目指します。

## (6) 個別施設計画の概要（基本方針）

### （観光案内所）

勝浦駅前観光案内所は、観光案内所の利用者数は減少が顕著ですが、併設するトイレは需要があり、建物は存続が望ましい状況です。そのため、勝浦駅前観光案内所として継続使用し、外壁等の改修のほか、トイレは機能改良を計画的に実施します。

鵜原駅前観光案内所は、近年は利用者数の減少が顕著であり、建物の築年も考慮して、用途廃止及び解体を進めます。

興津駅前興津・守谷観光案内所は、近年は利用者数の減少が顕著であるため、観光行動の状況に合わせ、必要に応じ、施設用途の変更等を検討します。

### （観光交流施設）

観光交流施設は、利用者の安全性及び快適性の向上を図るために、施設の不具合や損傷を早期に発見・改修し、観光交流施設に期待される機能を適切に発揮できるようにします。

このうち、KAPPY ビジターセンターは、建物等に要改修箇所が複数あるため、安全性・機能性に係る、窓の開閉不良、空調機器の不具合及び外構の不良箇所を優先的に改善します。

かつうら海中公園滞在型観光施設は、温泉施設や厨房施設を有するため、専門技術的なメンテナンス及び周期的な設備類の更新が必要であり、点検・補修等の履歴をデータ管理し、保守点検業者の提案等も踏まえて、計画的な予防保全を推進します。

### （東屋）

東屋は、景勝地に設置している休憩施設であり、海岸沿いの強い風雨にさらされる環境下にあるため、建物の劣化・損傷が生じやすく、こまめなメンテナンスが必要です。

そのため、日常的なメンテナンスのほか、劣化・損傷の状況を踏まえ、20年から30年程度の周期で大規模改修又は建替えを実施するなど、安全性・機能性の確保に努めます。

なお、八幡岬公園東屋は、公園施設との一体的なメンテナンスを実施します。

## 第6項 子育て支援施設

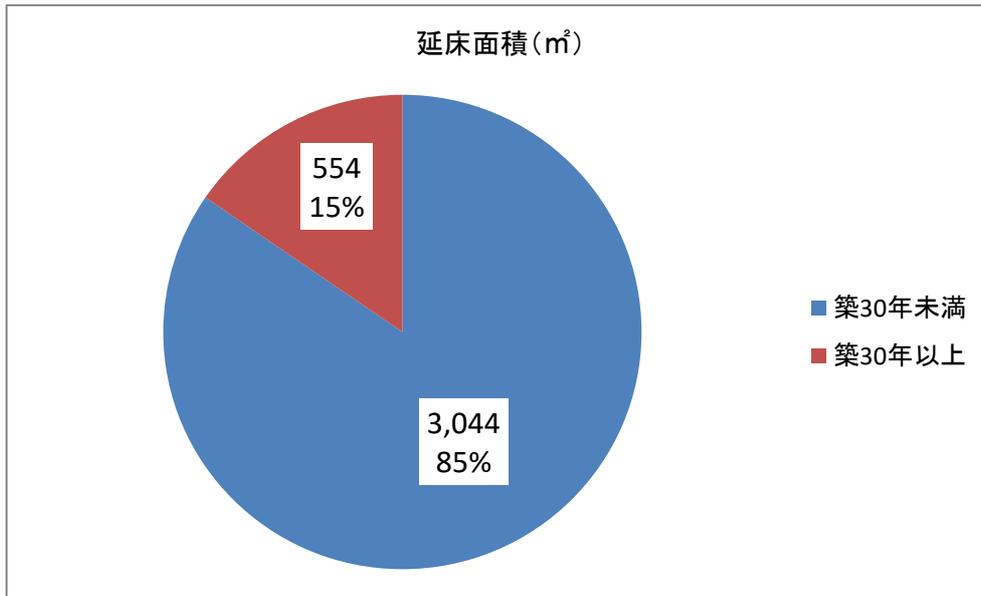
### (1) 施設概要

中分類	細分類	施設名称		建築年度	延床面積(m <sup>2</sup> )
幼保・こども園	保育所	1	上野保育所	1994	692.60
		2	総野保育所	1971	553.78
	認定こども園	3	勝浦こども園	2019	1,965.78
幼児・児童施設	放課後ルーム	4	かつら放課後ルーム	2004	385.61

### (2) 施設の配置状況



### (3) 建物の老朽化状況



### (4) 現状と課題

#### (幼保・こども園)

市営の保育所は、市内に2施設を設置しています(令和5年3月末時点)。

上野保育所は、平成7年4月に新園舎となり、建物・設備面の大きな問題点は発生していません。また、平成25年度には園庭の拡張を行いました。

総野保育所は、昭和46(1971)年度の建築であり、施設全体が老朽化しています。なお、平成24(2012)年に、一部改修工事を行い乳児保育室は新しくなりました。

各施設とも、草刈り対応等は保護者の協力や職員での実施により、維持管理費の低減に努めています。

保護者の就労環境の変化等に伴い幼稚園の園児数が減少してきた一方で、乳児に対する保育ニーズは急増し、保育所面積が不足していたことから、令和2年1月より(旧)中央保育所と(旧)勝浦幼稚園は、幼稚園と保育所が一体化した施設「幼保連携型認定こども園」に移行しました。

#### (幼児・児童施設)

(旧)児童館((旧)勝浦市こども館)は、令和2年3月以降「かつうら第1放課後ルーム」及び「かつうら第2放課後ルーム」として使用されています。勝浦市こども館として提供していた児童館の機能は一時的に(旧)勝浦若潮高校(新官1394番地の1)に移転しています。

放課後ルーム(放課後児童健全育成事業)は5箇所設置されており、(旧)児童館に1箇所、小学校内(豊浜、興津、総野)に3箇所、集会所内(上野)に1箇所があり、専用に建築された施設は有していません。利用者ニーズを考慮すると各小学校内又は近隣に設置されている現状の立地条件が望ましいですが、小学校等の再編による集約化等の際には、設置場所の移動も考慮する必要があります。なお、放課後ルームは、小学校又は集会所内に設置されているため、他の個別施設計画(学校施設、コミュニティ施設)の対象となっています。

## 【個別施設計画】

子育て支援施設については、令和3年3月に「勝浦市個別施設計画（（子育て支援施設・保健福祉施設））」を策定しました（計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間）。

### （5）基本的な方針

保育所は、必要な維持補修や適切かつ計画的な保全管理を行い、施設の長寿命化を図ります。

放課後ルーム（放課後児童健全育成事業）は専用に建築された施設は有していませんが、今後の利用者ニーズの推移や小学校の教室の使用状況を踏まえ、施設運営を検討します。

（旧）児童館は、当面、現在の施設を維持し利用します。

### （6）個別施設計画の概要（基本方針）

#### ① 各事業に求められる質及び量と均衡した施設総量及び配置の実現

子育て支援施設については、児童数の見通しを踏まえつつも、子育て支援事業の必要性やサービス水準は年々高まっていくことが想定されます。こうした子育て関連事業の見通しを踏まえながら、各施設の最適な総量や配置について検討します。

#### ② 老朽化対策の着実な実施

施設利用者に対して安全で良好な施設環境を提供し続ける観点から、目視調査等により明らかとなっている施設の劣化・不具合については、劣化の状況に応じて着実に改修等の対策を講じます。

また、現に顕著な不具合等は見られない施設についても、今後とも長期的に活用することが見込まれる場合には、施設の長寿命化を図るため、周期的な改修（大規模改修等）を計画的に実施します。

#### ③ 維持管理費用及び施設更新費用の抑制・平準化

本計画の対象施設は、空調機器や電気設備の使用頻度（量）は非常に多く、また清掃や警備等の維持管理水準も高いため、維持管理費は高額になりがちです。また、設備の更新や施設の改修費用も高額になる傾向にあります。そのため、維持管理水準は適正水準を維持しつつも、エネルギー効率の良い機器への計画的な更新、維持管理業務の一元化等により、維持管理・更新費用の抑制と平準化を図ります。

## 第7項 保健・福祉施設

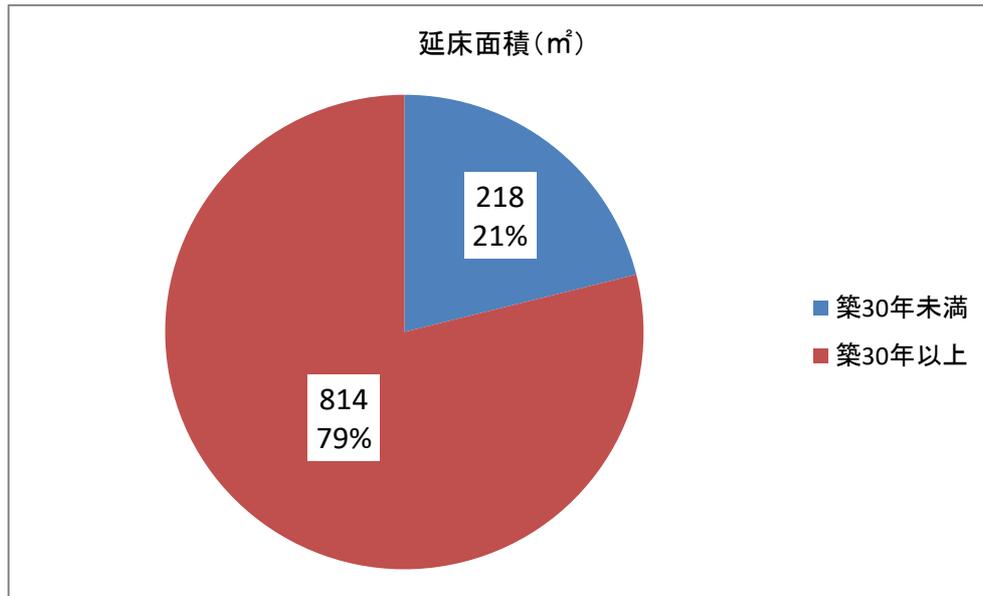
### (1) 施設概要

中分類	細分類		施設名称	建築年度	延床面積(m <sup>2</sup> )
保健施設	診療所	1	国民健康保険勝浦診療所	2008	217.59
	保健福祉センター	2	勝浦市保健福祉センター	1972	712.72
その他保健施設	医師住宅	3	勝浦診療所医師住宅	1993	101.02

### (2) 施設の配置状況



### (3) 建物の老朽化状況



### (4) 現状と課題

#### (保健施設)

国民健康保険勝浦診療所は、平成 21 年 4 月に新築移転し、毎年 6,000 人以上の診察をしています(新型コロナウイルスの感染拡大期間を除く)。日常的な施設の維持管理、草刈り、清掃等は職員で実施しており、維持管理費の節減に努めています。

保健福祉センターは、昭和 47 (1972) 年度に市の消防署として建築された建物を、平成 8 (1996) 年度に保健福祉センターとしての使用目的で改修を行ったものです。建築から 40 年以上、改修から 20 年以上が経過し老朽化が進行しています。保健指導の場として比較的多くの利用がある中で、冷暖房機器の故障や雨漏りなどへの修繕対応が追い付かず、継続的使用に支障を来たしている状況です。また、土地の借用期限が令和 8 年度までとなっています。

#### (その他保健施設)

勝浦診療所医師住宅は、平成 17(2005)年度に住民から譲り受けた住宅であり、建物は平成 5 (1993) 年の建築で建築後 20 年以上が経過し、老朽化はしていますが、使用に支障はありません。また、勝浦診療所医師住宅は光熱水費を市が負担していますが、日常的な施設の維持管理、草刈り、清掃等は職員で実施しており、維持管理費の節減に努めています。

以上の施設中分類のほか、高齢福祉施設(デイサービスセンター、特別養護老人ホーム)については、平成 30 年度に民間に移譲しました。

#### 【個別施設計画】

保健・福祉施設については、令和 3 年 3 月に「勝浦市個別施設計画(子育て支援施設・保健福祉施設)」を策定しました(計画期間:令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間)。

## (5) 基本的な方針

診療所は、比較的新しい施設であることから、今後も計画的な維持管理に努めながら施設の長寿命化を図ります。

保健福祉センターは、現状では市民の健康維持増進、保健福祉向上の観点から必要不可欠な施設であり、保健指導や調理室等の用途は、他の集会施設等と連携して確保し、機能の維持を図ります。ただし、借地の期間満了を見据え、将来的な方向性の検討を行います。

医師住宅は、引き続き、維持管理経費の節減に努めながら継続使用します。

## (6) 個別施設計画の概要（基本方針）

### ① 各事業に求められる質及び量と均衡した施設総量及び配置の実現

保健福祉施設については、保健福祉センターの老朽化状況や施設設置場所の適否を踏まえつつ、保健事業の持続的な推進の観点から、施設配置のあり方を検討します。

### ② 老朽化対策の着実な実施

施設利用者に対して安全で良好な施設環境を提供し続ける観点から、目視調査等により明らかとなっている施設の劣化・不具合については、劣化の状況に応じて着実に改修等の対策を講じます。

また、現に顕著な不具合等は見られない施設についても、今後とも長期的に活用することが見込まれる場合には、施設の長寿命化を図るため、周期的な改修（大規模改修等）を計画的に実施します。

### ③ 維持管理費用及び施設更新費用の抑制・平準化

本計画の対象施設は、空調機器や電気設備の使用頻度（量）は非常に多く、また清掃や警備等の維持管理水準も高いため、維持管理費は高額になりがちです。また、設備の更新や施設の改修費用も高額になる傾向にあります。そのため、維持管理水準は適正水準を維持しつつも、エネルギー効率の良い機器への計画的な更新、維持管理業務の一元化等により、維持管理・更新費用の抑制と平準化を図ります。

第8項 行政系施設

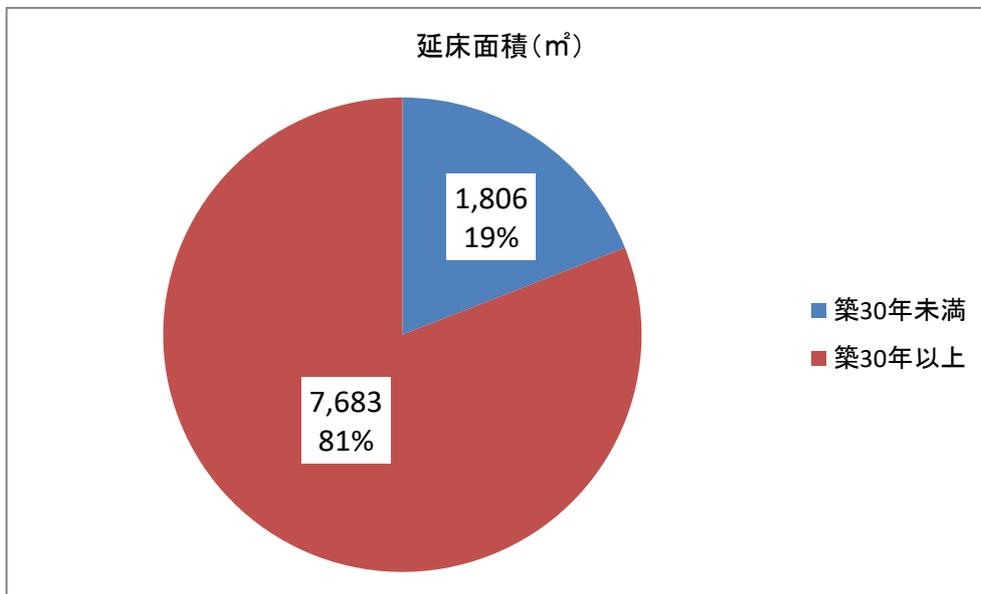
(1) 施設概要

中分類	細分類	施設名称		建築年度	延床面積(m <sup>2</sup> )
庁舎等	庁舎	1	勝浦市役所庁舎	1991	7,106.58
		2	勝浦市役所庁舎別館	1980	345.74
防災関連施設	備蓄倉庫	3	災害用備蓄倉庫((旧)郁文小)	2014	9.28
		4	災害用備蓄倉庫((旧)北中)	2005	15.50
		5	災害用備蓄倉庫(芸術文化交流センター)	2007	15.50
		6	災害用備蓄倉庫(総野集会所)	2006	15.50
		7	災害用備蓄倉庫((旧)清海小)	2014	9.28
		8	防災備蓄センター(福祉避難所)(備蓄倉庫)	2013	304.80
		9	防災行政無線中継局舎	1986	8.71
消防施設	消防詰所・器具置場	10	1-1勝浦出水消防器具置場兼詰所	1992	62.10
		11	1-2浜勝浦消防器具置場兼詰所	2015	66.44
		12	1-3墨名消防器具置場兼詰所	2019	83.05
		13	1-4串浜・松部消防器具置場兼詰所	2014	53.00
		14	2-1新官消防器具置場兼詰所	2010	53.00
		15	2-2部原消防器具置場兼詰所	2013	66.24
		16	2-3沢倉消防器具置場兼詰所	2005	66.24
		17	2-4川津消防器具置場兼詰所	2013	72.86
		18	3-1鶴原消防器具置場兼詰所	2019	57.96
		19	3-2吉尾消防器具置場兼詰所	2007	66.24
		20	3-3興津消防器具置場兼詰所	2016	56.72
		21	3-4浜行川消防器具置場兼詰所	2009	53.00
		22	3-5守谷消防器具置場兼詰所	2017	52.99
		23	4-1・4-2植野消防器具置場兼詰所	2015	120.90
		24	4-3大森消防器具置場兼詰所	2006	53.00
		25	4-4名木他消防器具置場兼詰所	1996	58.29
		26	4-5貝掛・南山田消防器具置場兼詰所	2003	53.00
		27	4-6小羽戸消防器具置場兼詰所	1999	58.29
		28	5-1平田消防器具置場兼詰所	1965	26.44
		29	5-2宿戸消防器具置場兼詰所	1962	24.79
		30	5-3白木消防器具置場	2020	31.05
		31	5-4芳賀消防器具置場兼詰所	2008	53.00
		32	5-5大楠消防器具置場兼詰所	2009	53.00
		33	6-1松野・小松野消防器具置場兼詰所	2011	66.24
		34	6-2中倉消防器具置場兼詰所	2001	39.33
		35	6-3杉戸消防器具置場兼詰所	2007	53.00
		36	6-4市野郷消防器具置場兼詰所	1979	41.00
		37	6-5佐野消防器具置場兼詰所	1967	31.40
38	6-6市野川消防器具置場兼詰所	1983	36.43		
その他行政系施設	倉庫・保管庫	39	生涯学習課体育倉庫	2011	49.68

(2) 施設の配置状況



(3) 建物の老朽化状況



#### (4) 現状と課題

行政系施設は、延床面積で市の公共施設全体の約 11%を占めており、行政財産では、学校教育系施設、市民文化系施設に次いで大きな延床面積を有しています。

##### (庁舎等)

現市庁舎は、平成 4 (1992) 年度に供用開始した建物で、建築後 30 年を経過し、建物内部を中心に不具合が生じ始めています。

市役所庁舎別館は、(旧) 千葉地方法務局勝浦出張所施設を平成 13 年 1 月に購入したもので、昭和 55 (1980) 年度建築の建物です。水道課とシルバー人材センターが使用しており、必要箇所の修繕について随時対応しています。

##### (防災関連施設)

防災関連施設は、災害用備蓄倉庫 6 施設、防災行政無線中継局舎 1 施設を設置しています。災害用備蓄倉庫は、小中学校や芸術文化交流センターなどの既存の施設の敷地内に併設して設置しています。

防災行政無線中継局舎は、防災無線のデジタル化後も、継続して使用します。

##### (消防施設)

消防団の消防器具置場兼詰所は、市内に 29 施設を設置しており、消防団が主体的に管理しています。非常時は団員の待機場所になるほか、防犯上の観点からも独立した建物が望ましい施設です。

##### (その他行政系施設)

生涯学習課体育倉庫は、平成 23 (2011) 年度に現在地に建築し、新しい施設であることから、現時点では老朽化等は見られません。近年の行事運営で用具が増大し、手狭になりつつあります。

#### 【個別施設計画】

行政系施設については、令和 5 年 3 月に「勝浦市個別施設計画 (行政系施設 (本庁舎、庁舎別館))」、「勝浦市個別施設計画 (行政系施設 (消防施設、防災関連施設、倉庫・保管庫))」を策定しました (各計画期間：令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間)。

#### (5) 基本的な方針

市庁舎は、市政の中心施設であるとともに、大規模災害発生時等における指令・対策等の拠点施設となることから、庁舎修繕予算を確保し、必要な修繕・改修等を計画的に実施していくことで、平常時の機能維持及び非常時における必要な機能の発揮を維持します。また、計画的な修繕・改修の実施によって施設の長寿命化を図ります。

防災関連施設及び消防施設は、老朽化が進行している施設も多いため、地元消防団と協力しながら、順次、塩害対策や建替え等の計画的な維持管理に努めます。また、消防団員の状況によっては、消防団の組織再編とあわせた集約化等についても検討します。

生涯学習課体育倉庫は、手狭になりつつありますが、比較的新しい施設のため、当面は現状維持を基本とします。

## (6) 個別施設計画の概要（基本方針）

### (庁舎等)

#### ① 維持管理の方針

中長期的な修繕計画をもとに、点検・計画・修繕のメンテナンスサイクルを適切に実施します。

維持管理業務の効率化のため、設備類のデータ管理を充実させます。

本庁舎は、日常的な事務スペースであるほか、大規模災害発生時等における指令・対策等の拠点としての機能も有することも踏まえ、点検や修繕等を計画的かつ適切に実施していきます。

#### ② 長寿命化の方針

本庁舎は、長寿命化の観点から大規模改修を計画的に実施します。

車庫は、現在の劣化状況を踏まえて利活用の方向性を検討し、改修又は建替えを実施します。

庁舎別館は、本庁舎の大規模改修計画との整合性を図り、今後の活用のあり方や必要な改修工事について検討を進めます。

#### ③ 適正配置の方針

本庁舎は、業務に必要な事務室・会議室などのスペースを精査し、長寿命化改修・大規模改修の計画においても、建物のスペース活用の視点を盛り込むとともに、車庫、庁舎別館等の他施設のあり方についても検討を進めます。

### (防災関連施設、消防施設、その他行政系施設)

#### ① 備蓄倉庫

災害用備蓄倉庫は、市・県・民間・市民との連携による計画的な備蓄を推進し、既存の施設の有効活用を図るほか、引き続き余裕教室等も積極的に活用し、施設不足に対応します。

防災備蓄センター（福祉避難所）（備蓄倉庫）は、防災備蓄の拠点機能を担う施設で、福祉避難所や小荷物専用昇降機に対応した維持管理も求められます。そこで、施設の機能を維持するために、点検・清掃・補修等の日常的メンテナンスを適切に実施します。

防災行政無線中継局舎は、防災上、重要な設備機器を格納する施設であり、経年劣化等による雨漏りや破損に注意が必要です。現状では、扉周辺に経年劣化の兆候が見られるため、適切な補修を行うなど、適切な維持管理を実施します。

#### ② 消防詰所・器具倉庫

老朽化に伴う建替えは順次実施していますが、消防団の人手不足等の問題で分団の班編成を見直す必要に迫られており、一部の施設の更新が保留となっています。

そのため、消防団の班編成について、今後の方向性を定め、消防詰所・器具置場の再編や老朽化対策に伴う建替えの方針等の施設のあり方について検討します。

### ③ 倉庫・保管庫

生涯学習課体育倉庫は、築10年程度の施設で、目立った不具合はありませんが、落葉による雨樋の詰まりに注意が必要です。

そのため、雨樋の清掃など、施設を健全な状態に保つように維持管理を継続的に実施します。

## 第9項 公営住宅

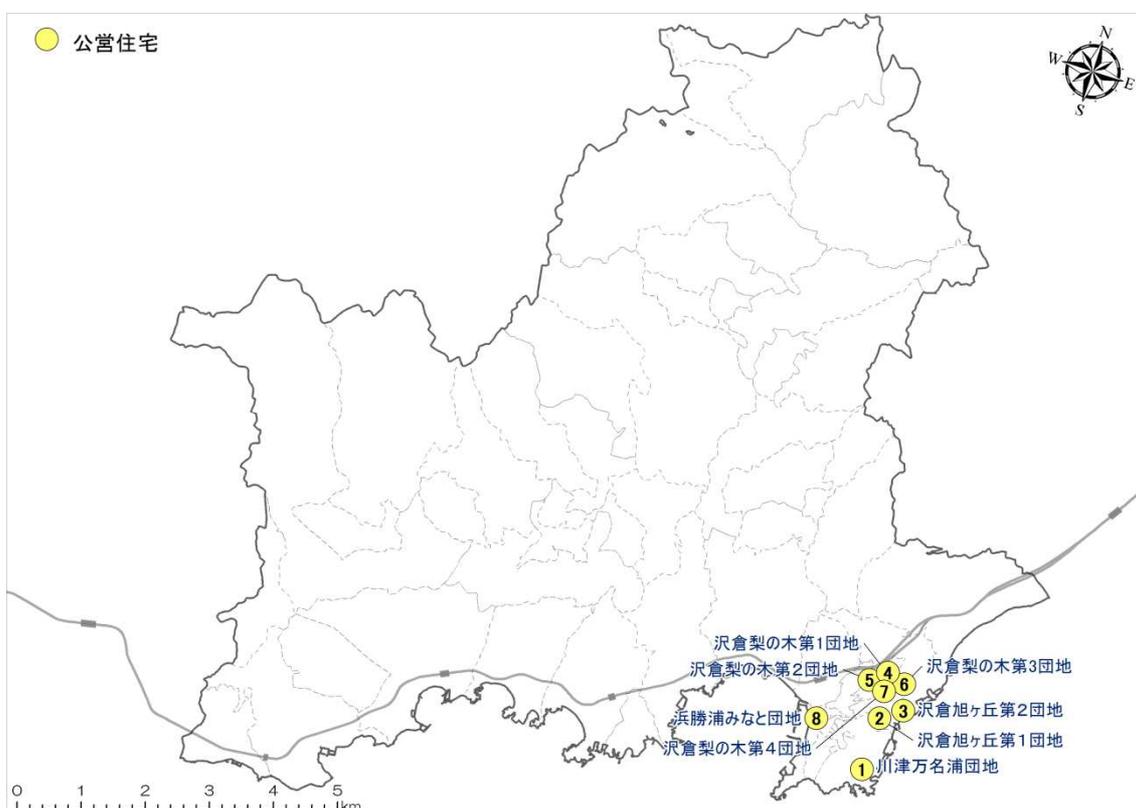
### (1) 施設概要

中分類	細分類	施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)
公営住宅	市営住宅	1 川津万名浦団地	1959	156.18
		2 沢倉旭ヶ丘第1団地 ※1	1960	776.23
		3 沢倉旭ヶ丘第2団地 ※2	1961	1,052.93
		4 沢倉梨の木第1団地	1969	790.00
		5 沢倉梨の木第2団地	1970	790.00
		6 沢倉梨の木第3団地	1972	790.00
		7 沢倉梨の木第4団地	1973	839.60
		8 浜勝浦みなと団地	1969	1,577.84

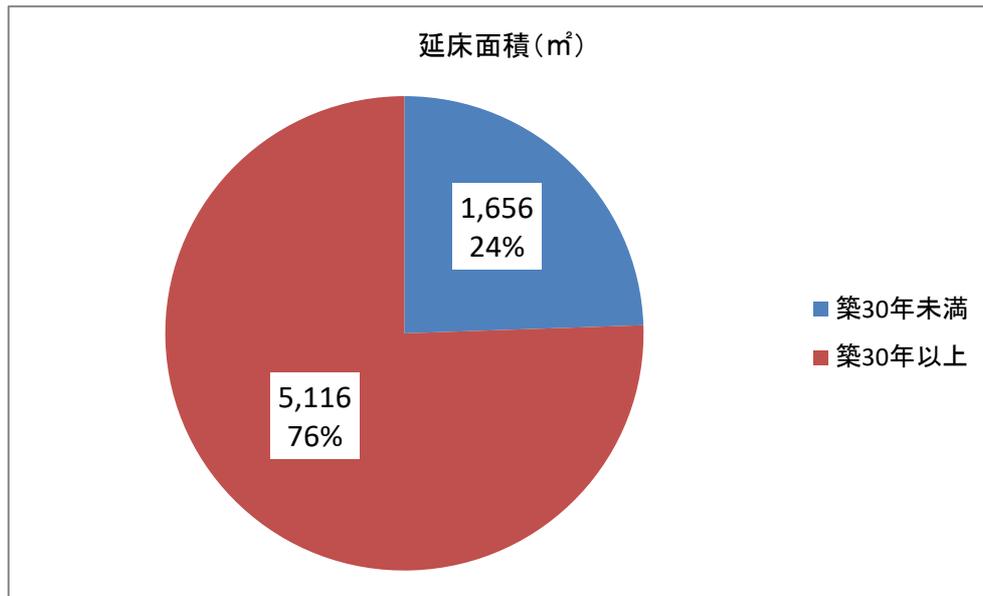
※1 沢倉旭ヶ丘第1団地は2000～2004年度、2007～2009年度にかけて随時建替えを行っています。

※2 沢倉旭ヶ丘第2団地は2000～2002年度、2004～2006年度、2010～2011年度にかけて随時建替えを行っています。

### (2) 施設の配置状況



### (3) 建物の老朽化状況



### (4) 現状と課題

#### (公営住宅)

市営住宅は、8 団地 156 戸（令和 5 年 3 月時点）を設置・管理しています。公営住宅は、千葉県営住宅としての供給計画はないことから、今後も市営住宅を中心とした形態での継続が見込まれます。「勝浦市営住宅長寿命化計画」（令和 4 年 3 月）に基づき、老朽化した住宅の建替え、用途廃止や修繕を計画的に実施しています。

川津万名浦団地は、海岸に近く津波被災の危険性があり、また昭和 34（1959）年度に建築された建物のため、全戸を用途廃止と位置付け、空き家から順次解体することを予定しています。

沢倉旭ヶ丘第 1 団地及び第 2 団地は、平成 12（2000）年から平成 23（2011）年に、33 戸を建替えました、今後は修繕対応により維持を図ります。残りの 6 戸は用途廃止と位置付け、空き家から順次解体することを予定しています。

沢倉梨の木第 1～第 4 団地及び浜勝浦みなと団地は、建物の耐用年数までは修繕対応により維持を行い、その後用途廃止をし、必要となる住宅戸数の確保については、入居の支援、家賃補助を中心とした住宅支援制度により行うことを検討しています。

#### 【個別施設計画】

市営住宅については、令和 4 年 3 月に「勝浦市営住宅長寿命化計画」を策定しました（計画期間：令和 4 年度から令和 13 年度までの 10 年間）。

### (5) 基本的な方針

公営住宅は、「勝浦市営住宅長寿命化計画」（令和 4 年 3 月）に基づき、今後の人口減少や住宅の地域配分を踏まえた上で適切な必要戸数を見込み、引き続き、建替えまたは用途廃止を計画的に進めます。また、建替え及び用途廃止後に、未利用となる敷地については、施設を解体した上で、跡地の利活用及び売却・返却を検討します。

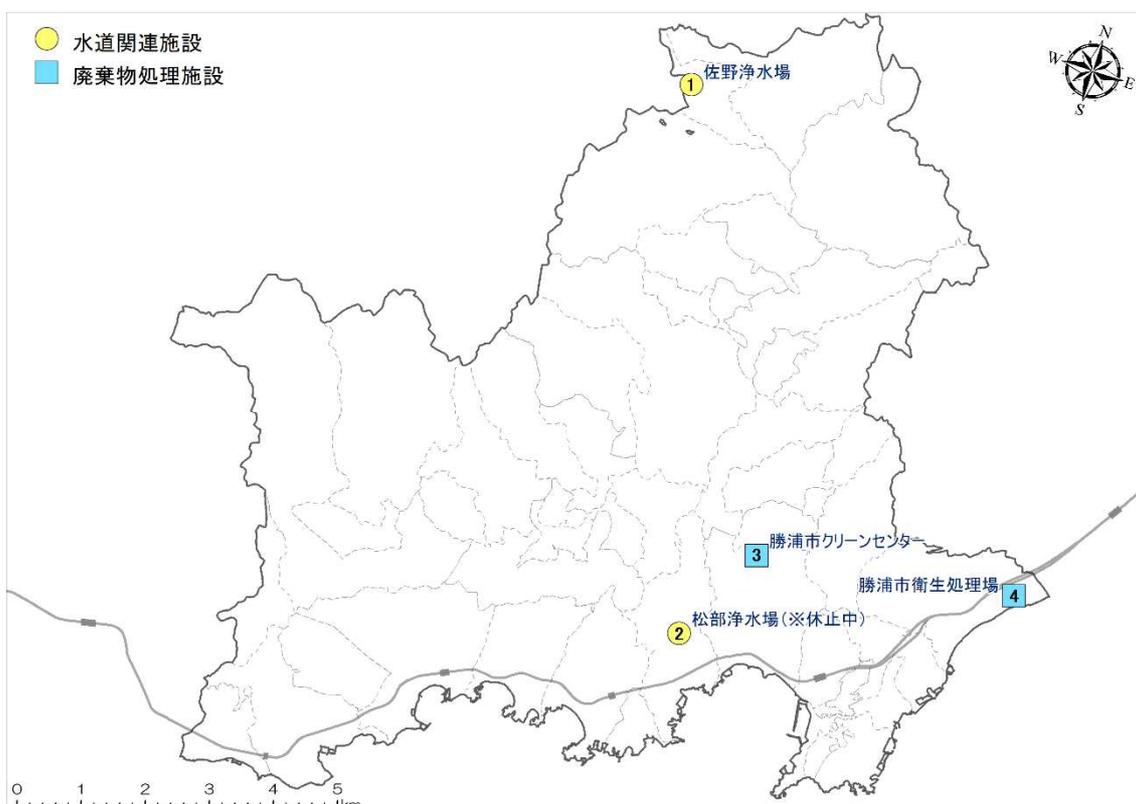
## 第10項 供給処理施設

### (1) 施設概要

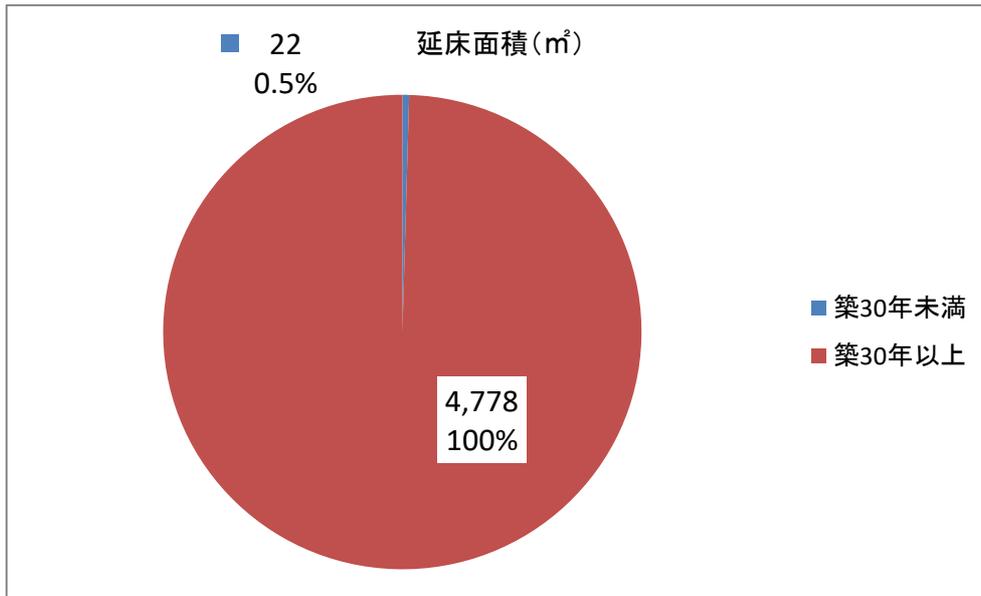
中分類	細分類	施設名称	建築年度	延床面積(m <sup>2</sup> )
水道関連施設	浄水場	1 佐野浄水場	1969	408.10
		2 松部浄水場(※休止中)	1976	93.43
廃棄物処理施設	ごみ処理施設	3 勝浦市クリーンセンター	1984	3,052.71
	し尿処理施設	4 勝浦市衛生処理場	1981	1,245.44

(注) 浄水場は、水道事業会計の施設です。

### (2) 施設の配置状況



### (3) 建物の老朽化状況



### (4) 現状と課題

#### (水道関連施設)

佐野浄水場は、勝浦市水道事業の中核施設であり、他の配水池等を遠方監視・遠方操作する施設にもなっています。主たる施設が昭和 44 (1969) 年の浄水施設のため、高度処理施設への変更も視野に入れた施設の更新が課題です。施設の運営は、業務委託により 24 時間体制で行っており、施設の管理は市職員が対応しています。

上植野浄水場は、南房総広域水道企業団からの用水受水を活用した配水施設に改造して稼働しており、松部浄水場は休止中となっております。

なお、令和 5 年 3 月には、夷隅地域水道事業統合協議会により「夷隅地域水道事業統合・広域化基本方針」が策定され、令和 7 年 4 月を目標に、二市二町 (いすみ市、勝浦市、大多喜町、御宿町) の各事業体の水道事業を統合し、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の共同処理事務として追加し、事業認可を受け水道事業を設置することとしています。同基本方針においては、水道事業の用に供する現有資産は、統合後の事業体に全て引き継ぐものとし、借受け資産のうち、必要なものについても同様にその権利を引き継ぐものとしませんが、水道事業の用に供していない資産等については、原則として引き継ぐ対象とはせず、当該資産等を所管することとなる市町において管理処分するものとしています。

#### (廃棄物処理施設)

##### 勝浦市クリーンセンター

勝浦市クリーンセンター (ごみ処理施設) は、昭和 59 (1984) 年度の建築で、令和 4 年 (2022 年) 度末で、竣工から 38 年が経過し、これまで大きな事故や運転停止はありませんでしたが、設備・部品の老朽化や機能の旧式化に伴い、安定運転が阻害されるリスクが年々高まっています。この点、廃棄物処理施設としての耐用年数は延命化工事を実施しても 34

年から 39 年程度であるとの他自治体に関する調査結果<sup>16</sup>を踏まえると、対象施設は既に耐用年数を超過し、現段階で多額の費用を投じた延命化工事を実施することは費用面や技術面から現実的ではなく、現施設を廃止し、新施設へ移行するべき状況にあるといえます。

しかし、過去には夷隅郡市広域市町村圏事務組合で計画していた広域ごみ処理施設の建設計画が休止となった背景もあり、広域化による施設の集約化はほぼ白紙の状態から模索する必要があります。また、本市単独での新施設建設についても慎重な議論が必要です。

そのため、新施設への移行に必要な準備期間を設定したうえで、現施設の機能維持に必要なかつ最小限度の内容の修繕及び工事を計画的に実施することが求められています。

#### **勝浦市衛生処理場**

勝浦市衛生処理場（し尿処理施設）は、昭和 56（1981）年度の建築で、令和 4 年（2022 年）度末で、竣工から 41 年が経過し、これまで大きな事故や運転停止はありませんでしたが、設備・部品の老朽化や機能の旧式化に伴い、安定運転が阻害されるリスクが年々高まっています。この点、し尿処理施設としての耐用年数は延命化工事を実施しても約 42 年程度であるとの他自治体に関する調査結果<sup>16</sup>を踏まえると、対象施設は耐用年数の年限が迫っており、現段階で多額の費用を投じた延命化工事を実施することは費用面や技術面から現実的ではなく、現施設を廃止し、新施設へ移行するべき状況にあるといえます。

し尿処理施設は小規模であっても維持更新に多額の費用を要する施設であるため、人口減少社会における効率的な行政を行う見地からは、広域化による施設の集約化が求められています。また、本市単独での新施設建設についても慎重な議論が必要です。

今後は、新施設への移行に必要な準備期間を設定したうえで、現施設の機能維持に必要なかつ最小限度の内容の修繕及び工事を計画的に実施することが求められています。

#### **【個別施設計画】**

水道関連施設については、令和 2 年 7 月に「勝浦市水道ビジョン経営戦略」を策定しました（計画期間：令和 3 年度から令和 12 年度までの 10 年間）。

廃棄物処理施設については、令和 5 年 3 月に「勝浦市個別施設計画（勝浦市クリーンセンター）」、「勝浦市個別施設計画（し尿処理施設（勝浦市衛生処理場）」を策定しました（各計画期間：令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間）。

#### **（５）基本的な方針**

水道関連施設は、前記の「夷隅地域水道事業統合・広域化基本方針」に基づいて令和 6 年度までに事業の統合を進め、事業統合に必要な水道関連施設の整備・更新等に関する適切な対応を図っていきます。その中で、本市の「水道ビジョン・経営戦略」に掲げる「安全な水道、強靱な水道、水道サービスの持続」の理想像を踏まえながら、水道の将来像と目標の実現施策を推進していきます。

---

<sup>16</sup> 環境省が実施した「平成 30 年度一般廃棄物処理施設に係るインフラ維持管理・更新費見直し及び個別施設計画の見える化調査（以下、「平成 30 年度インフラ調査」という。）及び「令和元年度一般廃棄物処理施設のストックマネジメント支援業務（以下、「令和元年度ストックマネジメント調査」という。）」では、自治体が策定している長寿命化総合計画を収集し、各施設の延命化計画における施設の更新時期などの情報を整理している。

勝浦市クリーンセンター及び勝浦市衛生処理場は、広域化を中心とした新施設への移行を進めつつ、当該移行期間において施設の故障等による不測の運転停止が発生しないよう、適切な修繕及び工事を実施します。

※ 水道関連施設における送水・配水施設は、P.119「第2節 インフラ系施設の管理に関する基本的な方針 第4項 上水道」に記載します。

## (6) 個別施設計画の概要

### (水道関連施設)

「勝浦市水道ビジョン・経営戦略」において、次の基本目標と施策方針及び経営の基本方針を策定しました。

#### ア 基本目標と施策方針（水道ビジョン）

##### <基本目標>

「安全」、「強靱」、「持続」の観点から、50年、100年先を見据えた水道の理想像として、安全で良質な水を安定して供給できる水道、災害などに強い水道、健全経営の維持と利用者サービスの向上を持続できる水道を基本目標とします。

##### <施策方針>

###### 『安全：安全な水の供給』

- ① 水源汚染リスクの監視体制強化
- ② 水源流域の環境保全
- ③ 適切な浄水処理方法の維持
- ④ 水質検査計画の策定と検査結果の公表
- ⑤ 水安全計画の策定

###### 『強靱：災害に強い水道』

- ① 耐震診断実施による水道施設の耐震化
- ② 施設・老朽管の更新
- ③ 災害時等の応急給水の確保
- ④ 応急復旧体制の整備
- ⑤ 危機管理体制の強化

###### 『持続：健全かつ安定的な事業経営が可能な水道』

- ① 広域化の推進
- ② 民間活用の導入検討
- ③ 有効率・有収率の向上対策
- ④ 適正な料金収入の確保
- ⑤ 技術の継承
- ⑥ 適正な人員の配置
- ⑦ 利便性の向上
- ⑧ エネルギー消費量の削減

## イ 経営の基本方針（経営戦略）

「水道ビジョン」に掲げる基本目標「安全な水の供給（安全）・災害に強い水道（強靱）・健全かつ安定的な事業運営が可能な水道（持続）」の実現に向けて、経営の効率化・健全化の取り組みを実践していきます。

### （勝浦市クリーンセンター）

#### ① 現施設の目標使用年数における安定稼働

対象施設である現施設については、今後 10 年から 12 年程度の安定稼働を目標とし、10 年間の計画期間においては、新施設への円滑な移行を図るために、安定運転を重視した必要最低限の改修工事を実施する方向性で検討を進めます。

改修工事の実施にあたっては、工事期間中の長期間の運転停止に備え、一時的なごみ焼却処理の受け入れ先を確保します。そのうえで、改修工事計画を踏まえ、できるだけ早期に改修工事を実施する方向で検討を進めます。

工事の実施時期が遅くなると、安定運転を阻害するリスクが高まり、残使用年数が短いにも関わらず多額の改修工事費用が必要となってコスト効率が非常に悪くなるなど、施設管理に対する信頼を大いに損なう事態に陥ることになります。

#### ② 新たな施設への移行

現施設の現況を踏まえると、長寿命化改修を実施することは現実的ではないため、広域化及び新施設建設への対応を並行して準備を進める必要があります。

新たな施設のあり方については、近隣自治体の状況や本市のごみ焼却処理体制などを総合的に勘案し、関係機関とも緊密な情報共有と調整を重ね、本市や近隣自治体を含む地域全体にメリットのある方向性とします。

現施設の現況は老朽化が著しく、目標使用年数が長引くほど、現施設の稼働に要する支出が増大してしまうため、新施設への移行については、本計画の計画期間内には確実に方向性を定める必要があります。

## (勝浦市衛生処理場)

### ① 現施設の目標使用年数における安定稼働

対象施設である現施設については、新施設への円滑な移行を図るために、安定運転を重視した必要最低限の改修工事を実施する方向性で検討を進めます。

改修工事の実施にあたっては、おおよそ10年以内の計画期間を目安として現施設を使用する年限を定め、工事期間中の長期間の運転停止に備え、一時的なし尿処理の受け入れ先を確保します。そのうえで、改修工事計画を踏まえ、できるだけ早期に改修工事を実施する方向で検討を進めます。

工事の実施時期が遅くなると、安定運転を阻害するリスクが高まり、残使用年数が短いにも関わらず多額の改修工事費用が必要となってコスト効率が非常に悪くなるなど、施設管理に対する信頼を大いに損なう事態に陥ることになります。

### ② 新たな施設への移行

現施設の現況を踏まえると、長寿命化改修を実施することは現実的ではないため、広域化への対応を中心として、新たな施設への移行を進める必要があります。

新たな施設のあり方については、近隣自治体の状況や本市のし尿処理体制などを総合的に勘案し、関係機関とも緊密な情報共有と調整を重ね、本市や近隣自治体を含む地域全体にメリットのある方向性とします。

現施設の現況は老朽化が著しく、目標使用年数が長引くほど、現施設の稼働に要する支出が増大してしまうため、新施設への移行は本計画の計画期間内を目途として実現する必要があります。

## 第 1 1 項 その他建築系公共施設

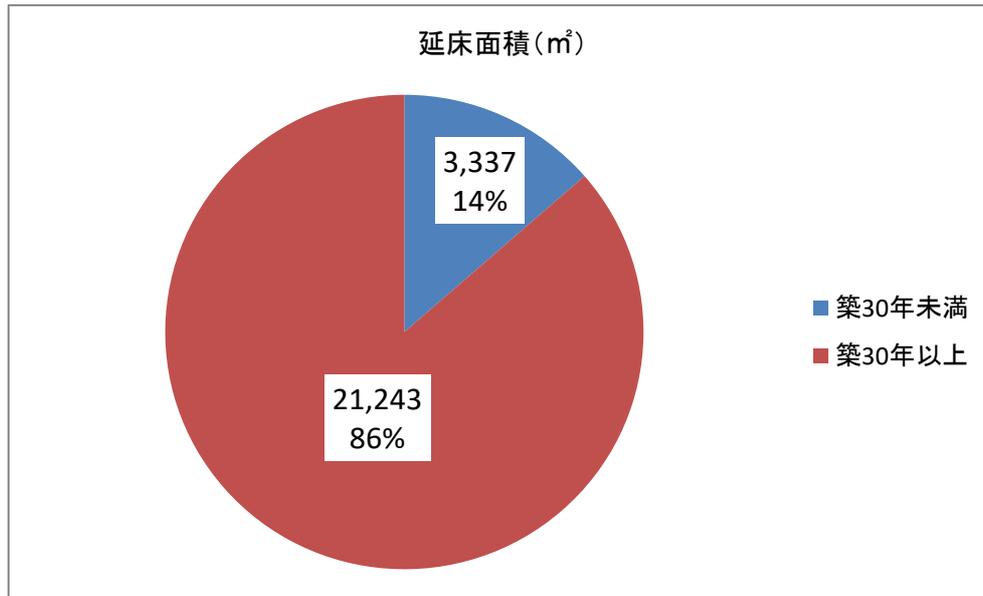
### (1) 施設概要

中分類	細分類	施設名称	建築年度	延床面積 (㎡)
斎場・墓苑	火葬場	1 かつら聖苑	2005	766.98
その他建築系公共施設	公衆便所	2 守谷海岸公衆トイレ	1993	38.80
		3 鶴原理想郷公衆トイレ	1990	18.00
		4 潮風散歩道トイレ	2013	44.72
		5 朝市トイレ	2011	4.34
		6 勝浦朝市公衆トイレ	2008	45.54
		7 中央海岸公衆トイレ	1995	39.74
		8 鶴原海岸(東側)公衆トイレ	2010	16.38
		9 鶴原海岸(西側)公衆トイレ	1996	33.40
		(旧)小学校	10 (旧)行川小学校	1979
	11 (旧)清海小学校		1983	2,959.00
	12 (旧)郁文小学校		1998	3,129.00
	(旧)中学校	13 (旧)北中学校校舎等	1971	4,305.00
	(旧)保育所	14 (旧)鶴原保育所	1978	554.42
	その他	15 千葉県立大原高等学校(旧)勝浦若潮キャンパス	1966	11,357.12

### (2) 施設の配置状況



### (3) 建物の老朽化状況



### (4) 現状と課題

#### (斎場・墓苑)

かつうら聖苑(火葬場)は、施設規模としては現在の設備及び体制で充足していますが、雨漏り等に対して応急的な処置で対応しており、今後、抜本的改善を検討する必要があります。維持管理に関しては、指定管理者の導入により維持管理費の低減を図っています。

#### (その他建築系公共施設)

守谷海岸、鵜原海岸、勝浦朝市、中央海岸等の8箇所にトイレを設置し、観光客の利便性向上に寄与しています。老朽化しているものについては、順次、千葉県の「観光地魅力アップ整備事業」における補助金により、バリアフリー化等の改修を進めています。

#### ・閉鎖施設(旧小学校及びその他)

(旧)行川小学校の建物及び敷地は、閉鎖後も市の管理下にあり、安全面や、防犯面、防災面等から必要な維持管理を継続しています。指定避難所に指定され、投票所や倉庫として活用されていますが、今後の利活用方針が定まっておらず、代替施設を検討した上で、用途見直しまたは除却等を進めていく必要があります。

(旧)清海小学校は、平成29年3月以降は、指定避難所の指定や投票所としての使用などを条件に、民間事業者へ貸し出した実績があり、今後も貸し出す予定です。

(旧)郁文小学校は、指定避難所の指定などを条件に令和4年度から民間事業者へ貸し出しています。

(旧)郁文保育所は、(旧)郁文小学校の貸し出しに伴い令和4年度に除却しました。

(旧)北中学校校舎等は備品などが残存しており、不審者対策、災害対策等に課題があります。特に校舎は旧耐震であるため、大規模改修が必要となります。

(旧)鵜原保育所は、園舎・備品ともに残存しており、不審者対策、災害対策、雑草、小動物・害虫の侵入等に課題があり、対策を検討する必要があります。

(旧) 東保育所は、令和 3 年度に売払いの入札を行い売却しました。

(旧) 学校給食共同調理場は、用途見直しが難しい施設であることに加え、認定こども園建設用地に含まれていた為、平成 30 年度に除却しました。

(旧) 北区青年館は用途廃止していましたが令和 4 年度に除却しました。

(旧) 勝浦診療所施設は、本来の用途でない倉庫等として使用していましたが、令和 5 年度内に除却します。

(旧) 勝浦診療所医師住宅は、令和 2 年度に除却しました。

(旧) 興津集会所（駅前）は、(旧) 興津中学校への興津集会所の移転に伴い用途廃止しており、令和 5 年度内に除却します。

千葉県立大原高等学校（旧）勝浦若潮キャンパスは、本市が取得後、平成 30 年 3 月にはグラウンド跡地は利活用する業者を公募した結果、地域の中核的な民間の商業施設となっています。(旧) 校舎等については、一部は、子育て施設の再編に伴って、仮移転の施設としておりますが、大部分が倉庫等として使われており今後の活用方法が定める必要があります。今後の活用については、本市の公共施設の適正な再編、民間活力の活用、同キャンパス内における低未利用な老朽化建物の除却等の様々な方向性を念頭に置いて、検討を進める必要があります。

#### 【個別施設計画】

その他建築系公共施設については、令和 5 年 3 月に以下の計画を策定しています。

「勝浦市個別施設計画（その他建築系公共施設（かつうら聖苑）」

「勝浦市個別施設計画（その他建築系公共施設（公衆トイレ）」

「勝浦市個別施設計画（その他建築系公共施設（旧小学校他）」

（各計画の計画期間：令和 5 年度から令和 14 年度までの 10 年間）。

#### (5) 基本的な方針

かつうら聖苑（火葬場）は、計画的に修繕工事を行い、施設の長寿命化を図ります。また、施設運営に専門的技術やノウハウを有する指定管理者への委託により、施設の適切かつ効率的な管理運営を継続します。

公衆トイレは、観光地の魅力アップに繋がっていることから、現状維持を基本としつつ、地域住民やボランティアを含む民間活力の活用等により、さらなる魅力向上への寄与と、維持管理費用の低減を目指します。

(旧) 行川小学校は、地域コミュニティの場を提供する役割を担ってきた施設であり、今後も地域コミュニティへの利活用、防災機能を含めた施設の利活用等、市として一元的な管理も含めた検討を行います。施設の条件によっては民間事業者への貸付や除却を検討します。

(旧) 北中学校校舎等は、グラウンドや体育館との関係を考慮し、除却等を検討します。

(旧) 鶴原保育所は、民間事業者への貸付や除却等を検討します。

千葉県立大原高等学校（旧）勝浦若潮キャンパスのグラウンド跡地は、商業施設による活用を継続し、校舎等建物及びその敷地の活用については、多様な用途の可能性があることから単一的、複合的な活用方法を検討します。

その他建築系公共施設の中には、当初の用途から他用途で利用されている施設があり、また、今後も用途廃止となる施設が増える可能性があり、市として一元的な管理のもと、有効活用、集約化、除却等を進めるよう、検討を進めます。

## (6) 個別施設計画の概要（基本方針）

### (かつうら聖苑)

#### ① 維持管理の方針

施設の安定的な稼働を念頭に置いて、修繕・設備の交換等の保全業務は、指定管理受託業者との連携を密にして計画的に実施していきます。

今後のエネルギー消費量や対策費用と効果を踏まえ、適切なタイミングで照明機器のLED化を推進します。

#### ② 長寿命化の方針

施設の長寿命化を図る観点から、雨漏り箇所については、詳細な原因調査と適切な対策工事の実施を検討します。

外壁の汚れと鉄部の錆は、施設の長期使用を見据えて、メンテナンスの容易な部材や工法へ適切なタイミングで転換することを検討します。

今後10年から15年程度のうちに、大規模改修を実施すべき時期が到来するため、長寿命化の観点を踏まえて、修繕計画の精査と実施を推進します。

#### ③ 適正配置の方針

非常時の火葬受入れ体制については、近隣の同種施設との間で適切な連携を図ります。

専門性の高い指定管理業者の担い手が不在とならないよう、広域的に同種施設との情報交換を図り、施設の長期安定的な運営を推進します。

### (公衆トイレ)

設置場所は海岸沿いか沿岸部の市街地であり、建物の劣化が進行しやすい環境にあります。またトイレの機能は進化が著しく、定期的な機能改良が求められます。そのため、現状の維持管理を継続的に実施し、衛生的で機能的なトイレを維持します。さらに、便器や手洗い場等の主要機能を中心に、機器の更新を計画的に実施します。

### (旧小学校他)

#### (旧) 行川小学校

地域コミュニティのために必要な施設機能を整理し、建物については、改修・解体・更新等の方向性を検討します。

また、事故防止の観点から、劣化の進行が見られる箇所を中心に、点検及び補修を継続的に実施します。

#### **(旧) 清海小学校**

施設の有効活用を継続的に実効化していくためにも、長期的視点に基づく建物の老朽化対策の方向性について検討します。

また、隣接する(旧)鶴原保育所も含め、地域活性化のための貴重な施設として、将来のあり方の検討を進めます。

#### **(旧) 郁文小学校**

長期貸付となるため、貸付先との緊密な連携を継続します。

その上で、貸付条件を踏まえて、貸付先とともに、変化する地域の課題解決に必要な施設の活用について取り組みます。

また、市としての施設の維持更新に適切に対応します。

#### **(旧) 北中学校校舎等**

耐震改修工事等の費用対効果を踏まえると、校舎全体を活用することは現実的ではなく、隣接する体育館及びグラウンドも含めた(旧)北中学校全体としての活用について、関係所管課による横断的な検討を進めます。

建物は、安全管理を引き続き徹底します。

#### **(旧) 鶴原保育所**

当面は、建物の安全管理を徹底しつつ、現状の倉庫としての利用を継続します。

隣接する(旧)清海小学校とともに、地域活性化のための貴重な施設として、将来のあり方の検討を進め、対象施設については、建物除却による市有地の有効活用の視点も含めて検討します。

#### **千葉県立大原高等学校(旧)勝浦若潮キャンパス**

市内全体の公共施設の方向性も踏まえたうえで、集約化・複合化・民間との連携など、様々な施設再編の選択肢を考慮し、施設全体としての将来的な活用方法を検討するとともに、同キャンパス内における低未利用な老朽化建物の除却にも対応します。

## 第2節 インフラ系施設の管理に関する基本的な方針

### 第1項 道路

#### (1) 現状と課題

中分類	細分類	延長(km)
道路	市道	246
農道	土地改良事業等	4
	農作業道(赤道)	111
林道	林道	6

市道は、老朽化の状況を踏まえて、平成27年度には市道1・2級の路面性状調査を実施し、平成28年度に道路附属物（照明・標識等）、法面、令和3年度には歩道橋、ボックスカルバートの点検を実施しました。今後は、調査・点検の結果による優先度を踏まえて、順次、修繕等を実施していく予定です。また、側溝の清掃や草刈りは、地域の自治会等の協力を得て実施しており、維持管理費の低減に努めています。

本市の農道は、未舗装が大部分を占めています。土地改良事業等で整備された農道は、約4kmであり、その他の農道は農作業道としての利用を目的とした赤道です。日常の管理は、地元の利用者が中心に行っていますが、舗装の老朽化に伴う補修等については、利用者からの要望を踏まえて対応しています。

林道は、補修等の必要性が顕在化した際に、事後的な保全等で対応しています。

#### 【個別施設計画】

道路については、以下の計画を策定しています。

「勝浦市 舗装修繕計画（平成30年4月）」

（計画期間：平成30年度から令和9年度までの10年間）

「勝浦市 道路附属物修繕計画（令和4年3月）」

#### (2) 基本的な方針

市道の舗装や附属物は、路面性状調査及び道路附属物点検等の結果に基づき、施設の重要度や健全度等から優先度を決定した上で、計画的な修繕及び適切な更新を行います。

農道及び林道は、利用者の要望等を踏まえつつ、本来の機能の維持を図るために、必要となる修繕等を適切に実施します。

## 第2項 トンネル

### (1) 現状と課題

トンネルは33箇所（林道2箇所を含む。）があります。

トンネル（市道）は、川津北と川津南の2箇所については、平成21年度から平成22年度に現況調査及び対策検討を実施し、修繕を行いました。また、平成25年度には、残りのトンネル点検調査を実施しました。

平成30年度に定期点検を実施し、令和元年度に「勝浦市トンネル長寿命化修繕計画」を策定（令和5年3月改定）しました。

廻り山隧道（勝浦荒川線）は、代替道路の開通に応じて、平成29年度には、廃止しました。

トンネル内の照明は、令和3年度末までに10箇所のトンネルをLED化しています。

林道のトンネル2箇所については、令和3年1月に「勝浦市林道施設長寿命化計画」を策定しています。

#### 【個別施設計画】

トンネルについては、以下の計画を策定しています。

「勝浦市トンネル長寿命化修繕計画（令和5年3月）」

「勝浦市林道施設長寿命化計画（令和3年1月）」

### (2) 基本的な方針

トンネル点検調査の結果や、すでに実施した修繕内容等を踏まえつつ、中長期的な取組を推進するために、長寿命化修繕計画に基づいて実態に応じた計画的な補修・改修等を実施します。

また、トンネル内の安全性の確保や、維持管理費用の低減を図る観点から、照明のLED化を推進します。

## 第3項 橋梁

### (1) 現状と課題

橋梁は、老朽化対策が必要な状況を踏まえて、平成25年3月に「橋梁長寿命化修繕計画」を策定、平成30年4月及び令和5年3月にそれぞれ改定し、中長期的な観点から、今後の計画的な補修・改修等に着手しています。

#### 【個別施設計画】

橋梁については、令和5年3月に「勝浦市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しています。

### (2) 基本的な方針

長寿命化修繕計画に基づいて、実態に応じた計画的な補修・改修等を実施します。

## 第4項 上水道

### (1) 現状と課題

現状では、市の水道事業と南房総広域水道企業団からの受水による分担とし、効率的な配水を実施しています。その結果、既存の施設の中には、不要となった施設や管路が生じており、撤去等を含めた今後の対応が必要です。

また、今後も活用する予定の施設については、老朽化した管路を中心に、耐震化を含む更新事業を進めています。

そうした中、今後の人口減少に伴う水需要の減少を見据えつつ、水道経営の健全性を維持していく必要があるため、令和2年7月に「勝浦市水道ビジョン・経営戦略」を策定しました。

さらに、令和5年3月には、夷隅地域水道事業統合協議会により「夷隅地域水道事業統合・広域化基本方針」が策定され、令和7年4月を目標に、二市二町（いすみ市、勝浦市、大多喜町、御宿町）の各事業体の水道事業を統合し、夷隅郡市広域市町村圏事務組合の共同処理事務として追加し、事業認可を受け水道事業を設置することとしています。同基本方針においては、水道事業の用に供する現有資産は、統合後の事業体に全て引き継ぐものとし、借受け資産のうち、必要なものについても同様にその権利を引き継ぐものとしますが、水道事業の用に供していない資産等については、原則として引き継ぐ対象とはせず、当該資産等を所管することとなる市町において管理処分するものとしています。

#### 【個別施設計画及び関連する基本方針】

上水道については、令和2年7月に「勝浦市水道ビジョン経営戦略」を策定しました（計画期間：令和3年度から令和12年度までの10年間）。

### (2) 基本的な方針

水道関連施設は、前記の「夷隅地域水道事業統合・広域化基本方針」に基づいて令和6年度までに事業の統合を進め、事業統合に必要な水道関連施設の整備・更新等に関する適切な対応を図っていきます。その中で、本市の「水道ビジョン・経営戦略」に掲げる「安全な水道、強靱な水道、水道サービスの持続」の理想像を踏まえながら、水道の将来像と目標の実現施策を推進していきます。

## 第5項 下水道

### (1) 現状と課題

生活排水などによる河川水質汚濁を防止するため、合併浄化槽の設置の推進に努めました。

市街地の雨水排水対策として、都市下水路が整備されています。

### (2) 基本的な方針

河川水質汚濁を防止対策として、引き続き合併処理浄化槽の設置の推進に努めます。

雨水排水対策として、都市下水路の維持・管理に努めます。

## 第6項 公園

### (1) 現状と課題

公園は、平成28年度から行っている定期点検の結果に基づいて、必要性に応じた遊具等の計画的な修繕を実施する予定です。ただし、使用頻度の低い施設については、維持管理費用の節約と安全性を確保する観点から、用途廃止または変更の検討及び実施を図ります。

### (2) 基本的な方針

今後も、定期点検の結果に基づいて、遊具等の修繕・更新や撤去を実施し、安全性の確保を図るとともに、財政負担の低減を図ります。

南房総国定公園内の市有施設（遊具・ウッドデッキ）については、維持管理体制の見直しを検討する予定です。

## 勝浦市公共施設等総合管理計画

発行年月／平成29年3月・令和4年3月改訂

令和6年 月改訂

発 行／勝浦市

編 集／勝浦市役所 財政課

〒299-5292

勝浦市新官1343番地の1

電 話 0470-73-6651 (直通)

F A X 0470-73-3937